

・まちづくり・環境分野

V. まちづくり・環境分野

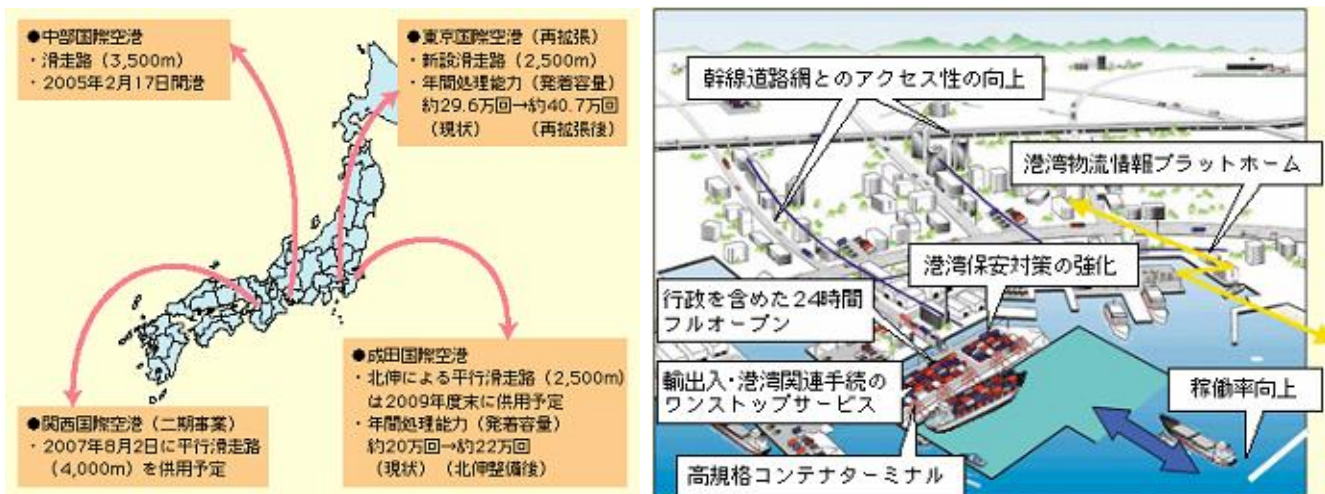
1. 道路・交通

(1) 社会経済潮流

国際競争力の強化

経済のグローバル化が進展する中で、アジアのゲートウェイとしての機能を高めるために、羽田空港、成田空港等の大都市圏の拠点空港や、東京湾をはじめとする中枢・中核国際港湾など広域的な成長基盤インフラの整備が推進されている。

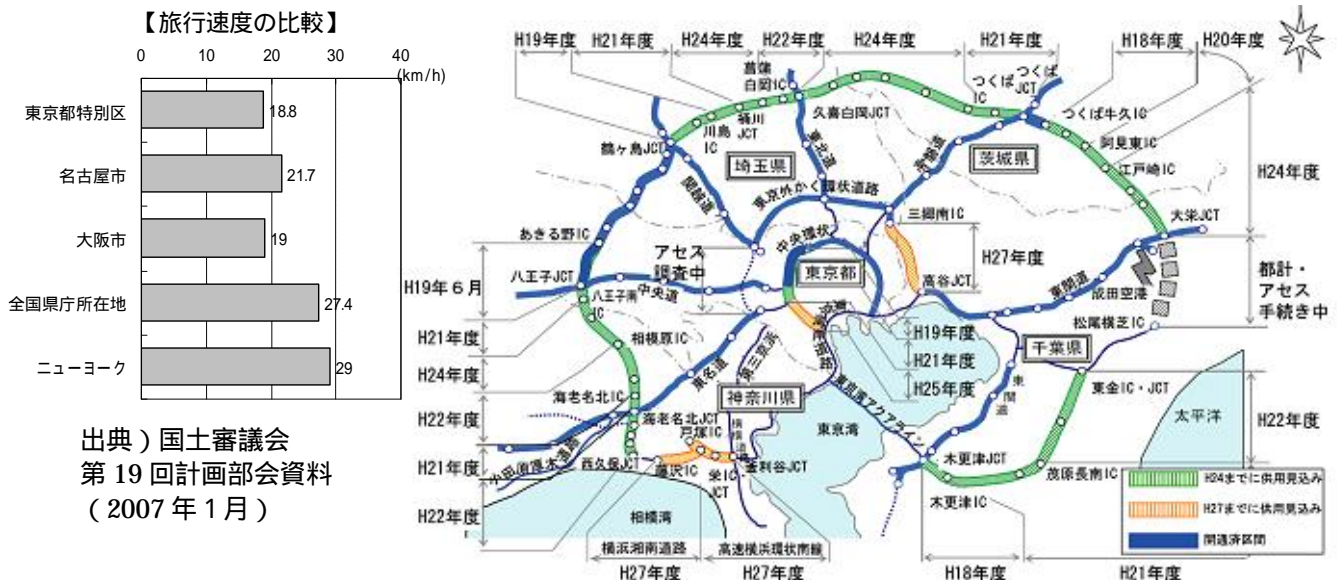
図表V-1 大都市圏における拠点空港および国際港湾の機能強化



出典) 「国土交通白書」(平成18年度版)

また、空港や港湾の拠点までのアクセス強化も促進され、首都東京の国際競争力や国際的な魅力を高めるためにも、都市の骨格を形成する道路ネットワークを早期に整備する必要性が高まっており、首都圏三環状道路は平成20年代半ばまでに全体の約9割完成の見通しである。

図表V-2 首都圏三環状道路の整備見通し

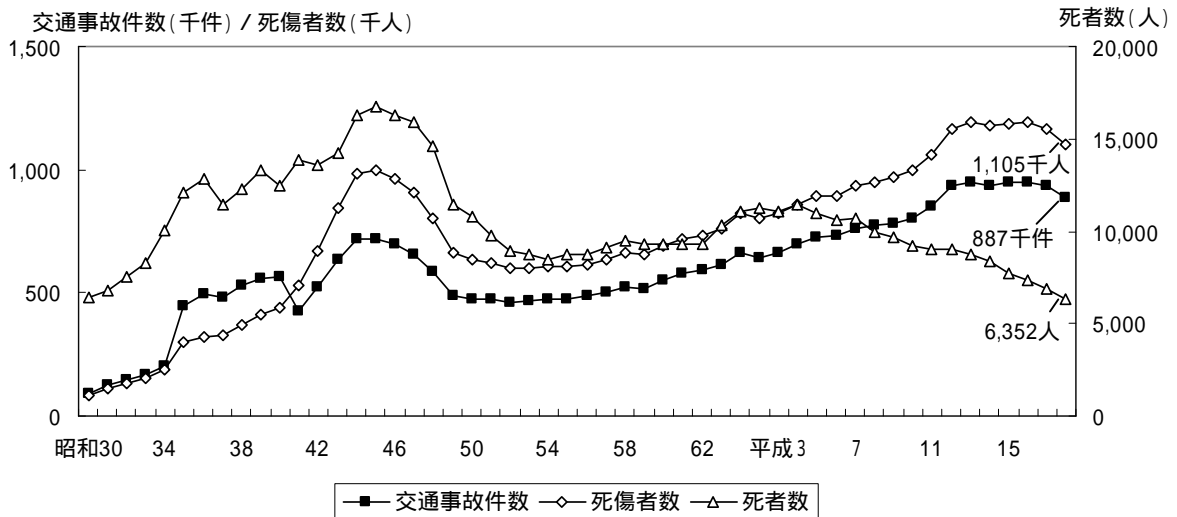


1. 道路・交通

減らない交通事故

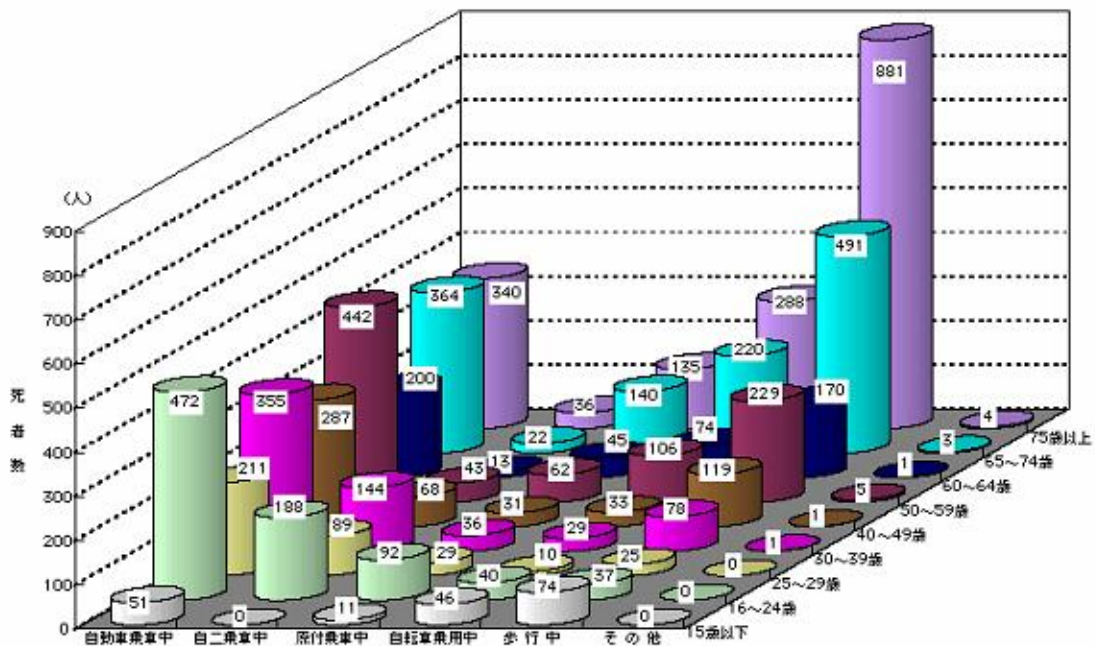
交通事故による死者数は平成 18 年に 6 千人台前半まで減少したが、交通事故件数は約 89 万件、死傷者数は 100 万人以上と非常に多い状態が続いており、深刻な状況である。年齢別に見ると、65 歳以上の高齢者の割合が高く、4 割を超える。事故時の状態は、歩行中の事故が多い。

図表V-3 交通事故件数および死傷者数等の推移



資料) 警察庁資料より

図表V-4 年齢別・状態別の交通事故死者数



出典) 警察庁「平成 18 年警察白書」

1. 道路・交通

(2) 江東区の現状

現状

a) 道路

a.1. 道路現況

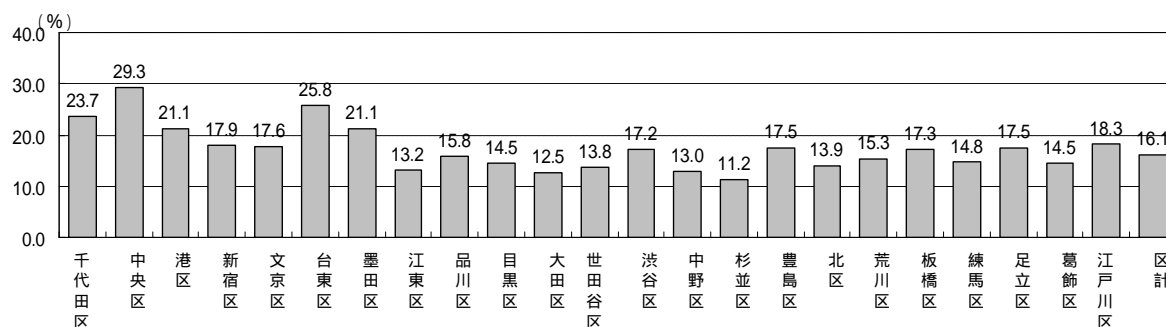
本区における公道の総延長は約 383km である。公道の道路率は 13.2% となっており、23 区の中では下から 4 番目である。ただし、港湾局道路を含めると、23 区平均とほぼ同じとなる。

また、橋梁は 138 か所、横断歩道橋は 51 か所となっており、横断歩道橋は都道が約 3/4 を占める。

図表V-5 区内の管理者別道路現況（平成19年）

	延長m	面積㎡		延長m	面積㎡
国道	9,839	327,247	私道	65,804	214,752
都道	52,668	1,525,891	港湾局道路	36,775	1,151,342
特別区道	305,739	2,898,524	認定外道路	2,275	22,130
首都高速道	14,603	508,680	区有通路	26,393	115,251
公道合計	382,849	5,260,342			

図表V-6 23区における公道面積道路率（平成19年）



資料) 「特別区土木関係現況調書」より

図表V-7 区内の管理者別橋梁現況（平成19年）

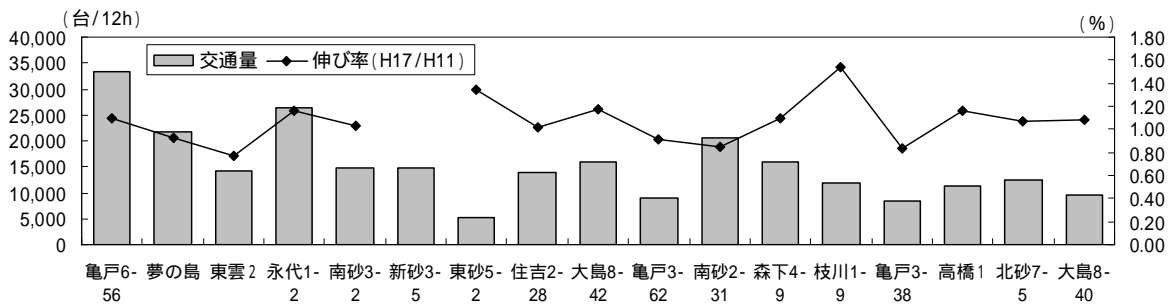
	国道	都道	区道	港湾局橋	計
橋梁計	5	39	85	9	138
横断歩道橋	5	37	9	0	51

a.2. 主要交差点交通量

主要交差点の交通量をみると、京葉道路の亀戸 6-56 交差点（図表V-8参照）の交通量が最も多く、昼間の交通量が3万台を超えている。次いで、永代通りの永代 1-2 交差点が 26,000 台と多い。伸び率でみると、環状3号線の枝川 1-9 交差点の交通量は5年前と比較して、約 1.5 倍に増加している。

1. 道路・交通

図表V-8 主要交差点における交通量および伸び率（平成17年）



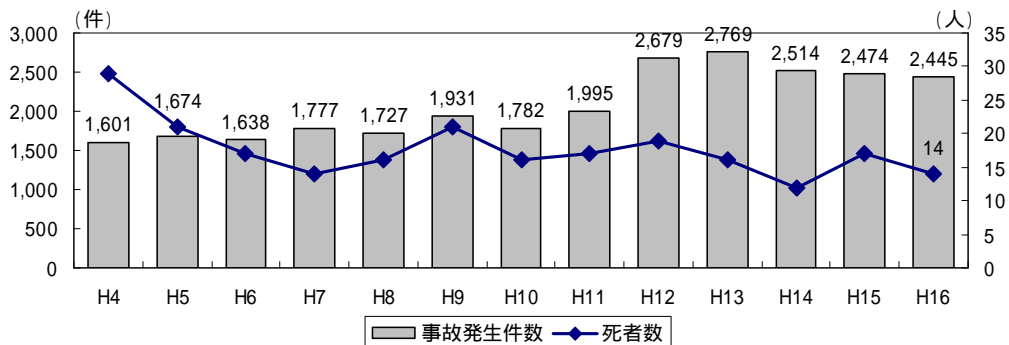
資料) 東京都「交通量調査報告書」(平成18年10月)より

b) 交通安全

b.1. 交通事故

本区の交通事故死者数は近年徐々に減少しており、平成16年は年間14人となっている。しかし、交通事故の発生件数は平成12年以降2,500件前後で推移しており、依然として多い状態が続いている。交通事故の発生場所は幹線道路が半分強を占め、当事者は30歳代が23%、50歳代が18%となっている。また、65歳以上の高齢者が8%を占めている。

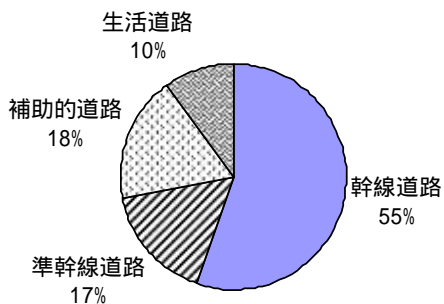
図表V-9 江東区における交通事故及び死者数の推移



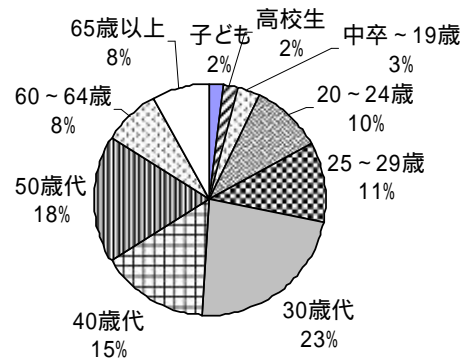
資料) 警視庁「東京の交通事故」より

図表V-10 江東区における交通事故発生状況（平成16年）

【車道種別 (N=2,445)】



【年齢別当事者 (N=4,776)】



注釈) 第1・第2当事者の合計件数

資料) 警視庁「東京の交通事故」より

1. 道路・交通

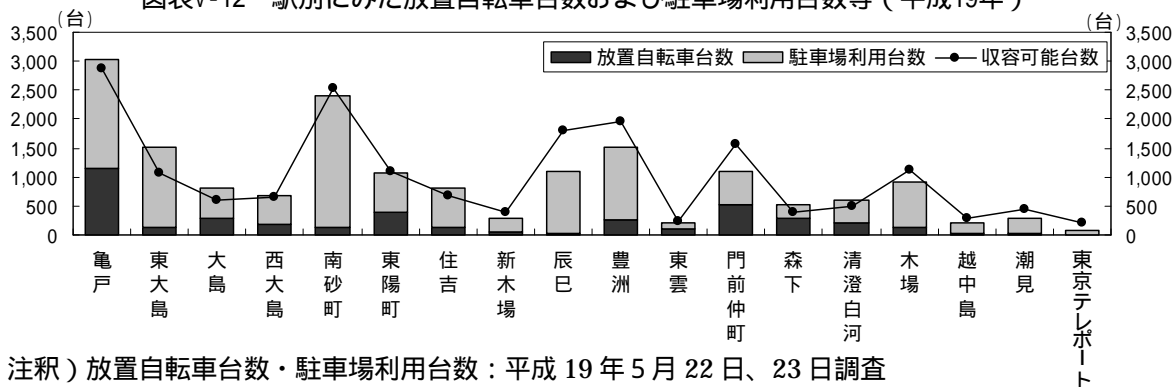
図表V-11 交通安全施設の現況（平成19年）

歩行者用防護柵	歩道	道路反射鏡	道路標識
121,413m	199,228m	1,169 基	1,412 基

b.2. 放置自転車

本区では、放置自転車対策として、平成19年9月現在、駅周辺に48か所の自転車駐車が整備されており、収容可能台数は計18,438台である。駅別に自転車の利用状況をみると、ほとんどの駅で放置自転車がみられ、特に、亀戸駅周辺では平成19年5月の調査で1,000台以上の放置自転車がみられた。

図表V-12 駅別にみた放置自転車台数および駐車場利用台数等（平成19年）

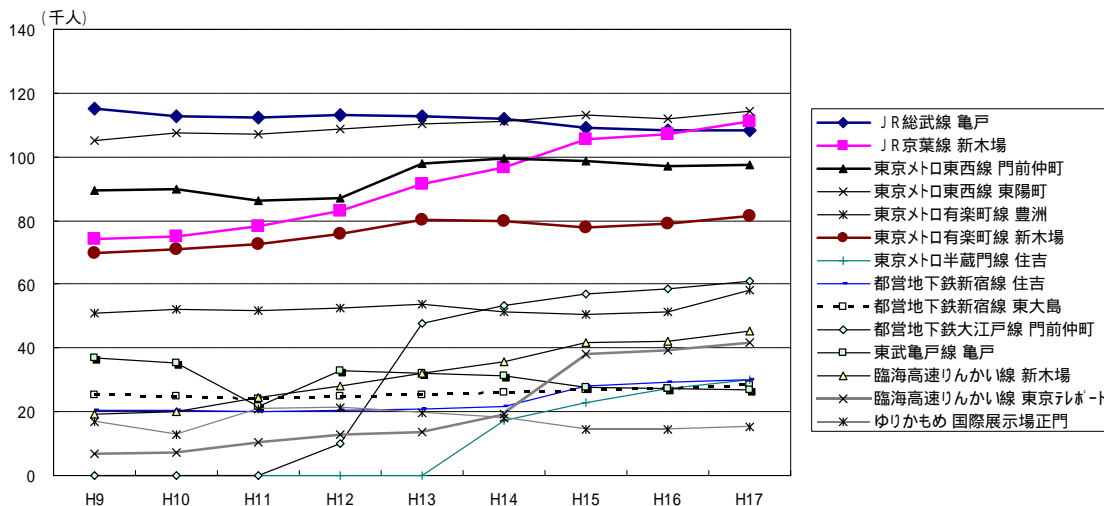


注釈) 放置自転車台数・駐車場利用台数：平成19年5月22日、23日調査
 駐車場収容可能台数：平成19年9月末

c) 公共交通

本区では、都営地下鉄大江戸線（平成12年12月）、東京メトロ半蔵門線（平成15年3月）、ゆりかもめ一部区間（豊洲～有明）（平成18年3月）が開業して、年々鉄道利用者数は増加し、平成17年の区内駅における1日乗降客数が120万人を超過している。主要駅の乗降客数の推移をみると、区役所の最寄り駅である東京メトロ東西線東陽町駅が11.4万人と最も多く、JR京葉線新木場駅が11.1万人、JR総武線亀戸駅が10.8万人と続いている。

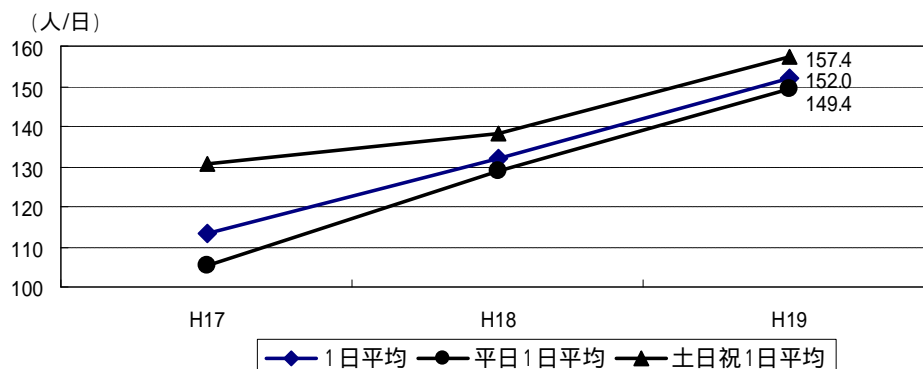
図表V-13 区内の各路線主要駅における1日乗降客数の推移



1. 道路・交通

また、平成 17 年 11 月からコミュニティバス「しおかぜ」が運行している。潮見駅を起終点に木場・辰巳を循環運行する、36 人乗りの中型バスである。乗客数は増加しており、平成 19 年度は 1 日平均約 152 人が利用している。

図表V-14 コミュニティバス年間乗降客数の推移



注釈) 平成 17 年度：平成 17 年 11 月 1 日から運行開始、平成 19 年度：平成 20 年 1 月 13 日現在

関連個別計画

江東区やさしいまちづくり推進計画（平成 16 年 3 月）

* 年齢の違い、能力や特性の違いにかかわらず、誰もが使いやすく安心して安全な環境をつくるために、区と区民および事業者が協働で進める「やさしいまちづくり」を実現するための方策を行政と区民が連携して検討し、策定した。

江東区交通バリアフリー基本構想（平成 18 年 3 月）

* 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）に基づき、移動の円滑化のための各種事業を重点的・一体的に実施するため「東陽町駅周辺」・「南砂町駅周辺」の 2 地区を重点整備地区と選定し、策定した。

(3) 区民の意識・意向（「江東区民意識意向調査（平成 20 年 3 月）」より）

a) 現在の状況・以前との比較

道路・交通に関する区民の評価では、現状においては、「道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境」で「良い」が 24.7%、「悪い」が 13.1%、「交通事故の危険にあわないうような取組」で「良い」が 3.7%、「悪い」が 17.9%、「すべての人が生活しやすいバリアフリーの状況」で「良い」が 5.5%、「悪い」が 28.1%で、利便性は高いが安全性やバリアフリーの面では課題があると評価されている。

一方、以前との比較においては、「道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境」で「良くなっている」が 28.6%、「悪くなっている」が 5.2%、「交通事故の危険にあわないうような取組」で「良くなっている」が 6.5%、「悪くなっている」が 7.1%、「すべての人が生活しやすいバリアフリーの状況」で「良くなっている」が 19.1%、「悪くなっている」が 5.5%で、「道路・交通」に関する状況は改善されているとする評価が高くなっている。

1. 道路・交通

図表V-15 現在の状況 回答率一覧<道路・交通関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	(%) 良 い	(%) ふ つ う	(%) 悪 い	(%) 無 回 答
道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境	24.7	47.6	13.1	14.5
交通事故の危険にあわないような取組	3.7	61.2	17.9	17.2
すべての人が生活しやすいバリアフリーの状況	5.5	48.5	28.1	17.9

図表V-16 以前との比較(4~5年前、それ以降に江東区に住まれた方は転入当時と比べて)
回答率一覧<道路・交通関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良 くな つ た (%)	変 わ ら な い (%)	悪 くな つ た (%)	無 回 答 (%)
道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境	28.6	45.9	5.2	20.4
交通事故の危険にあわないような取組	6.5	64.1	7.1	22.4
すべての人が生活しやすいバリアフリーの状況	19.1	52.4	5.5	23.0

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境」が12.2%、「交通事故の危険にあわないような取組」が9.6%で、「まちづくり・環境分野の平均優先度」7.1%を上回っている。

図表V-17 優先度結果一覧<まちづくり・環境分野> (N=1,302) (ゴシック体は、道路・交通関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度(%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	4.2
道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境	12.2
交通事故の危険にあわないような取組	9.6
災害に強い安全なまちづくりへの取組	16.8
災害時の救助・救援・支援体制の状況	12.6
水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況	4.3
臨海部の新しいまちの整備状況	1.3
生活スタイルに応じて住み続けられる住環境	6.2
犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境	17.0
公害等環境汚染のない安全な生活環境	5.0
ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着	4.1
環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制	0.8
海・川・緑地等の自然保護・保全の取組	2.3
清潔で調和ある都市景観の美しさ	3.6
まちづくり・環境分野の平均優先度	7.1

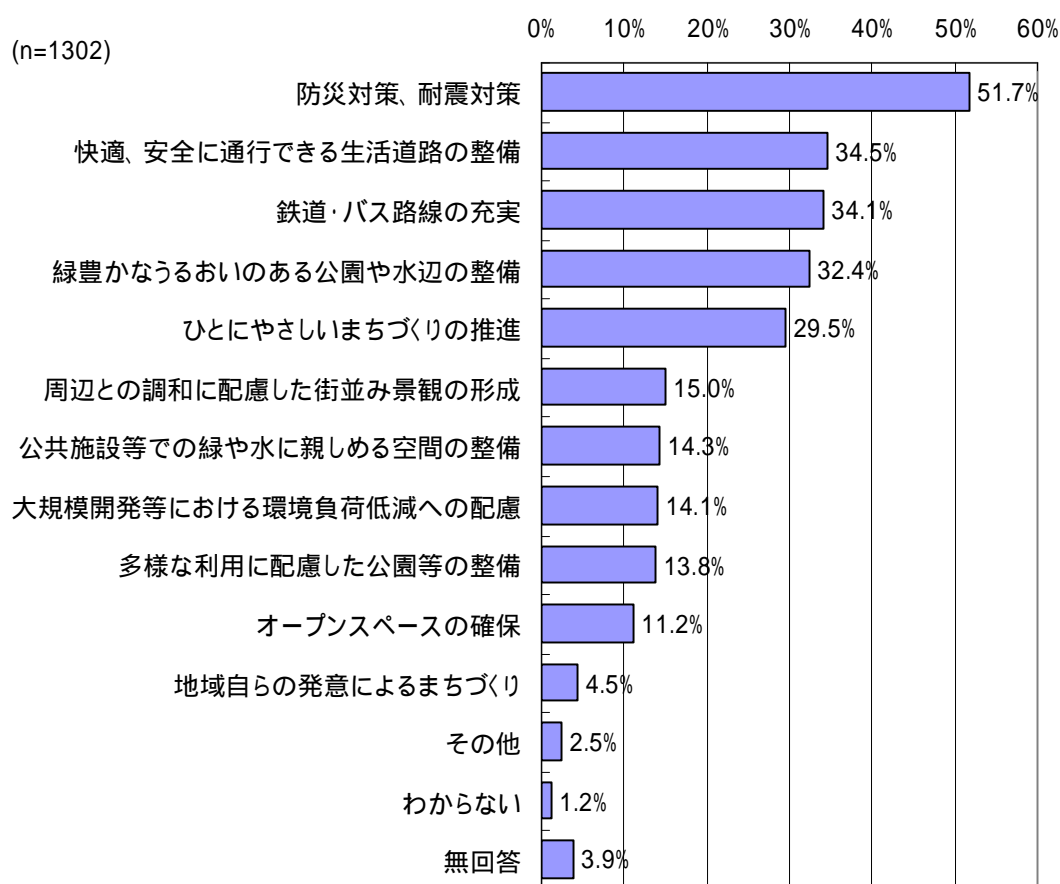
1. 道路・交通

注釈) 優先度：1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

c) 重点的な取り組みが求められている施策

今後区が進める新たなまちづくりにおいて重視すべき点において、「快適・安全に通行できる生活道路の整備」(34.5%)が2番目、「鉄道・バス路線の充実」(34.1%)が3番目に高くなっている。

図表V-18 今後区が進める新たなまちづくりについて、重視すべき取り組み
(あてはまるもの3つ以内を選択)



(4) 課題

- ・道路の整備水準は比較的良好であるが、交通事故の発生件数が依然として多く、事故発生率の高い幹線道路を中心に安全施設の整備が求められる。
- ・区内の多くの駅において放置自転車がみられ、特に亀戸駅周辺などでは多くの放置自転車が発生している。今後も引き続き駐車場の整備を進めるとともに、利用者への駐車場利用やマナーの指導を行うことが必要である。
- ・鉄道の新規開業が進み、東西の交通利便性は高まっている。一方、南北の交通網については、コミュニティバスが整備されたものの、依然として臨海地域と既成市街地との交通網は弱く、南北交通網の整備強化が求められる。
- ・狭隘な道路を歩行者が安全に通行できるよう無電柱化を図り、地域の景観に配慮した修景の整備が求められる。
- ・架設後 50 年以上経過する橋梁が全体の 1/3 を占め、老朽化が懸念される中、計画的な橋梁の大規模改修が求められる。

2. 市街地整備

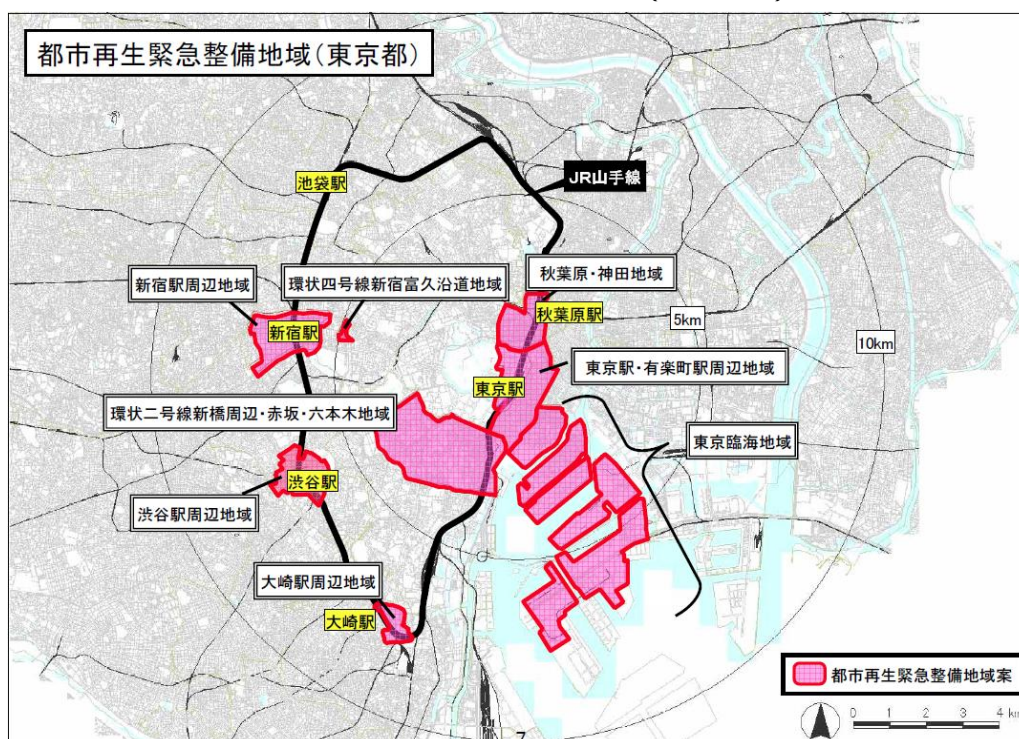
2. 市街地整備

(1) 社会経済潮流

都市再生の推進

都市再生特別措置法（平成14年6月施行）に基づき、都市の再生の拠点であり、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、都市再生緊急整備地域が指定されている。東京都内では8地域（2,514ha）が指定を受けており、民間の資金・ノウハウを活用した都市開発が進められている。

図表V-19 都市再生緊急整備地域（東京都内）



出典) 都市再生本部資料（2007年1月）

図表V-20 都市再生緊急整備地域における支援施策

<p>認定民間都市再生事業: 25ヶ所 (平成19年8月31日現在) 国土交通大臣認定を受けた民間都市再生事業計画に対して、優良な民間都市開発事業への金融支援・税制優遇の措置</p>	<p>都市再生特別地区: 28地区 (平成19年8月31日現在) 既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることの出来る都市計画制度</p>
---	--

資料) 国土審議会第19回計画部会配付資料（2007年1月）、都市再生本部ホームページより

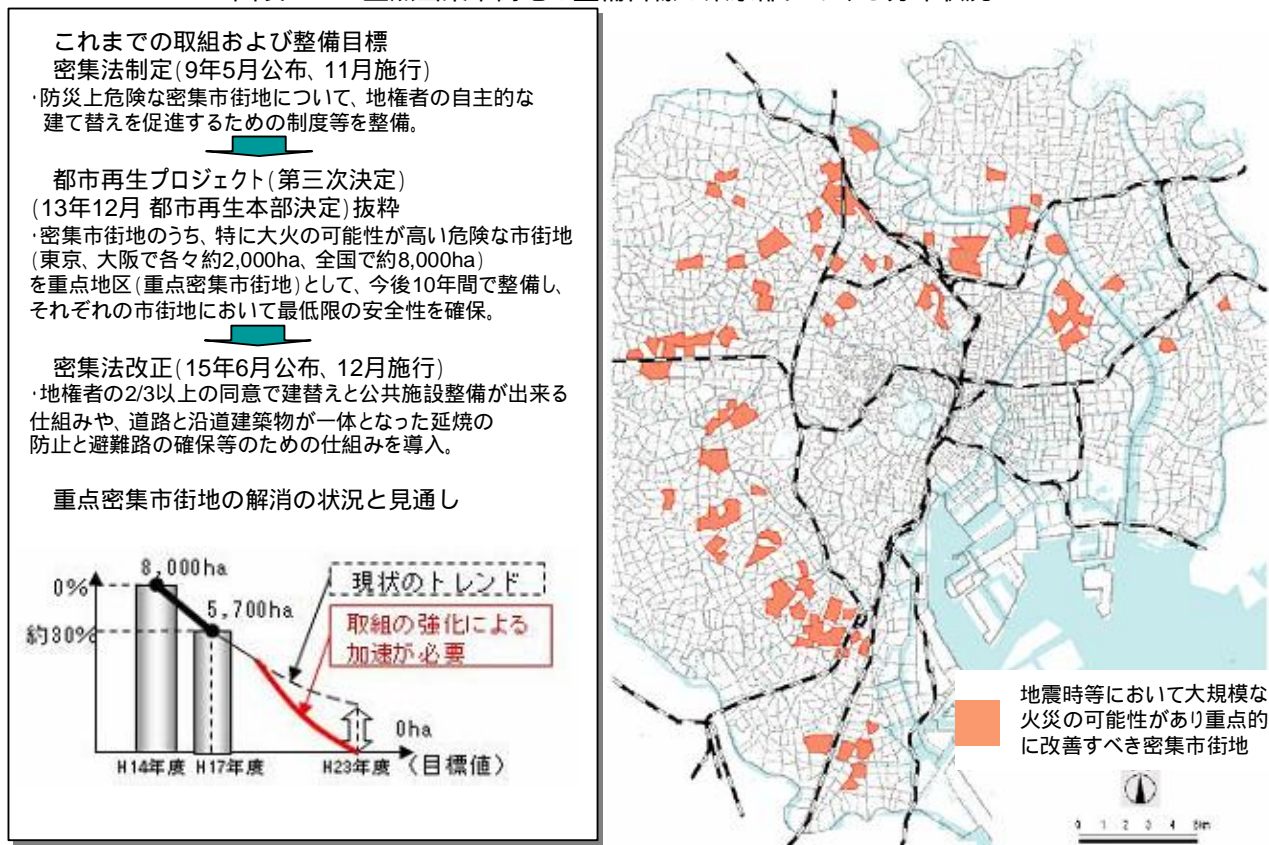
密集市街地対策

都市再生プロジェクト第12次決定（平成19年1月）として、密集市街地の緊急整備が掲げられ、平成23年度までに、全国の重点密集市街地¹約8,000haにおいて、危険な老朽住宅の除去や、面的整備事業、容積移転等を活用した建て替えを促進し、最低限の安全性を確保すること等が目標として設定されている。

¹ 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地

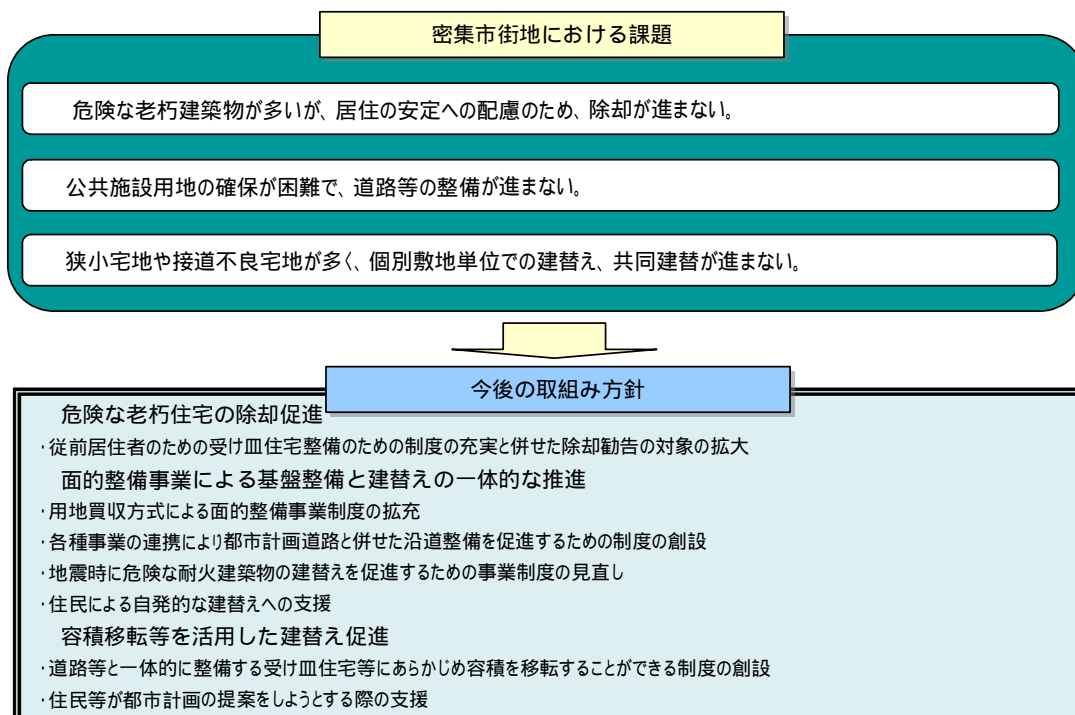
2. 市街地整備

図表V-21 重点密集市街地の整備目標と東京都における分布状況



資料) 都市再生プロジェクト(第12次決定)資料より

図表V-22 重点密集市街地の整備目標と東京都における分布状況

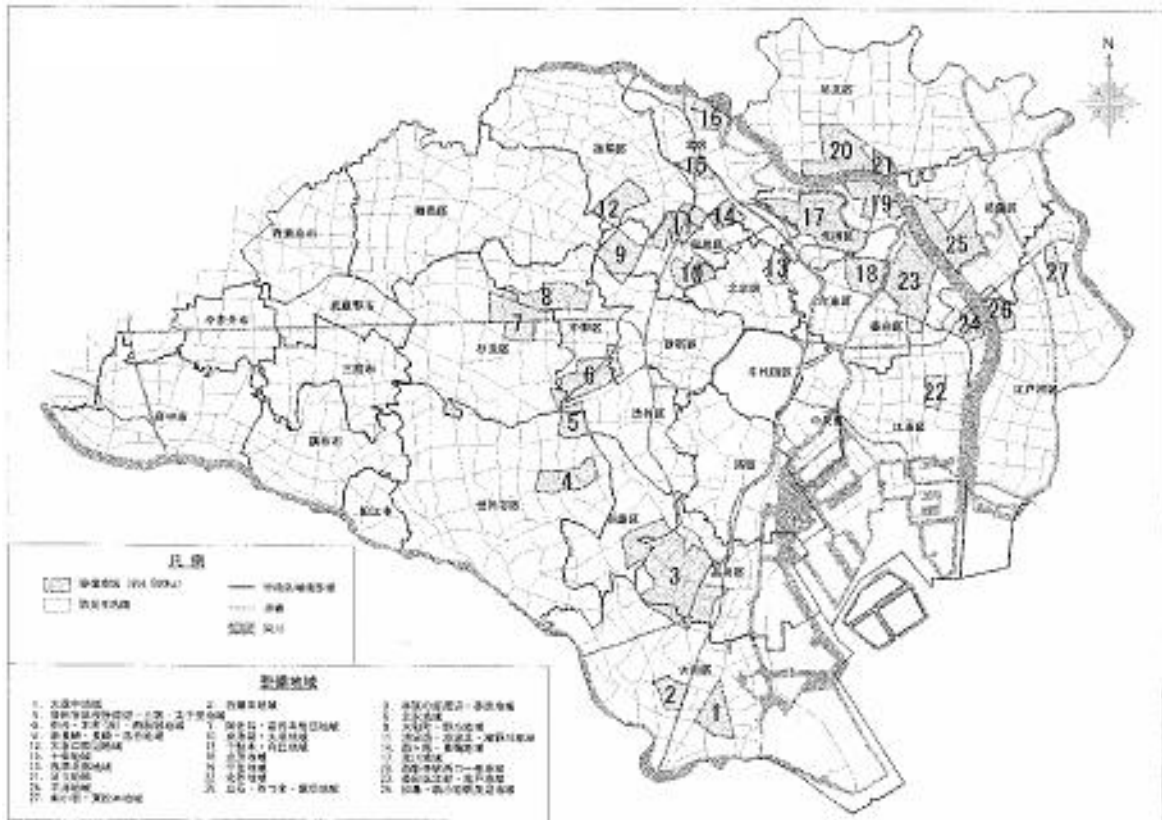


資料) 国土審議会第19回計画部会資料(平成19年1月)より

2. 市街地整備

また、東京都は、平成 16 年 3 月に防災都市づくり推進計画を改定し、地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の甚大な被害が想定される地域を整備地域とし、27 地域約 6,500ha を指定している。整備地域においては、防災都市づくりの施策を展開し、平成 37 年度までに市街地がほとんど焼失しない不燃領域率 70%を目標として設定している。

図表V-23 防災都市づくりの施策を展開する整備地域



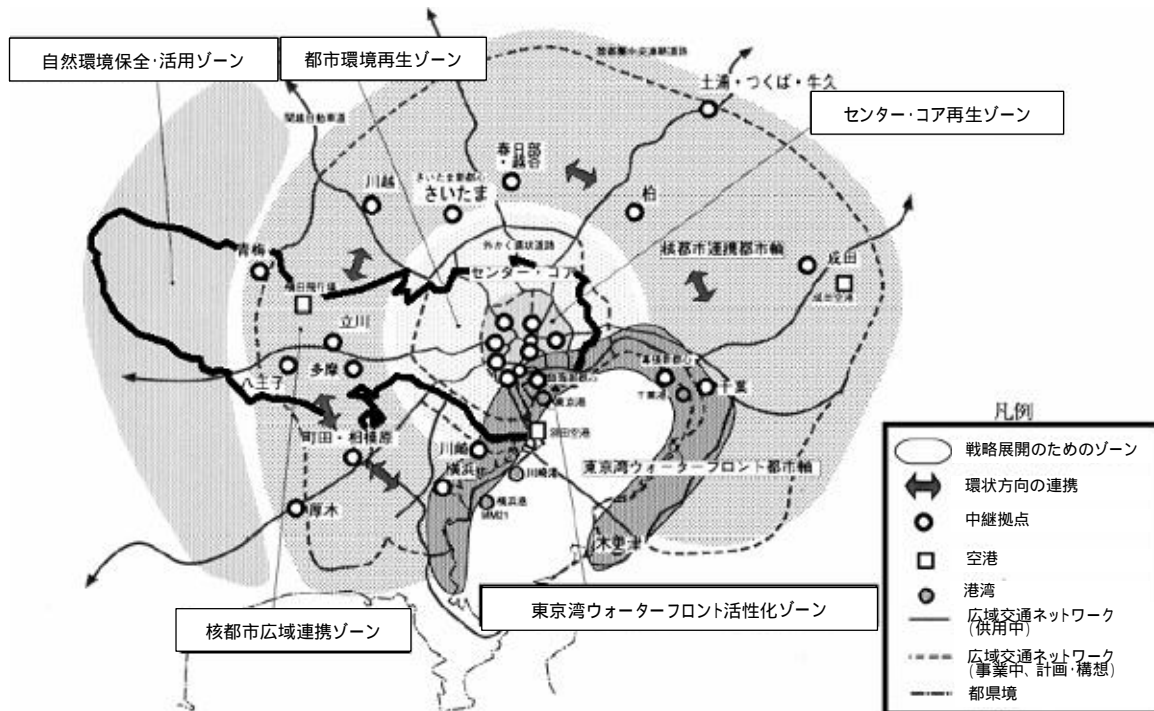
出典) 東京都「防災都市づくり推進計画」(平成 16 年 3 月)

体系的なまちづくりの推進

東京都では、東京構想 2000、東京の新しい都市づくりビジョンなど既存の都市づくり関連計画を踏まえて、平成 16 年 4 月に都市計画区域マスタープランを策定している。本プランでは、環状方向の都市と都市との結びつきを重視して、集積のメリットを活かす多機能集約型の環状メガロポリス構造の構築をめざしている。

2. 市街地整備

図表V-24 環状メガロポリス実現のための5つのゾーン



出典) 東京都「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成16年4月)

図表V-25 東京都市計画区域(23区)の有するゾーン別の課題および将来像

<p>センター・コア再生ゾーン (江東地域等に江東区の一部エリアが該当) 多様な機能集積により、総合的なビジネス環境を向上させ、地域全体の魅力を向上。土地の有効高度利用を図りながら、市街地の更新を促進。木造住宅密集地域の整備、特色ある複合市街地の形成などにより、良質な居住環境を創出。歴史的・文化的資源を生かしながら、魅力ある都市空間を形成。</p> <p>東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン (臨海副都心地域等に江東区の一部エリアが該当) 国際的な交通機能、物流機能の強化。国際交流の場となる施設の充実。水辺環境を活用しながら、多様な機能が複合的に展開する魅力的な都市空間を創造。東京圏における循環型社会の構築、災害対応力の強化を図る。</p> <p>都市環境再生ゾーン (荒川・隅田川周辺地域に江東区の一部エリアが該当) 木造住宅密集地域の解消、居住環境と利便性に優れた市街地への再生。地区計画等を活用し、安全で良好な住環境を保全・形成。公共交通の利便性の高い地区等への機能集積により拠点性を向上。</p>
--

資料) 東京都「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成16年4月)より

また、東京都は、平成16年4月、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけるマスタープランとして「都市再開発の方針」を策定し、計画的な再開発が必要な市街地として約75,012ha(うち約1,683haが新規追加)を指定している。

図表V-26 東京都市計画区域における都市再開発の施策の方向

<p>拠点の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター・コア再生ゾーンの中核拠点は、複合開発を推進し、魅力と賑わいのある都市空間を備えた拠点として整備 ・生活拠点は、多様な複合機能を備えるとともに、コミュニティインフラをも備えた生活利便性の高い拠点として整備 ・東京湾ウォーターフロント活性化ゾーンや都市環境再生ゾーンにおける土地利用転換が見込まれる低未利用地は、その周辺地区も含め、計画的に整備された複合機能を備えた拠点等として整備 ・都市環境再生ゾーンにおける老朽化した住宅団地は、その周辺地区についても勘案しながら、生活利便性を備えた生活中心地等として整備 ・都市再生緊急整備地域は、民間の創意工夫を生かした都市開発事業を促進するとともに、関連する公共施設整備を進め、魅力的な都市空間を創出
--------------	--

2. 市街地整備

安全な市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・広場や生活道路などを整備し、防災性の向上及び居住環境の改善に努める。特に、防災上重要な避難地周辺や避難路沿道は、建築物の不燃化を促進 ・骨格防災軸等となる都市計画道路とその周辺地域については、土地区画整理事業等と街路事業を組み合わせ一体的に整備することや防災街区整備地区計画等の活用により、安全な都市の実現を推進 ・河川沿いの地域においては、スーパー堤防等の整備と市街地整備とを併せて行うことにより、水辺の豊かな空間を生かした良好な住環境をつくとともに、地域の防災性を向上 ・木造住宅密集地域については、街区の再編や都市基盤の整備を図り、安全な市街地を形成
快適な居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・センター・コア再生ゾーンは、良質な住宅の供給と職住のバランスのとれた都市環境を創出 ・センター・コア再生ゾーンと都市環境再生ゾーンにわたる木造住宅密集地域は、耐火性の高い建築物への建替えを促進し、安全で快適な居住環境を創出 ・都市環境再生ゾーンにおける公共施設が未整備な地域は、地域の実情に合わせて、公共施設の整備・改善を図りながら、良好な居住環境の市街地となるよう誘導
自然や歴史・文化等の環境を生かした整備	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾ウォーターフロント活性化ゾーンや隅田川沿いなどにおいては、水辺の豊かな環境を生かすとともに、河川側からの景観にも配慮し、水辺環境を生かした整備を図る ・市街地の整備にあたっては、歴史的な建造物や街並みの保存に配慮するとともに、新たに整備される建造物と周辺の環境と調和を図り、歴史と文化を生かした景観を保全・創出

資料) 東京都「都市再開発の方針」(平成16年4月)より

さらに、「住宅市街地の開発整備の方針」では、住宅市街地の開発整備に関する事業の効果的な実施、民間の建築活動等の適切な誘導を目的とし、住宅市街地の開発整備の目標、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を定め、重点地区 511 地区約 16,996ha (うち 77 地区約 1,429ha が新規追加) を指定している。

図表V-27 東京都市計画区域における住宅市街地の整備又は開発の方針

センター・コア・エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・民間主体による職住が複合したまちづくりプロジェクトを支援・誘導する。 ・下町地域では、職住一体型の住宅の整備や、住工・住商調和型の複合市街地の整備を支援する。 ・木造住宅密集市街地は、災害に強く、高密度な中にもゆとりある魅力的な都市型住宅地として整備・再生を図る。
臨海エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・業務・商業、文化、レクリエーション等の機能を整備するとともに、水辺空間を活かした快適な住宅市街地を創出する。 ・美しさや品格のあるまち並みの形成に配慮するとともに、多様化するライフスタイルやニーズに対応し得る職住近接の都市型住宅地の形成を図る。
区部西部・南部エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・広範に広がる木造住宅密集市街地は、生活道路、オープンスペースの整備とあわせて建物の不燃化を促進し、災害時の基礎的安全性の早期確保を図る。 ・個性あるまちやその周辺は、都民の主体的な住宅まちづくりを支援し、緑や景観に優れた住環境の形成を図る。 ・農地などが比較的多く残っている地区は、環境や防災上の観点から生産緑地の保全に努めるとともに、良好な住環境を備えた住宅市街地の形成を図る。
区部東部・北部エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川沿川に多く分布する工場跡地等の低・未利用地は、豊かな水辺や緑を活かしたまち並みの形成を図る。 ・木造住宅密集市街地は、生活道路やオープンスペースの整備とあわせて建物の不燃化を促進し、防災性の向上と住環境の整備を推進するとともに、地区の特性に応じて住工等が調和した活力ある住宅市街地の形成を図る。 ・木造住宅密集市街地の周辺は、地区住民の活発なコミュニティの形成を図りながら、敷地の無秩序な細分化を防止し、住環境の維持・向上を促進する。

資料) 東京都「住宅市街地の開発整備の方針」(平成16年4月)より

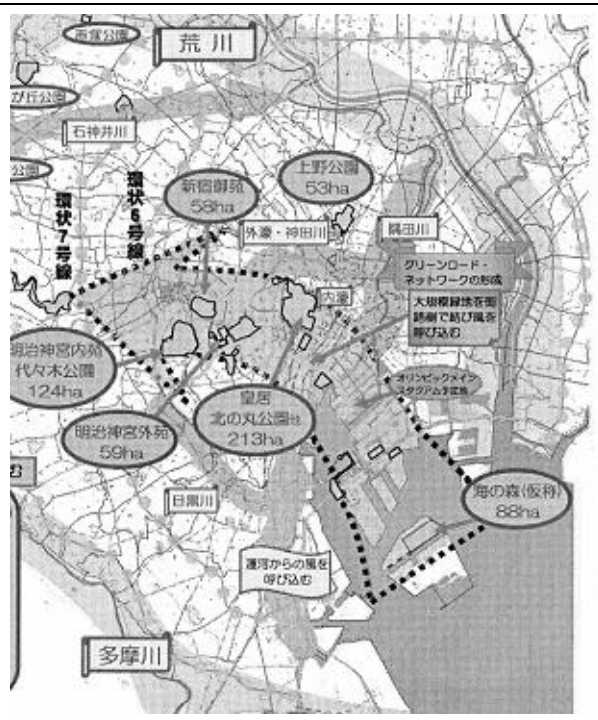
平成18年12月に東京都は「10年後の東京」を策定し、東京が近未来に向け、様々な分野でより高いレベルの成長を遂げていく姿を描き出した。また、「10年後の東京」を実現する具体案として、平成19年12月に「10年後の東京」への実行プログラム2008を策定し、現実性のある政策を明らかにしている。

2. 市街地整備

図表V-28 「10年後の東京」の実現に向けた政策展開（一部）

【緑に囲まれ水辺と共存した新たな都市空間を創出】

川と緑で東京を大きく包み込み海からの風を呼び込むため、臨海部から都心部の緑の拠点を街路樹で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」を形成していく。



【無電柱化を緑のネットワークと連携して推進】

緑のネットワーク形成と併せ、都心部における面的な無電柱化を進め、今後10年間で無電柱化エリアを約2倍に拡大する。

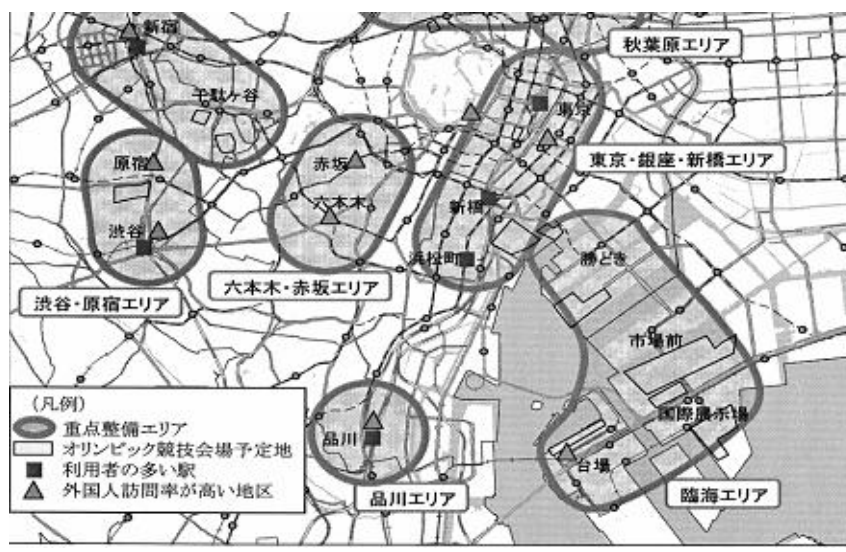


【東京が世界のユニバーサルデザインの最先端をリードする】

10のユニバーサルデザイン重点整備エリアを設定し、ユビキタス技術等を活用して、外国人や子どもを含むすべての人が、一人でも不安や不自由を感じることなく歩けるユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。

重点的に整備を進める10のエリア

- ・外国人観光客が多いまたは利用者が多い駅を擁するエリア
 - ・オリンピック競技会場予定地の周辺エリア
- 東京・銀座・新橋、臨海、品川、六本木・赤坂、渋谷・原宿、新宿・神宮、池袋、上野・浅草、秋葉原、御茶ノ水・飯田橋



資料) 東京都「10年後の東京～東京が変わる～」(平成18年12月)より

2. 市街地整備

ユニバーサルデザインの推進

どこでも、だれでも、自由に、使いやすくというユニバーサルデザインの考え方にに基づき、従来の個別施設のバリアフリー化、公共交通機関と建築物の連続的なバリアフリー化のみならず、心のバリアフリー等のソフト面も含めた施策を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年12月に施行された。

図表V-29 公共交通機関のバリアフリー化の現状（平成19年3月31日現在）

旅客施設（1日当たりの平均的な利用者が5,000人以上のもの）				車両等			
	総施設数	移動等円滑化基準（段差の解消）に適合している旅客施設数(注1)	全体に対する割合		車両等の総数	移動等円滑化基準に適合している車両等の数	全体に対する割合
鉄軌道駅	2,801	1,758	62.8%	鉄軌道車両	51,618	10,309	20.0%
バスターミナル	42	32	76.2%	バス	58,735		
旅客船ターミナル	9	8	88.9%	低床バス		19,434	33.1%
航空旅客ターミナル	23	15	65.2%	ノンステップバス		10,389	17.7%
			(100%)(注2)	福祉タクシー	-	9,651	-
				旅客船	939	108	11.5%
				航空機	496	270	54.4%

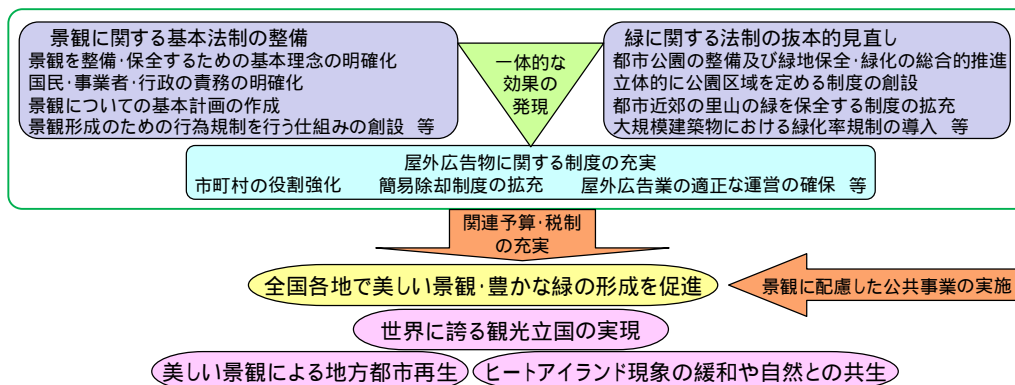
注釈)1) 「段差の解消」については、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条（移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象）への適合をもって算定。
2) 航空旅客ターミナルについては、障害者等が利用できるエレベーター・エスカレーター・スロープの設置はすでに平成13年3月末までに100%達成されている。

資料) 国土交通白書（平成18年度版）、国土交通省ホームページより

良好な景観の形成

景観緑三法が平成17年6月全面施行され、良好な景観形成への取り組みや、効果的・効率的な屋外広告物管理、緑豊かで暮らしやすいまちづくり等の活動が推進されている。

図表V-30 景観緑三法の概要



資料) 「国土交通白書」（平成18年度版）より

図表V-31 景観行政団体数の推移



注釈) 景観行政団体：都道府県、政令指定都市、中核市または都道府県知事と協議、その同意を得て景観行政を司る市町村

出典) 国土審議会第19回計画部会資料（平成19年1月）

2. 市街地整備

(2) 江東区の現状

現状

a) 土地利用

a.1. 用途

本区の用途地域の指定状況は、工業系が65.5%を占めており、特に準工業地域が半分弱を占めるなど、23区全体と比べて工業地域の割合が高い。

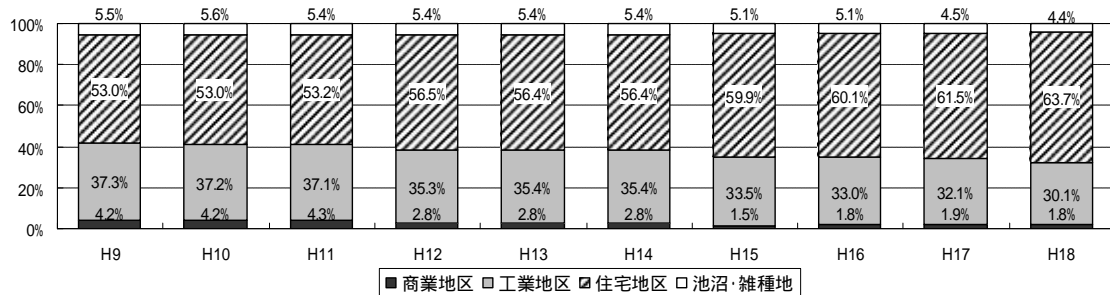
しかし、近年の土地利用をみると、徐々に住宅地区が増加しており、新旧の住宅が多い街へと変わりつつある。地区別にみると、南砂、豊洲地区では工業系の割合が高く、大島、砂町地区では住宅系の割合が高くなっている。

図表V-32 用途地域の種類および面積比（平成18年）

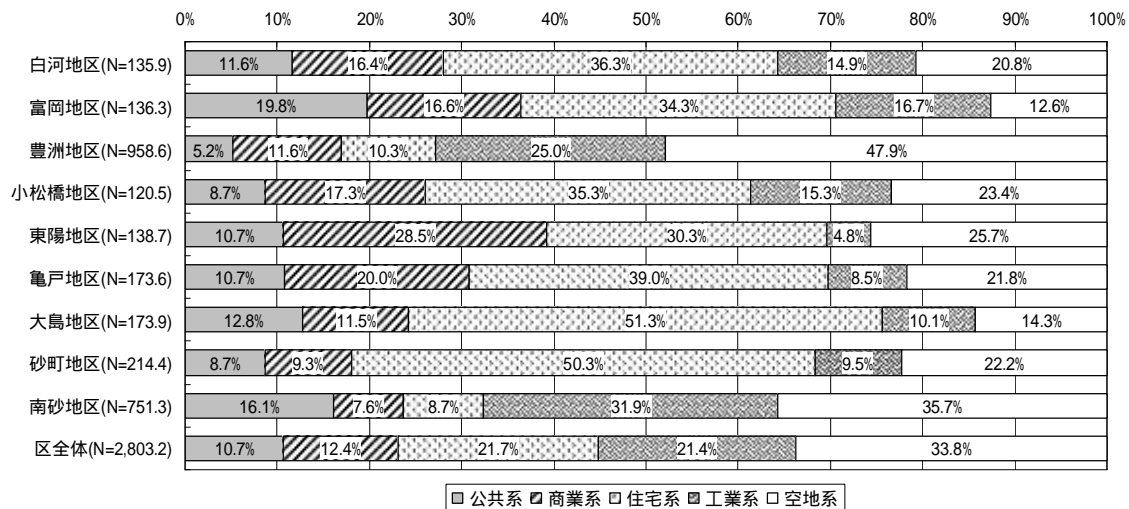
	単位	住居						商業			工業			用途地域無指定面積
		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
江東区	ha	0	134	471	0	0	51	12	80	286	1,830	181	580	332
	%	0.0	3.4	11.9	0.0	0.0	1.3	0.3	2.0	7.2	46.2	4.6	14.7	8.4
23区計	ha	11,376	10,447	9,317	568	1,068	1,166	472	4,186	6,428	10,840	1,239	1,053	3,406
	%	18.5	17.0	15.1	0.9	1.7	1.9	0.8	6.8	10.5	17.6	2.0	1.7	5.5

資料) 江東区資料および財団法人特別区協議会「特別区の統計」より

図表V-33 江東区の土地利用の変遷



図表V-34 地区別にみた宅地面積に対する土地利用用途別構成比（平成18年）

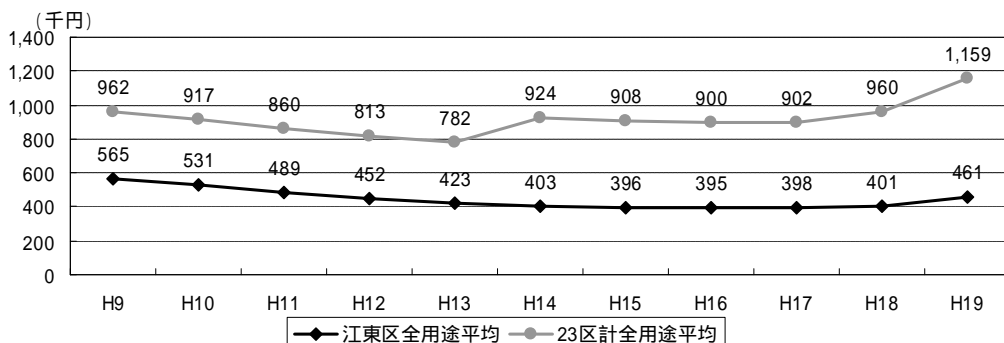


2. 市街地整備

a.2. 地価

本区の公示価格平均地価は近年 40 万円前後で推移してきたが、平成 19 年の地価は約 46 万円となっている。23 区平均と比較すると、半分弱の価格である。

図表V-35 公示価格平均地価の推移

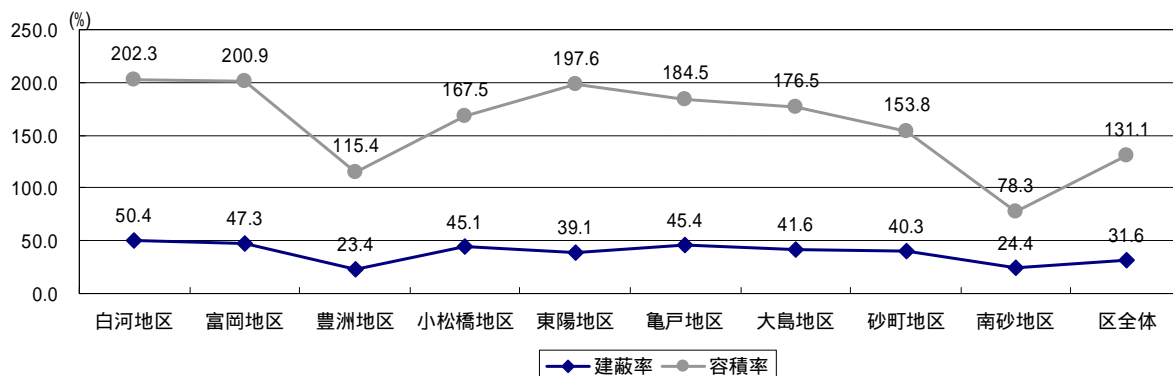


a.3. 建築物

本区の平均建ぺい率は 31.6%、平均容積率は 131.1%である。地区別にみると、近年開発の進む豊洲地区や南砂地区では、建ぺい率、容積率とも他地区に比べて低くなっている。

建築物をみると、平成 18 年度の建築物棟数は約 5 万棟となっている。階層別では、16 階以上の超高層建築物が約 2 倍に増加している。

図表V-36 区内の地区別建ぺい率および容積率（平成18年）



図表V-37 区内の階層別建築物棟数（平成13年、18年）

	低層(1～3階)	中層(4～7階)	高層(8～15階)	超高層(16階以上)	合計
H13	50,670	6,218	1,317	32	58,237
H18	43,833	6,170	1,537	65	51,605

注釈) 平成 18 年から土地及び建築物の主要用途のみによる調査へ変更。車庫・物置等付属的施設は建築物棟数不算入。

2. 市街地整備

図表V-38 建築確認申請件数等の推移

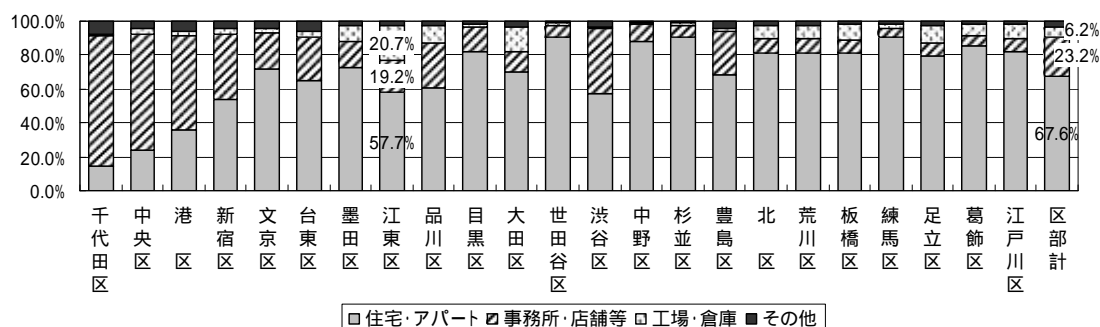
年次	1997(H8)	1998(H9)	1999(H10)	2000(H11)	2001(H12)	2002(H13)	2003(H14)	2004(H15)	2005(H16)	2006(H17)	2007(H18)	
区部計	確認申請	38,253	32,576	29,187	31,615	32,639	29,454	24,081	19,771	13,704	8,676	9,472
	検査機関確認						2,077	6,934	12,504	18,495	22,357	21,329
	計	38,253	32,576	29,187	31,615	32,639	31,531	31,015	32,275	32,199	31,033	30,801
江東区	確認申請(区)	937	769	693	762	851	859	584	528	353	180	211
	"(都)	29	34	55	60	43	28	9	18	19	9	5
	受理計(行政)	966	803	748	822	894	887	593	546	372	189	216
	検査機関確認*						53	162	265	458	556	522
	計	966	803	748	822	894	940	755	811	830	745	738

注釈) 「検査機関確認」欄の件数は、指定確認検査機関による確認済件数の参考表示である。

資料) 「建築統計年報」東京都都市整備局 刊より

平成18年の本区建物床面積は2,427haである。用途別内訳をみると、工場・倉庫の占める割合が23区で最も高く、2割強を占めている点が特徴的である。

図表V-39 建物床面積の用途別内訳(平成18年1月1日時点)



資料) 東京都「東京の土地2006」より

b) 市街地再開発等・区内の主要開発プロジェクト・臨海部開発

本区の市街地再開発事業は下表の通りとなっており、5地区で完了している。現在継続して事業が進められている地区は2地区あり、亀戸・大島・小松川地区は東京都が施行する住宅2,651戸の整備を予定した大規模開発である。また、都市再生機構や民間事業者による大規模開発も進められている。

図表V-40 区内の市街地再開発事業

地区名	地区面積	施行者	進捗	主要用途
白河・三好地区	19,673m ²	組合	完了	住宅692戸・店舗
白河三丁目地区	6,231m ²	組合	完了	住宅266戸・保健相談所・高齢者在宅サービスセンター・店舗
豊洲駅前地区	12,671 m ²	組合	事業中	住宅565戸・出張所・区民館・子ども家庭支援センター・医療施設・店舗
亀戸・大島・小松川地区	316,190 m ²	東京都	事業中	住宅2,651戸・道路・公園・小学校・高齢者在宅サービスセンター・病院・資料館等
住吉・毛利地区	16,030 m ²	組合	完了	住宅403戸・ケア付住宅79戸・公園・病院・店舗・事務所
大島五丁目地区	4,064 m ²	組合	完了	住宅86戸・店舗・事務所
古石場二丁目地区	8,024 m ²	組合	完了	住宅304戸・保育園・児童遊園・高齢者在宅サービスセンター・店舗

2. 市街地整備

図表V-41 区内の大規模民間開発計画の概要

地区名	面積	事業者	整備手法	時期（予定）
北砂二丁目	約 10ha	民間事業者	開発行為	H18 年度以降、 順次完成
豊洲一～三丁目	約 60ha	民間事業者、都市再生機構	地区計画、土地区画整理事業 住宅市街地総合整備事業	H17 年度以降、 順次完成
豊洲（ふ頭）	約 110ha	東京都、民間事業者	地区計画、土地区画整理事業	H24 年度 市場開場
有明北	約 141ha	東京都他	地区計画、土地区画整理事業	H20 年度区画 整理完了
東雲一丁目	約 16ha	都市再生機構他	地区計画 住宅市街地総合整備事業	H15 年度以降、 順次完成
木場一丁目	約 7ha	民間事業者	建築基準法 86 条による連坦認定	H12 年度以降、 順次完成

豊洲 1～3 丁目地区のまちづくりは、平成 18 年 3 月のまち開き以降、業務・商業・居住等の段階的な整備により、拠点性の高い魅力的な複合市街地の形成が進められている。

豊洲（ふ頭）地区のまちづくりは、新市場の整備や業務・商業・住宅・アミューズメント等の機能の導入による、にぎわいのある魅力的な複合市街地の形成が進められている。

【土地利用計画（豊洲 1～3 丁目地区）】



【土地利用計画（豊洲（ふ頭）地区）】



図表V-42 豊洲地区のまちづくり計画

【地区別人口フレーム】

地区名	面積	就業人口	居住人口
豊洲 1～3 丁目地区	60ha	33,000	22,000
豊洲（ふ頭）地区	110ha	44,000	13,000
計	170ha	77,000	35,000

資料）東京都都市整備局「豊洲 1～3 丁目まちづくり方針」（平成 13 年 10 月）東京都港湾局「豊洲・晴海開発整備計画 - 再改定（豊洲）案 -」（平成 14 年 9 月）より

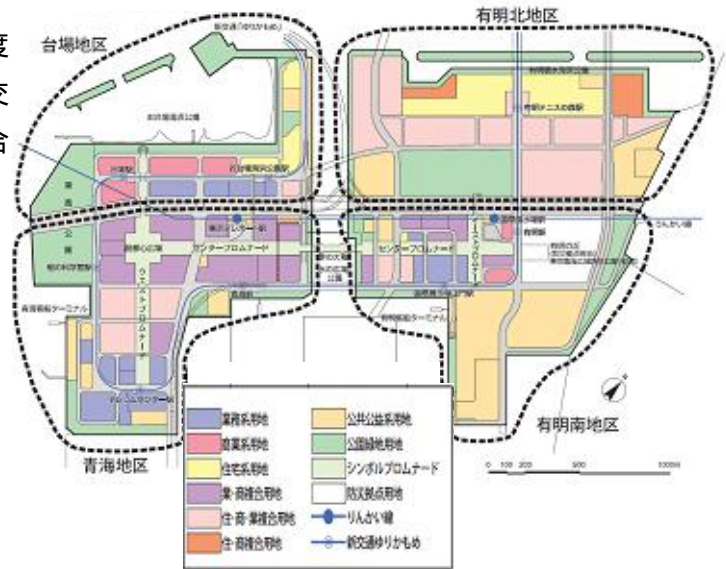
【今後の開発予定】

豊洲 1～3 丁目地区		豊洲（ふ頭）地区	
年度	開発整備状況	年度	開発整備状況
平成 20 年度	2 丁目自転車駐輪場	平成 20 年度	区画整理事業工事竣工 環状 2 号線（豊洲大橋、豊洲～晴海）
平成 21 年度	キャナルウォーク供用開始	平成 22 年度	補助 315 号線（豊洲～有明二丁目）
平成 25 年度	補助 200 号線（豊洲橋拡幅）	平成 23 年度	区画整理事業完了 豊洲西小学校開校（23 年度末）
		平成 24 年度	豊洲新市場開場

2. 市街地整備

【土地利用計画(臨海副都心)】

臨海副都心のまちづくりは、平成18年度から期に入り、青海地区北側は観光・交流を中心に、有明北地区は住宅中心の複合的な市街地の開発が進められている。



図表V-43 臨海副都心のまちづくり計画

【地区別人口フレーム】

地区名	面積	就業人口	居住人口
青海地区	117 ha	42,000	1,500
有明南地区	107 ha	18,000	2,000
有明北地区	141 ha	14,000	38,000
台場地区	77 ha	16,000	5,500
計	442 ha	90,000	47,000

【今後の開発予定】

年度	都市の開発状況	主な施設の整備状況
第 期 平成18年度～ 平成27年度	域内の都市基盤整備が完了するとともに、環状2号線などの広域的交通基盤の整備がほぼ完了する。青海地区及び有明北地区について、まちが概成する。	環状2号線延伸(東新橋～豊洲) 補助 314号線(区画整理区域内) 補助 315号線(豊洲～有明二丁目)
平成28年度～	すべての地区でまちが完成、発展していく。	-

資料) 東京都港湾局「臨海副都心まちづくり推進計画」(平成9年3月)、「臨海副都心における土地利用等の一部見直し」(平成18年9月)より

c) バリアフリー

国土交通省は、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」を平成18年12月に施行した。これに伴って、東京都では「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)」を制定した。

また、東京都は、高齢者や障害者をはじめ、だれもが自由に行動し、社会参加できる都市づくりに向けて、ユニバーサルデザインの理念を基本とした福祉のまちづくりをハードとソフトの両面から進めるために、「東京都福祉のまちづくり条例」を平成7年に制定しており、江東区内での本条例に基づく整備基準適合証の交付件数は、平成19年末で47件となっている。

図表V-44 区内の東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備基準適合証の交付件数
(平成19年12月31日現在)

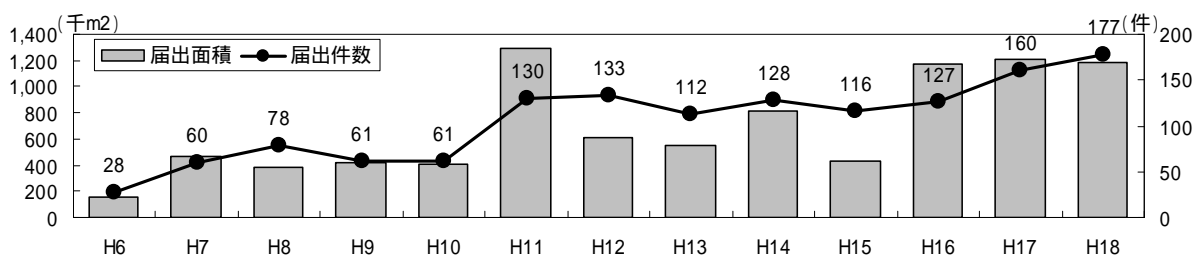
年(暦年)	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
交付件数	0	1	1	3	6	1	2	7	4	9	11	2	47

d) 都市景観

本区では、平成6年より建築物の景観計画届出制度を実施している。景観計画の届出件数は年々増加し、平成18年度は177件、届出面積は合計約119haである。これまでの届出のあった計画の累計面積は区全体の23%に相当する約910haとなっており、景観に配慮した建築物が増加し、都市景観の向上に寄与している。

2. 市街地整備

図表V-45 江東区における景観計画の届出件数および面積の推移



また、都市景観重要建造物として、区内の4橋が指定されている。

図表V-46 江東区における都市景観重要建造物

橋名称	形式	河川	架橋年月日
万年橋	タイドアーチ	小名木川	昭和5年11月
福寿橋	ワーレントラス	大横川	昭和4年9月
亀久橋	ワーレントラス	仙台堀川	昭和4年12月
東富橋	プラットラス	大横川	昭和5年2月

図表V-47 深川万年橋景観重点地区の位置図

江東区では平成19年4月に深川万年橋景観重点地区を指定し、独自の基準による景観づくりを推進している。

万年橋を中心とする地域全体に共通して、歴史的・文化的なもの、緑化、建築設備と工作物、看板のあり方、建物の高さに配慮することとしている。

また、特に配慮すべき区域として、右図～の5区域を定め、区域ごとに景観づくり基準を定めている。



関連個別計画

江東区都市計画マスタープラン（平成10年3月）

* 長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、総合的かつ体系的なまちづくりの指針を定めている。当該計画は基本構想に定める本区の将来のまちづくり実現に向け策定されるものであるため、新基本構想策定後、新たな江東区都市マスタープランを策定する予定である。

江東区やさしいまちづくり推進計画（平成16年3月）

* 年齢の違い、能力や特性の違いにかかわらず、誰もが使いやすく安心して安全な環境をつくるために、区と区民および事業者が協働で進める「やさしいまちづくり」を実現するための方策を行政と区民が連携して検討し、策定した。

2. 市街地整備

(3) 区民の意識・意向（「江東区民意識意向調査（平成20年3月）」より）

a) 現在の状況・以前との比較

市街地整備に関する区民の評価では、現状においては、「商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境」で「良い」が12.8%、「悪い」が11.6%、「臨海部の新しいまちの整備状況」で「良い」が29.2%、「悪い」が6.4%、「清潔で調和ある都市景観の美しさ」で「良い」が8.9%、「悪い」が15.4%で、どちらともいえない評価となっている。

一方、以前との比較においては、「商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境」で「良くなっている」が17.9%、「悪くなっている」が6.5%、「臨海部の新しいまちの整備状況」で「良くなっている」が37.6%、「悪くなっている」が4.1%、「清潔で調和ある都市景観の美しさ」で「良くなっている」が17.3%、「悪くなっている」が8.0%で、「市街地整備」に関する状況は改善されているとする評価が高くなっている。

図表V-48 現在の状況 回答率一覧<市街地整備関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良い (%)	ふつう (%)	悪い (%)	無回答 (%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	12.8	56.6	11.6	19.0
臨海部の新しいまちの整備状況	29.2	45.6	6.4	18.8
清潔で調和ある都市景観の美しさ	8.9	58.4	15.4	17.2

図表V-49 以前との比較（4～5年前、それ以降に江東区に住まわれた方は転入当時と比べて）
回答率一覧<市街地整備関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった (%)	無回答 (%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	17.9	52.2	6.5	23.4
臨海部の新しいまちの整備状況	37.6	35.0	4.1	23.3
清潔で調和ある都市景観の美しさ	17.3	52.7	8.0	22.0

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境」が4.2%、「臨海部の新しいまちの整備状況」が1.3%、「清潔で調和ある都市景観の美しさ」が3.6%で、いずれも「まちづくり・環境分野の平均優先度」平均7.1%を下回っている。

2. 市街地整備

図表V-50 優先度結果一覧<まちづくり・環境分野> (N=1,302) (ゴシック体は、市街地整備関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度(%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	4.2
道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境	12.2
交通事故の危険にあわないような取組	9.6
災害に強い安全なまちづくりへの取組	16.8
災害時の救助・救援・支援体制の状況	12.6
水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況	4.3
臨海部の新しいまちの整備状況	1.3
生活スタイルに応じて住み続けられる住環境	6.2
犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境	17.0
公害等環境汚染のない安全な生活環境	5.0
ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着	4.1
環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制	0.8
海・川・緑地等の自然保護・保全の取組	2.3
清潔で調和ある都市景観の美しさ	3.6
まちづくり・環境分野の平均優先度	7.1

注釈) 優先度：1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

(4) 課題

- ・本区は、近年、土地利用転換にともなう人口の増加が著しく、既成市街地のみならず、計画的なまちづくりが進められている南部地域や臨海部においても、調和のとれた土地利用計画や十分な公共公益施設の整備が求められている。
- ・これまで以上に計画的なまちづくりを推進していくためには、必要とされる公共施設整備や、調和のとれた土地利用計画など、時代に対応した新たな都市計画マスタープランを策定することが求められている。

3. 防災

3. 防災

(1) 社会経済潮流

首都直下地震への対策

大正 12 年（1923 年）の関東大震災から 80 年余りが経過し、次のマグニチュード 8 クラスの海溝型地震の発生に先立ち、マグニチュード 7 クラスの「首都直下地震」が数回発生する可能性が高いと指摘されている。そこで、国では首都直下地震の被害を想定し、首都中枢機能の継続性を確保し、減災対策に重点をおいた対応策を検討し、整備等が進められている。

図表V-51 首都直下地震の被害想定

<p>18 ケースの直下地震を想定、震度分布等をもとに被害想定</p> <p>* 東京湾北部を震源とする M7.3（18 時、風速 15m/s）のケースの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死者数：約 11,000 人 ・建物全壊・焼失棟数：約 85 万棟 ・経済被害：約 112 兆円（直接被害約 66.6 兆円、間接被害約 45.2 兆円） ・ライフライン被害（発生後 1 日目）：断水人口約 1,100 万人、停電軒数約 160 万軒、ガス供給停止軒数約 120 万軒 ・避難所生活者数（発生後 1 日目）：最大で約 460 万人（親戚・知人宅避難者除く） <p>エリア的な特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物全壊・焼失棟数は、都心東側の荒川沿いの震度の大きい地域で揺れによる全壊が多く、都心西側の環状 6～7 号沿いの木造家屋が密集し不燃領域率が低い地域で焼失が多く発生。 ・昼間発生時は交通機関が停止するため、帰宅困難者が約 650 万人発生。
--

資料）内閣府「防災白書」（平成 19 年版）より

図表V-52 首都直下地震対策の概要

<p>「首都直下地震対策大綱」（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）</p> <p>首都直下地震対策の柱は以下の 2 点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 首都中枢機能の継続性確保：発災後 3 日間程度を念頭においた時間経過ごとの目標・対策 * 膨大な被害への対応：計画的な減災対策の重要性 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化、火災対策、避難者対策、帰宅困難者対策 等
<p>「首都直下地震の地震防災戦略」（平成 18 年 4 月中央防災会議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 減災目標：今後 10 年間で死者数（想定）を半減 具体目標：住宅・建築物の耐震化（耐震化率 75% 90%）、密集市街地の整備（不燃領域率 40% 以上） * 減災目標：今後 10 年間で経済被害額（想定）を 4 割減 具体目標：復旧費用軽減対策、企業による事業継続、交通ネットワーク早期復旧対策
<p>東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備</p> <p>都市再生プロジェクト第一次決定（平成 13 年）において「災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、水上輸送等と連携した基幹的広域防災拠点を東京湾臨海部に整備する」とこととされ、平成 14 年度より、有明の丘地区（江東区）と東扇島地区（川崎市）で整備が開始された。</p> <p>災害発生時の各機関の行動内容を定めた「首都直下地震応急対策活動要領」（平成 18 年 4 月中央防災会議決定）にて、2 地区の位置づけが示されている。</p> <p>有明の丘地区：緊急災害現地対策本部を設置し、首都圏広域防災のヘッドクォーター機能を担う。</p> <p>東扇島地区：物流コントロールセンターを設置し、緊急物資等の物流コントロール機能を担う。</p>

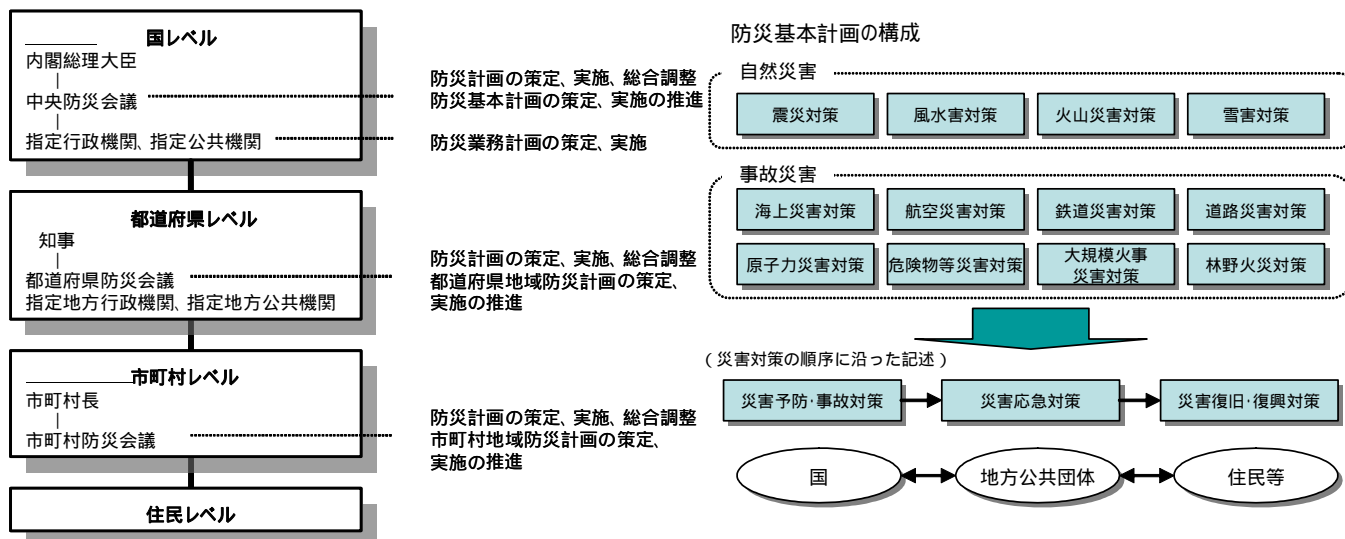
資料）内閣府「防災白書」（平成 19 年版）より

3. 防災

防災組織体制の構築

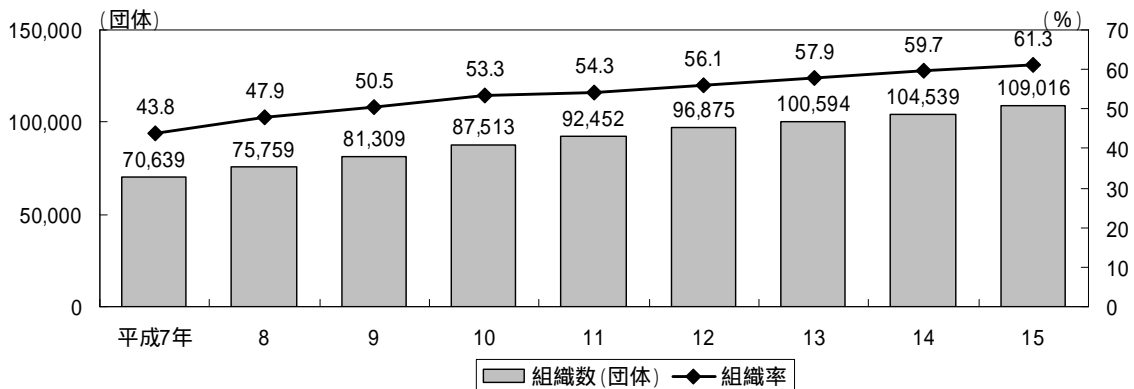
災害対策は国や地方公共団体、公共機関、住民等の協力の下で、総合的、統一的に実施される必要があることから、我が国では、下図のような防災組織体制が一体的に整備され、計画的な防災対策が進められている。

図表V-53 防災組織体制と防災計画の体系



資料) 内閣府「我が国の防災対策」「防災白書」(平成19年版)より

図表V-54 自主防災組織の組織率とその推移



資料) 「地域の安全・安心に関する懇話会 最終報告」(平成15年)より

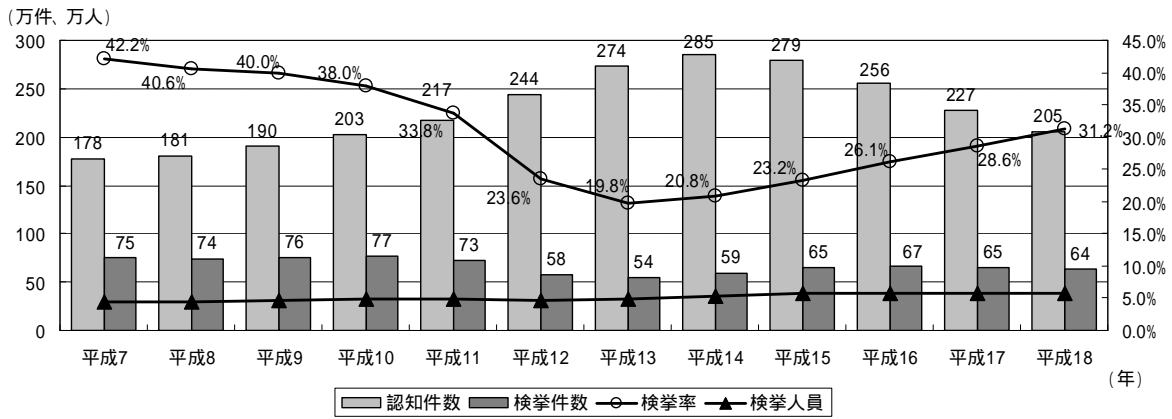
犯罪情勢

刑法犯の認知件数は近年減少傾向にある。また、刑法犯の検挙率は近年上昇しているが、10年前と比べると未だ低い水準にある。

外国人入国者数は増加傾向にあり、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しくなっている。

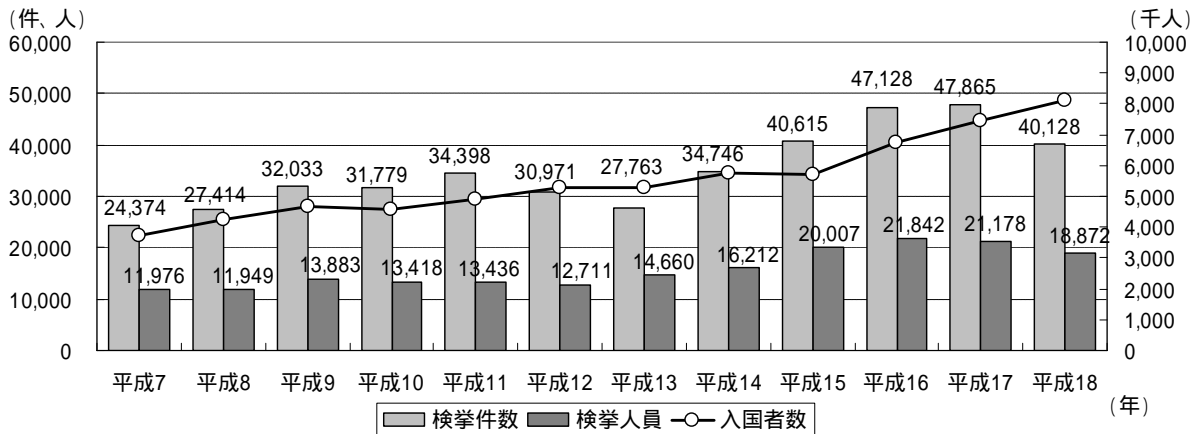
3. 防災

図表V-55 刑法犯の認知・検挙状況の推移



資料) 警察庁「警察白書」より

図表V-56 外国人入国者数および来日外国人検挙状況の推移



資料) 警察庁「警察白書」、法務省入国管理局「外国人入国者数及び日本人出国者数について」(平成19年5月)より

3. 防災

(2) 江東区の現状

現状

a) 防災まちづくり

首都直下地震発生時の本区の被害は、建物被害約 18,000 棟、死者数 331 人と想定されている。また、避難者約 21.5 万人、帰宅困難者約 12.5 万人の発生が見込まれている。

これに対して、江東区では、地区内残留を含めて、避難場所を 18 地区指定されており、約 50 万人の避難人口の受け入れを想定していることから、発生が見込まれる避難者および帰宅困難者の受け入れが可能な避難場所が確保できていると考えられる。

図表V-57 首都直下地震発生時の江東区の被害想定

建物被害(全壊計)	死者数	負傷者数 (うち重傷者)	避難者【1日後】 (避難所生活者数)	帰宅困難者
17,952 棟	331 人	8,011 人(1,800 人)	215,525 人 (140,092 人)	125,245 人

注釈) 東京湾北部を震源とするM7.3(冬の18時、風速15m/s)のケースを想定
資料) 東京都「首都直下地震による東京の被害想定報告書」より

図表V-58 区内の避難場所の一覧(平成14年度改訂)

避難場所	総面積 (m ²)	避難有効面積 (m ²)	避難計画人口 (人)	1人あたり面積 (m ² /人)
公団大島・北砂団地一帯	438,800	208,400	62,700	3.32
新砂三丁目地区	453,800	345,300	21,900	15.77
公社南砂二丁目団地一帯	189,500	125,100	35,400	3.53
辰巳団地・潮見運動公園一帯	720,800	471,200	33,600	14.02
猿江恩賜公園一帯	185,300	111,300	39,900 [61,900]	1.80
亀戸・大島・小松川地区	715,000	362,500	18,200 [71,100]	5.10
清澄庭園	81,000	23,800	28,800	0.83
東京海洋大学一帯	192,300	125,500	30,100	4.17
亀戸中央公園	124,600	46,300	22,900	2.02
都営東砂二丁目住宅一帯	95,500	51,300	17,200	2.98
木場公園一帯	376,800	257,000	105,800	2.43
亀戸二丁目団地一帯	61,300	33,600	15,500	2.17
残留・若洲地区	1,897,800	-	400	-
残留・青海、東八潮、台場地区	3,439,600	-	2,100 [4,700]	-
残留・新木場、夢の島地区	4,049,400	-	13,100	-
残留・新砂地区	1,153,000	-	15,200	-
残留・豊洲地区	2,362,900	-	19,800	-
残留・有明、東雲地区	4,480,000	-	16,600	-
合計 18 地区	21,017,400	2,161,300	499,200	-

注釈) 避難計画人口は区民数を記載しているが、カッコ内は区外からの避難民数の合計を記載している。
(: 墨田区から 22,000 人、 : 江戸川区から 52,900 人、 : 港区から 2,500 人、品川区から 100 人避難を想定) 1人あたり面積は区外からの避難民数を含めた合計数をもとに算出している。

図表V-59 区内の避難場所の分布

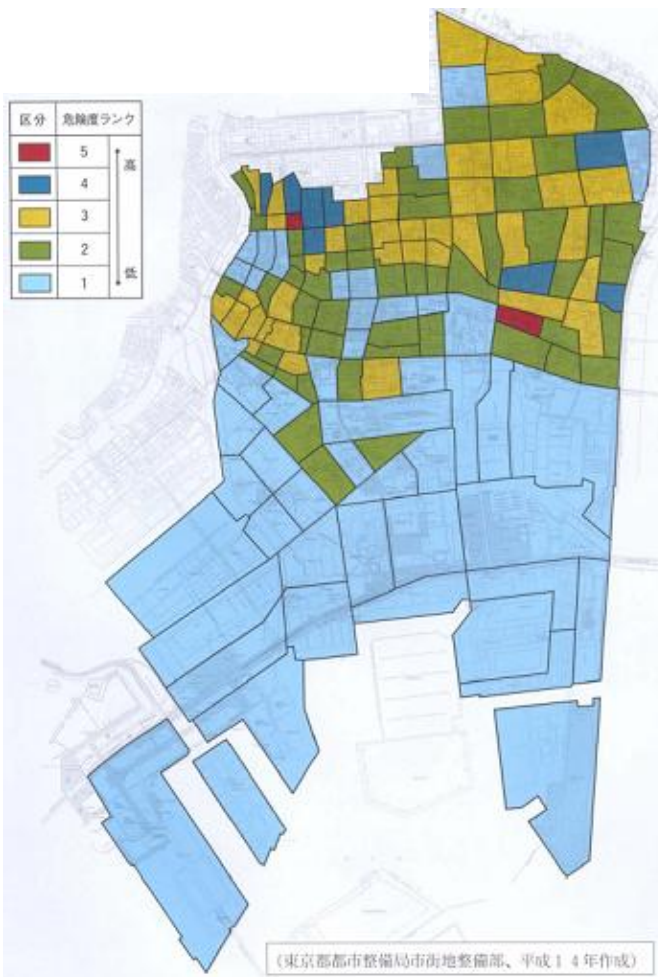


3. 防災

図表V-60 江東区の地域危険度図（総合危険度）

東京都では、5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を行っている。この調査は、建物倒壊危険度、火災危険度、避難危険度の三つから構成され、これらを総合して総合危険度を5段階で評価している。本区の地域危険度を示したものが右図である。

本区では、高橋、南砂4丁目が最も危険度が高い地域に該当している。



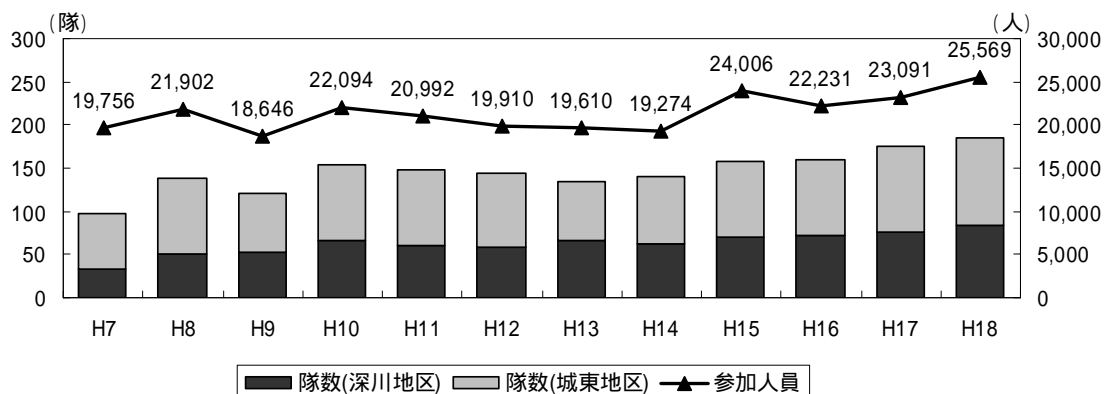
b) 地域防災

本区では、年1回区全体で官民が参加して行う総合防災訓練の他に、地域で災害協力隊を組織し、自主防災訓練が行われている。災害協力隊は町会・自治会等の単位が多く、平成18年度は272隊が存在し、延べ2.5万人が訓練に参加している。

図表V-61 災害協力隊組織状況（平成19年7月1日現在）

区分	町会・自治会	災害協力隊		
	総数	町会等(有)	町会等(無)	計
深川地区	133	124	6	130
城東地区	134	133	9	142
計	267	257	15	272

図表V-62 災害協力隊による訓練実績の推移



3. 防災

応急物資の集積基地としての役割をもつ防災倉庫は、区内に 19 か所設置されており、災害時における食料・衣類等の応急物資や災害復旧資機材を保管している。また、断水時には、給水所や、応急給水槽を給水拠点として、応急給水が行われることになる。現在、給水施設として、7 か所が指定されており、震災時における給水量を 1 人あたり 1 日 3 リットルとした場合、約 2,200 万人日分の水量が確保されている。

図表V-63 防災倉庫一覧（平成18年）

防災倉庫数	延床面積
19 か所	3683.8m ²

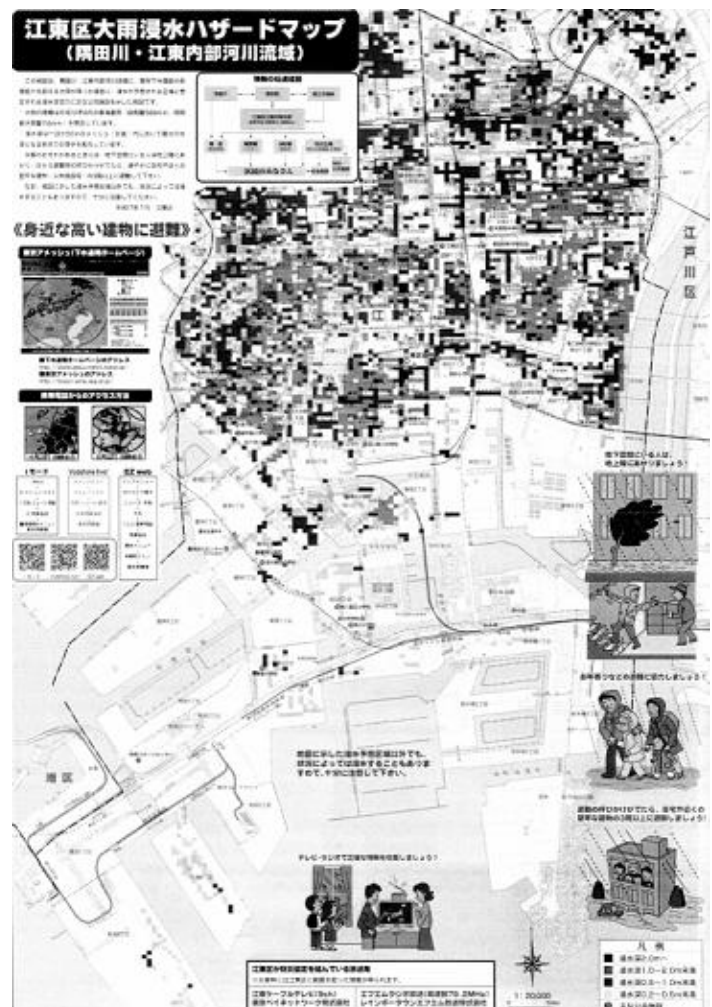
図表V-64 給水施設（平成18年6月）

施設名	確保水量	3リットルを基準とした人数分
亀戸給水所	20,000 m ³	約 666 万人分
豊住給水所	13,300 m ³	約 443 万人分
江東給水所	22,000 m ³	約 733 万人分
有明給水所	6,600 m ³	約 220 万人分
南砂応急給水槽	1,500 m ³	約 50 万人分
辰巳応急給水槽	1,500 m ³	約 50 万人分
大島・小松川応急給水槽	1,500 m ³	約 50 万人分

図表V-65 江東区大雨浸水ハザードマップイメージ図

c) 治水

本区では、台風や集中豪雨により水害に備えて、既存下水施設の処理能力を超える大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される浸水の深さ並びに主な公共施設を示した、大雨浸水ハザードマップを作成し、区民に配布している。



3. 防災

d) 犯罪情勢

平成 18 年の本区における刑法犯認知件数は 7,315 件、うち検挙件数は 2,161 件となっており、検挙率は約 3 割である。23 区で比較すると、認知件数は多い方から 11 番目で、検挙率は世田谷区に次いで下から 2 番目となっている。

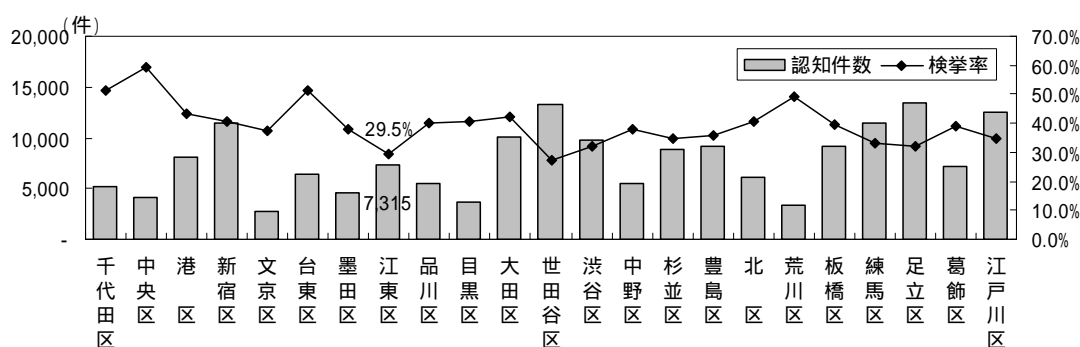
図表V-66 江東区における罪種別刑法犯の認知・検挙状況（平成18年）

		全体	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯
江東区	認知件数	7,315	32	294	5,324	342	56	1,267
	検挙件数	2,161	25	189	1,236	86	35	590
	検挙率	29.5%	78.1%	64.3%	23.2%	25.1%	62.5%	46.7%
区部	認知件数	178,929	922	8,661	127,678	9,802	1,323	30,543
	検挙件数	67,635	711	5,920	40,816	3,566	996	15,626
	検挙率	37.8%	77.1%	68.4%	32.0%	36.4%	75.3%	51.2%

注釈) 江東区：深川警察署、城東警察署両管内合計値

資料) 東京都「警視庁の統計」(平成 18 年)より

図表V-67 刑法犯の検挙件数と検挙率（平成18年）



資料) 東京都「警視庁の統計」(平成 18 年)より

関連個別計画

江東区地域防災計画

* 区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、区、防災関係機関、区民、事業所が果たすべき責務と役割を定めている。

江東区国民保護計画

* 外国からの武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、区市町村が国や都道府県、関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援を行なうことができるように、国の方針に基づいて、行動指針等を定めている。

江東区耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）

* 平成 27 年度までに地震より想定される被害を半減させ、震災から区民の生命および財産を守ることを目的として、建築物の耐震化促進による都市の防災性向上策や建築物耐震化の現状、目標、区の支援策などを明らかにしている。

3. 防災

(3) 区民の意識・意向（「江東区民意識意向調査（平成20年3月）」より）

a) 現在の状況・以前との比較

防災に関する区民の評価では、現状においては、「災害に強い安全なまちづくりへの取組」で「良い」が6.3%、「悪い」が14.0%、「災害時の救助・救援・支援体制の状況」で「良い」が3.1%、「悪い」が11.7%、「犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境」で「良い」が4.4%、「悪い」が19.7%で、悪いとする評価が高くなっている。

一方、以前との比較においては、「災害に強い安全なまちづくりへの取組」で「良くなっている」が10.8%、「悪くなっている」が3.5%、「災害時の救助・救援・支援体制の状況」で「良くなっている」が6.8%、「悪くなっている」が2.5%、「犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境」で「良くなっている」が5.0%、「悪くなっている」が16.7%で、防災に関する状況は改善されているとする評価が高くなっているが、防犯に関する状況は悪化しているとする評価が高くなっている。

図表V-68 現在の状況 回答率一覧<防災関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良い (%)	ふつう (%)	悪い (%)	無回答 (%)
災害に強い安全なまちづくりへの取組	6.3	61.9	14.0	17.8
災害時の救助・救援・支援体制の状況	3.1	65.4	11.7	19.7
犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境	4.4	59.0	19.7	16.9

図表V-69 以前との比較（4～5年前、それ以降に江東区に住まれた方は転入当時と比べて）
回答率一覧<防災関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった (%)	無回答 (%)
災害に強い安全なまちづくりへの取組	10.8	63.2	3.5	22.4
災害時の救助・救援・支援体制の状況	6.8	66.4	2.5	24.3
犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境	5.0	57.0	16.7	21.3

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「災害に強い安全なまちづくりへの取組」が16.8%、「災害時の救助・救援・支援体制の状況」が12.6%、「犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境」が17.0%で、「まちづくり・環境分野の平均優先度」7.1%を上回っている。

3. 防災

図表V-70 優先度結果一覧<まちづくり・環境分野> (N=1,302) (ゴシック体は、防災関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度(%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	4.2
道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境	12.2
交通事故の危険にあわないような取組	9.6
災害に強い安全なまちづくりへの取組	16.8
災害時の救助・救援・支援体制の状況	12.6
水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況	4.3
臨海部の新しいまちの整備状況	1.3
生活スタイルに応じて住み続けられる住環境	6.2
犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境	17.0
公害等環境汚染のない安全な生活環境	5.0
ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着	4.1
環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制	0.8
海・川・緑地等の自然保護・保全の取組	2.3
清潔で調和ある都市景観の美しさ	3.6
まちづくり・環境分野の平均優先度	7.1

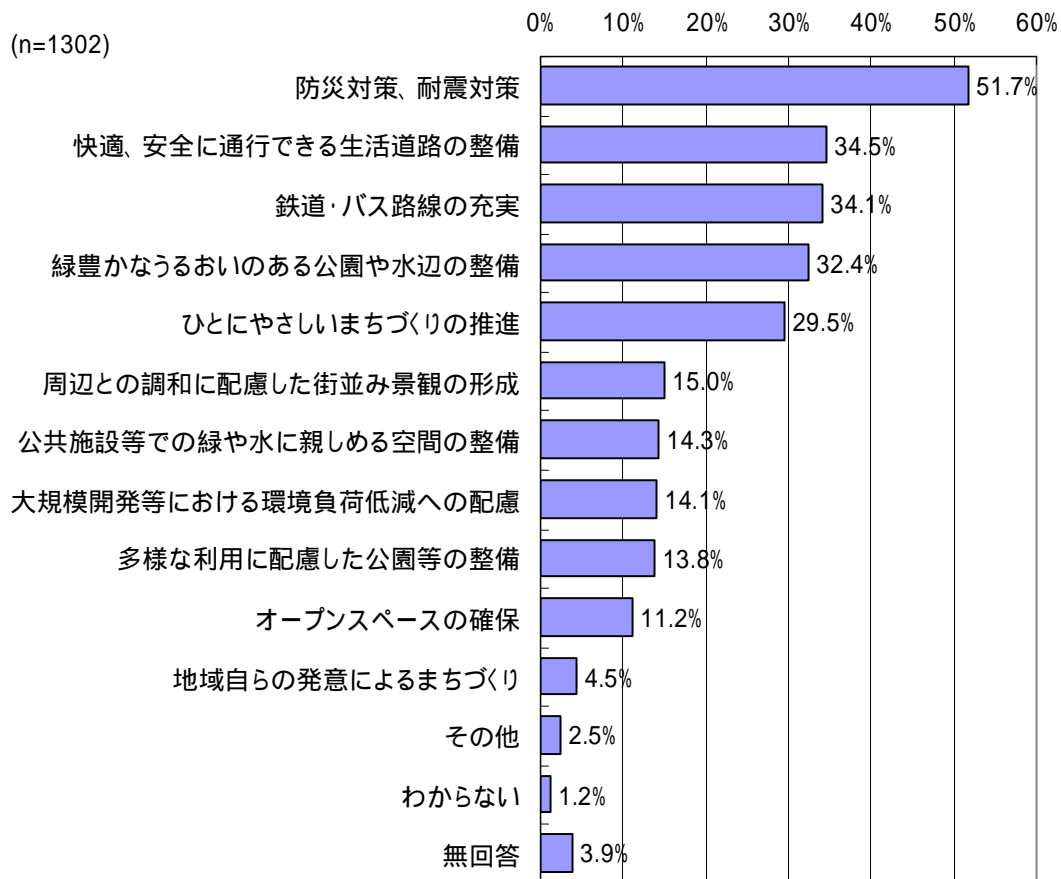
注釈) 優先度：1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

c) 重点的な取り組みが求められている施策

今後区が進める新たなまちづくりにおいて重視すべき点において、「防災対策・耐震対策」(51.7%)の回答率が最も高くなっている。

3. 防災

図表V-71 今後区が進める新たなまちづくりについて、重視すべき取り組み
(あてはまるもの3つ以内を選択)



(4) 課題

- ・首都直下型地震の被害想定をもとに、災害による被害を最小限に食い止め、さらに二次災害等を防止するために、建築物の耐震化、救出・救護体制の強化など、総合的な視点に立って、防災対策を行っていくことが求められている。
- ・防災対策を促進するためには、区民の防災意識を高めていくことが不可欠である。建築物やインフラ等のハード面のみならず、家具類の転倒防止対策の推進や防災訓練等への参加促進等の対応が必要である。
- ・防犯は区民の生活に直結する問題である。警察や行政、町会・自治会等の官民の関係機関が連携して、防犯意識を高めるとともに、安全・安心のまちづくりに向けた取組を強化していくことが求められる。
- ・救援、輸送ルートに重要な橋梁の耐震補強事業を進めているが、今後も計画的に整備する必要がある。

4. 住宅・住環境

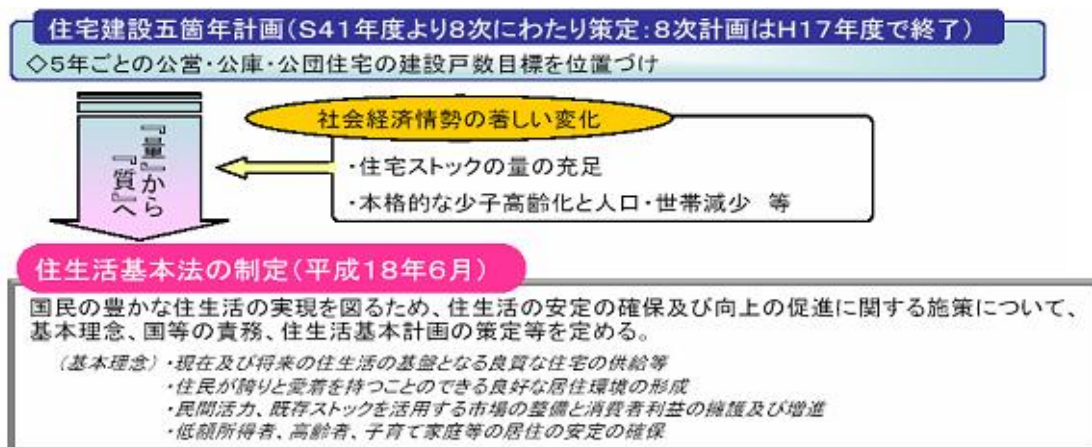
4. 住宅・住環境

(1) 社会経済潮流

良質な住宅ストックの形成

少子高齢化社会の到来を迎え、平成 18 年 6 月に制定された住生活基本法では、従来の計画的な建設戸数目標を掲げた住宅の量的確保から、ストックや市場を重視した、住宅、住環境の質的確保を目指す政策へと転換が図られた。

図表V-72 住生活基本法の基本理念



出典) 国土審議会第 19 回計画部会資料(平成 19 年 1 月)

マンション管理の適正化

平成 18 年末の全国のマンションストック戸数は約 505 万戸に達している。このうち、旧耐震基準のマンションが約 100 万戸と推計されており、国では平成 19 年 6 月に「マンション耐震化マニュアル」を作成し、マンションの耐震診断、マンションの耐震化に関する手続きなどをとりまとめ、所有者間の合意形成の円滑化や、耐震改修等の促進を図っている。

また、マンションの適正な管理を促進するため、平成 17 年 12 月に「マンション管理標準指針」を策定し、マンション管理組合の運営等の標準的な対応を示している。

図表V-73 マンション耐震化マニュアルの概要

地震に弱いマンションと大地震等による想定被害
ピロティのあるマンションなど地震に弱いマンションのタイプと阪神淡路大震災における被害状況をもとに想定される被害を示す。
マンションの耐震診断
マンションの耐震診断の進め方、耐震診断の方法を示す。
マンションの耐震改修工法
様々なマンションの耐震工法の種類や特徴などについて示す。
マンションの耐震改修の進め方
マンションの耐震改修を進めるための区分所有法上の手続き、費用負担のルール、合意形成の仕方などを示す。
支援制度
耐震診断、耐震改修についての補助制度、融資制度、税制などについて示す。

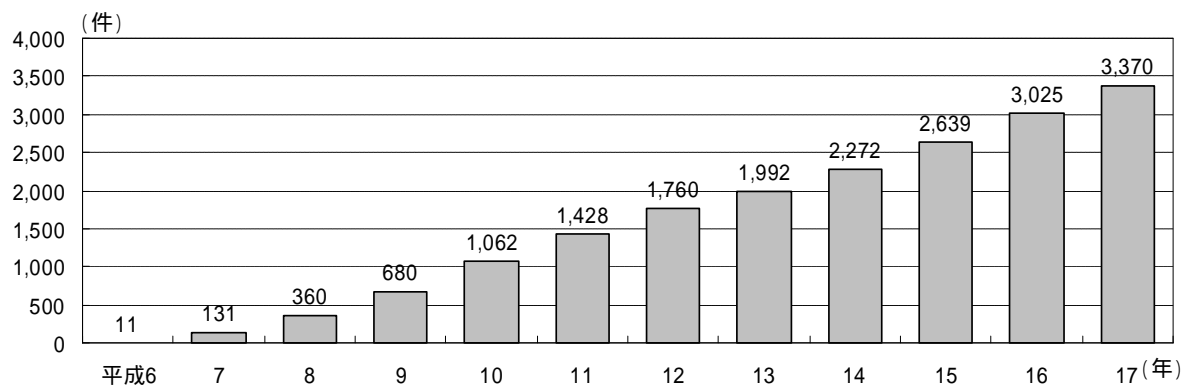
資料) 国土交通省「マンション耐震化マニュアル」より

4. 住宅・住環境

居住環境のバリアフリー化

「ハートビル法」(平成18年12月からは新バリアフリー法)に基づき、不特定多数の人や主に高齢者、障害者等が利用する一定規模以上の建築物にはバリアフリー化が義務づけられ、所定基準に適合した認定建築物には支援が行われている。平成17年度までに認定された建築物は3,000件を超える。

図表V-74 「ハートビル法」に基づく認定実績



資料) 国土交通省「国土交通白書2007」より

4. 住宅・住環境

(2) 江東区の現状

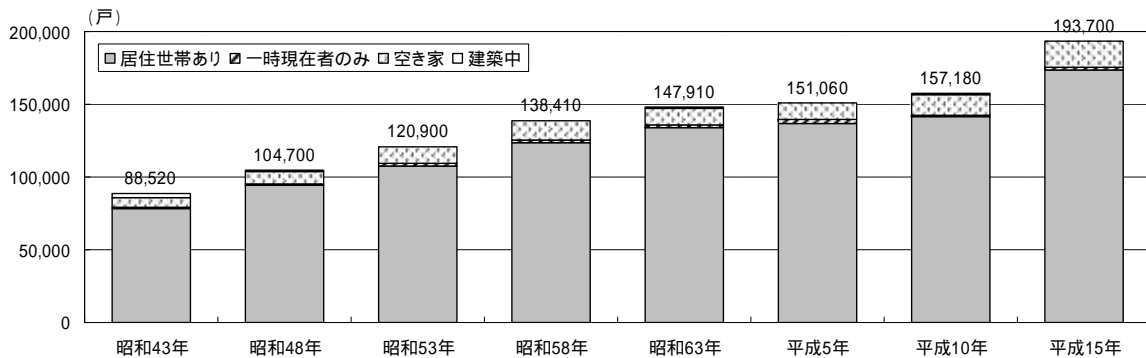
現状

a) 住宅・居住

a.1. 住宅数の推移

本区の住宅総数は平成15年で193,700戸である。平成10年から15年の5年間で約3.5万戸増加している。居住世帯有無の状況をみると、平成15年で、居住世帯は全体の89.7%、空き家は9.5%となっている。

図表V-75 江東区の居住世帯有無別住宅数の推移

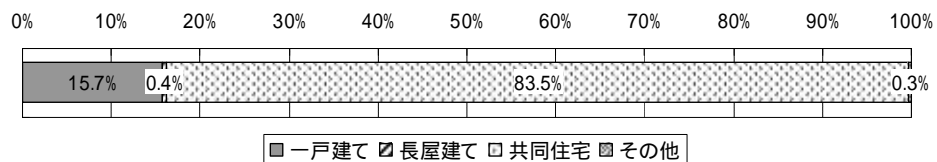


資料) 総務省「住宅・土地統計調査」より

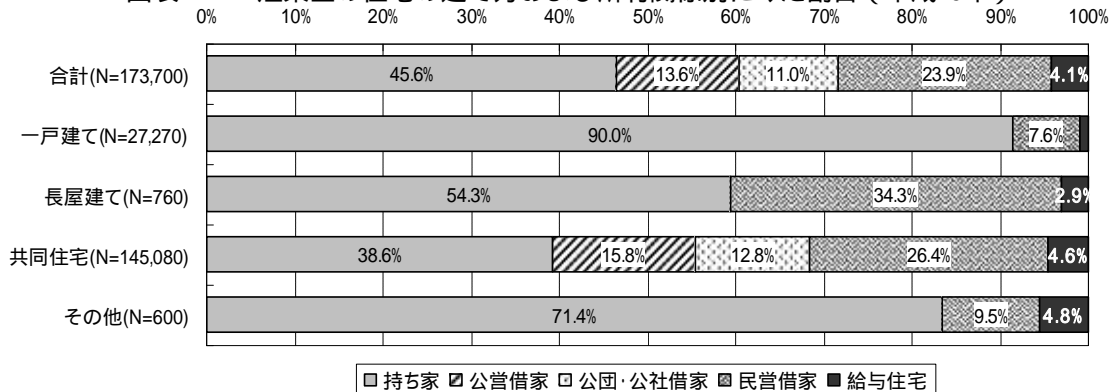
a.2. 住宅の建て方

本区は共同住宅が83.5%と非常に多く、一戸建ては15.7%である。所有関係をみると、一戸建ては9割が持ち家だが、共同住宅は持ち家は4割弱となっている。全体では持ち家が半分弱、借家が約半数を占める。

図表V-76 江東区の住宅の建て方別にみた住宅の割合 (N=173,700) (平成15年)



図表V-77 江東区の住宅の建て方および所有関係別にみた割合 (平成15年)



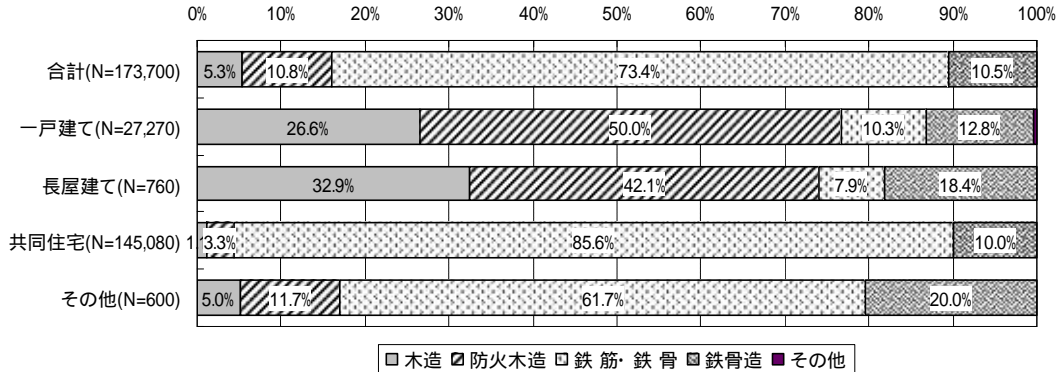
資料) 総務省「住宅・土地統計調査」より

4. 住宅・住環境

a.3. 住宅構造

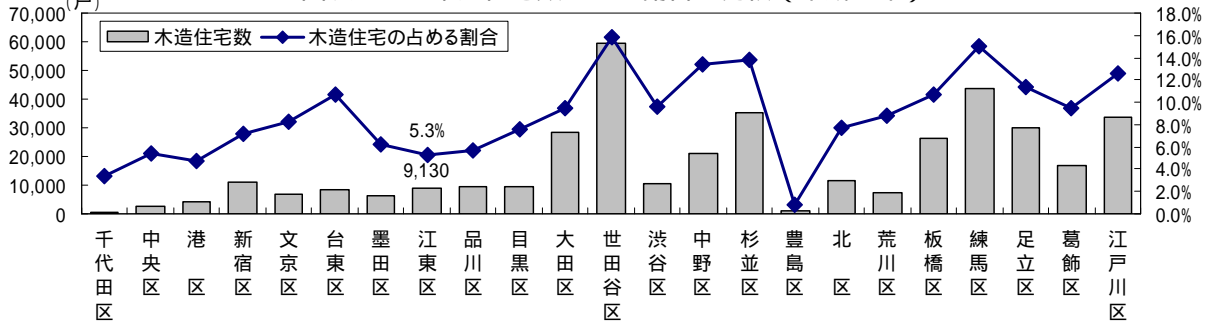
さらに、住宅の構造別にみると、住宅全体では、鉄筋・鉄骨が7割以上を占め、木造は約5%にとどまるが、一戸建ておよび長屋建ての住宅は1/4～1/3が木造となっている。なお、本区の木造住宅の割合は都心区とほぼ同程度の割合となっており、比較的低い。

図表V-78 江東区の住宅の建て方および構造別にみた割合（平成15年）



資料) 総務省「住宅・土地統計調査」より

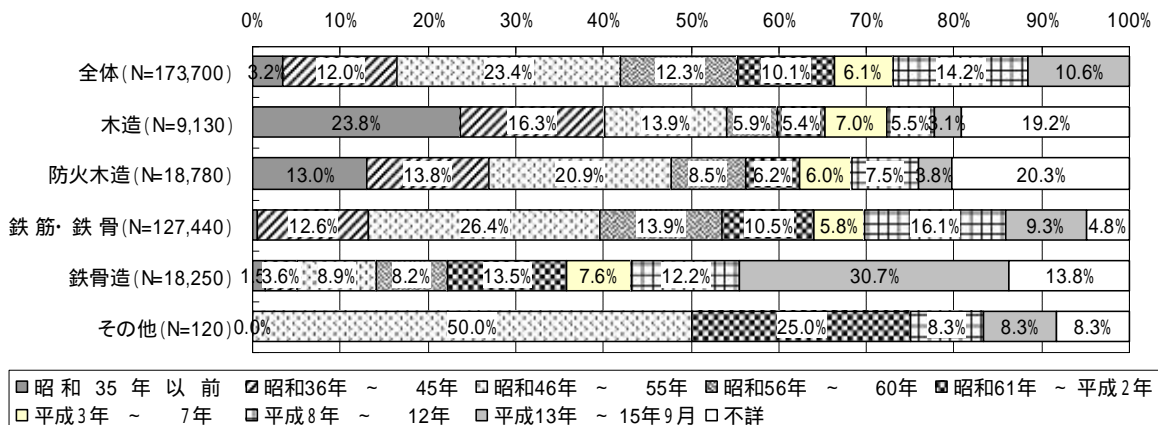
図表V-79 木造住宅数および割合の比較（平成15年）



資料) 総務省「住宅・土地統計調査」より

これらの住宅構造別に建築時期をみると、木造住宅の約1/4は昭和35年以前、新耐震基準が導入された昭和56年以前の住宅が半分以上を占める。

図表V-80 江東区の住宅構造および建築時期別にみた割合（平成15年）

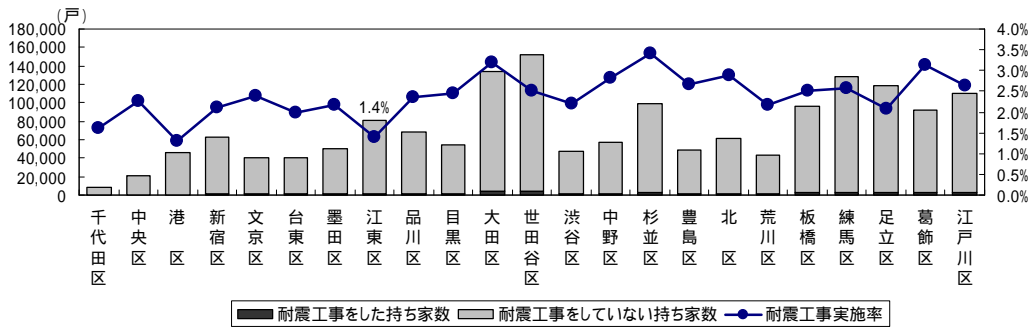


資料) 総務省「住宅・土地統計調査」より

4. 住宅・住環境

本区の耐震工事の実施状況をみると、1.4%と非常に低い。

図表V-81 持ち家における耐震工事の実施状況（平成15年）

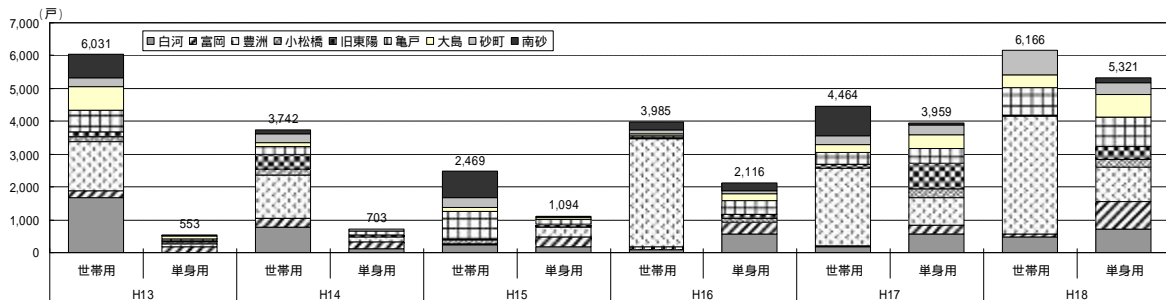


資料) 総務省「住宅・土地統計調査」より

a.4. マンション動向

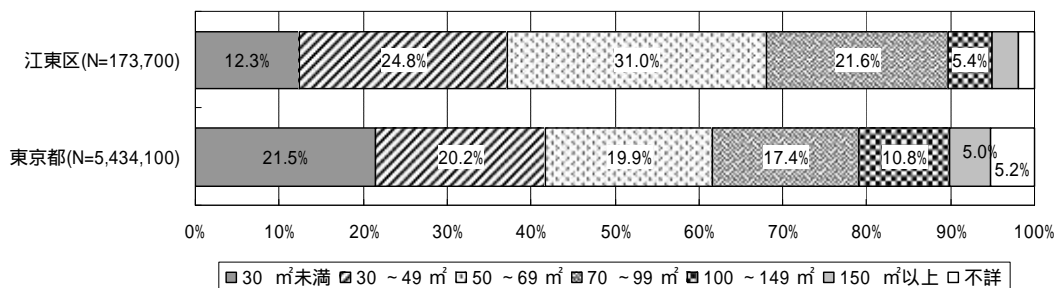
本区のマンション建設計画の推移を示したものが下図である。平成18年の建設計画による住宅戸数は世帯用が6,166戸、単身用が5,321戸となっている。近年は、単身用のマンション建設が増加している。地区別に見ると、豊洲地区で世帯用を中心に大規模なマンション建設が行われている他、白河地区、亀戸地区でも多くみられる。

図表V-82 江東区のマンション建設計画（指導要綱協議ベース）の推移



住宅1戸あたりの延べ面積は、50~69m²の広さが最も多く3割強を占める。東京都平均と比較すると、30m²未満の小規模住宅や、150m²以上の大規模住宅は少なく、平均的な広さが多いことが伺える。住民1人あたりの居室の畳数は9.9畳である。

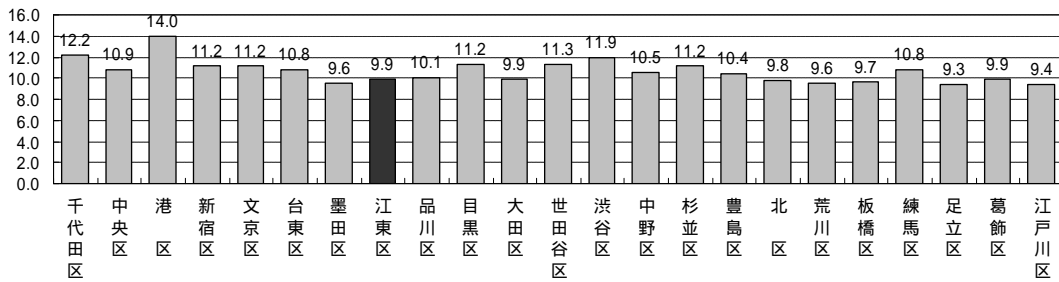
図表V-83 住宅1戸あたりの延べ面積別割合（平成15年）



資料) 「東京都統計年鑑」(平成17年)より

4. 住宅・住環境

図表V-84 住民1人あたりの居住室の畳数（平成15年）

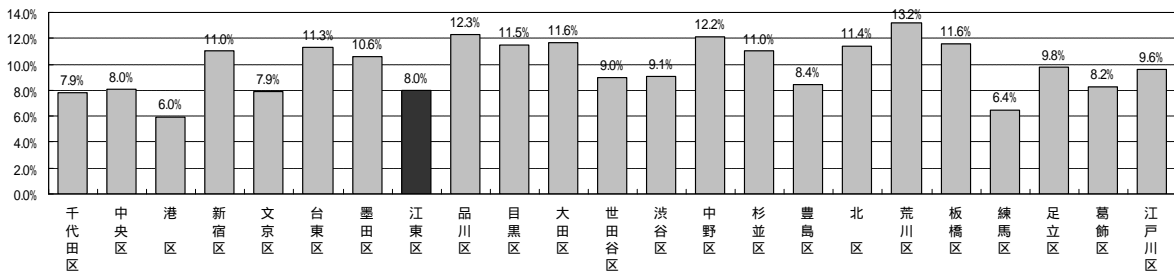


資料)「東京都統計年鑑」(平成17年)より

a.5. 居住水準

本区の最低居住水準未達の住宅割合は8.0%と少なく、都心区と同等の水準となっている。

図表V-85 最低居住水準未達の住宅割合（平成15年）



注釈)最低居住水準とは、「健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準」をいう。例として、家族4人で50m²以上の広さ等の基準が定められている(国土交通省「住宅建設五箇年計画」)。
資料)「東京都統計年鑑」(平成17年)より

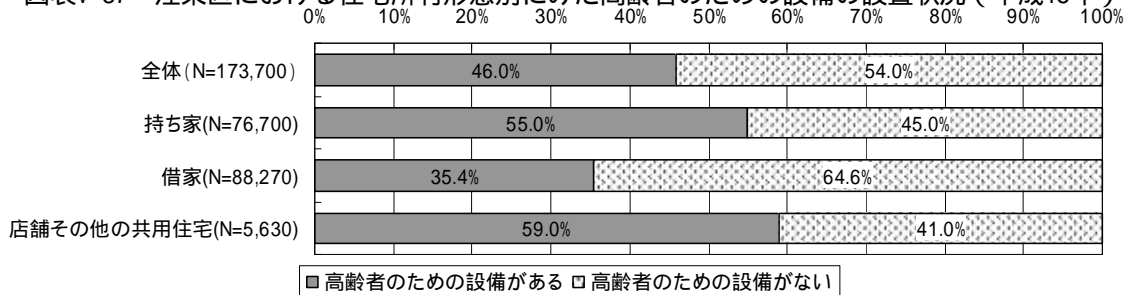
b) 高齢者・障害者住宅

本区では、高齢者が安心して生活できる集合住宅であるシルバーピアが289戸設置されている。単身用が大部分を占める。また、高齢者のための設備がある住宅は46.0%である。特に、借家では高齢者対応ではない住宅が約2/3となっている。

図表V-86 江東区におけるシルバーピア設置状況

住宅別戸数計	単身用	世帯用
289戸	246戸	43戸

図表V-87 江東区における住宅所有形態別にみた高齢者のための設備の設置状況（平成15年）



資料)総務省「住宅・土地統計調査」より

4. 住宅・住環境

c) 公共住宅

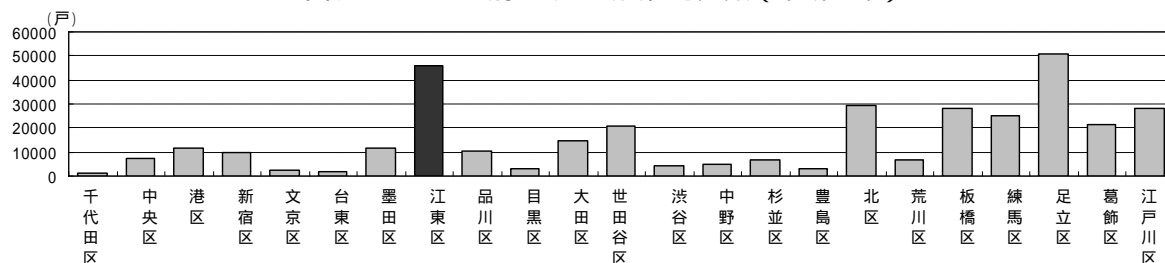
本区の公共住宅の管理戸数は合計 44,006 戸となっており、23 区の中で足立区に次いで多い。

図表V-88 都営・区営・公社・公団住宅管理戸数一覧

住宅の種類	団地数	戸数
都営住宅	79 団地	20,713 戸
都営高齢者住宅	(7) 団地	183 戸
都営住宅合計	79 団地	20,896 戸
区営住宅	11 団地	504 戸
区営高齢者住宅	3 団地	106 戸
区営住宅合計	14 団地	610 戸
公社一般賃貸住宅	11 団地	4,823 戸
公社型都民住宅	9 団地	1,602 戸
借上型都民住宅	2 団地	67 戸
都施行型都民住宅	5 団地	344 戸
指定法人型都民住宅	14 団地	756 戸
都民住宅合計	30 団地	2,769 戸
区民住宅	1 団地	33 戸
UR賃貸(旧公団)	22 団地	14,875 戸
公共住宅合計		44,006 戸

注釈) 都営高齢者住宅の団地数は、その他都営住宅と併設のため内数である。

図表V-89 23区別にみた公共住宅戸数(平成19年)



資料) 財団法人特別区協議会「特別区の統計」より

d) 民間住宅供給の適正化

区では、マンション建設の急増に対し、平成 15 年に「マンション建設計画の調整に関する条例」を制定し、小学校等の公共公益施設の受け入れとの調整を図ってきたが、平成 19 年 12 月限りでその条例が失効した。このため、新たなマンション対策として、マンション建設の事前届出を主な内容とする「マンション建設計画の事前届出等に関する条例」を制定し、マンション建設に対する調整を図っている。あわせて、近年、増加傾向にあるワンルームマンションの規制強化のため、「マンション等の建設に関する条例」を制定し、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

関連個別計画

住宅マスタープラン改定版(平成 13 年 3 月)

* 区、区民、事業者が住まいづくりを推進するにあたっての共通目標を示し、住まいの視点から関連施策を総合的に推進する方向を示すとともに、各関連機関や民間事業者、区民と

4. 住宅・住環境

の連携の指針を示し、区の住宅施策を総合的に推進する。

(3) 区民の意識・意向（「江東区民意識意向調査（平成20年3月）」より）

a) 現在の状況・以前との比較

住宅・住環境に関する区民の評価では、現状においては、「商業・居住ビジネス機能等が調和した都市環境」で「良い」が12.8%、「悪い」が11.6%、「生活スタイルに応じて住み続けられる住環境」で「良い」、「悪い」ともに9.8%で、どちらともいえない評価となっている。

一方、以前との比較においては、「商業・居住ビジネス機能等が調和した都市環境」で「良くなっている」が17.9%、「悪くなっている」が6.5%、「生活スタイルに応じて住み続けられる住環境」で「良くなっている」が12.5%、「悪くなっている」が6.8%で、「住宅・住環境」に関する状況は改善されているとする評価が高くなっている。

図表V-90 現在の状況 回答率一覧＜住宅・住環境関連項目＞（N=1,302）

あなたの生活周辺環境	良い (%)	ふつう (%)	悪い (%)	無回答 (%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	12.8	56.6	11.6	19.0
生活スタイルに応じて住み続けられる住環境	9.8	62.8	9.8	17.7

図表V-91 以前との比較（4～5年前、それ以降に江東区に住まれた方は転入当時と比べて）
＜住宅・住環境関連項目＞回答率一覧（N=1,302）

あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった (%)	無回答 (%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	17.9	52.2	6.5	23.4
生活スタイルに応じて住み続けられる住環境	12.5	58.4	6.8	22.4

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「生活スタイルに応じて住み続けられる住環境」が6.2%、「商業・居住ビジネス機能等が調和した都市環境」が4.2%で、「まちづくり・環境分野の平均優先度」7.1%を下回っている。

4. 住宅・住環境

図表V-92 優先度結果一覧<まちづくり・環境分野> (N=1,302) (ゴシック体は、住宅・住環境関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度(%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	4.2
道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境	12.2
交通事故の危険にあわないような取組	9.6
災害に強い安全なまちづくりへの取組	16.8
災害時の救助・救援・支援体制の状況	12.6
水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況	4.3
臨海部の新しいまちの整備状況	1.3
生活スタイルに応じて住み続けられる住環境	6.2
犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境	17.0
公害等環境汚染のない安全な生活環境	5.0
ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着	4.1
環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制	0.8
海・川・緑地等の自然保護・保全の取組	2.3
清潔で調和ある都市景観の美しさ	3.6
まちづくり・環境分野の平均優先度	7.1

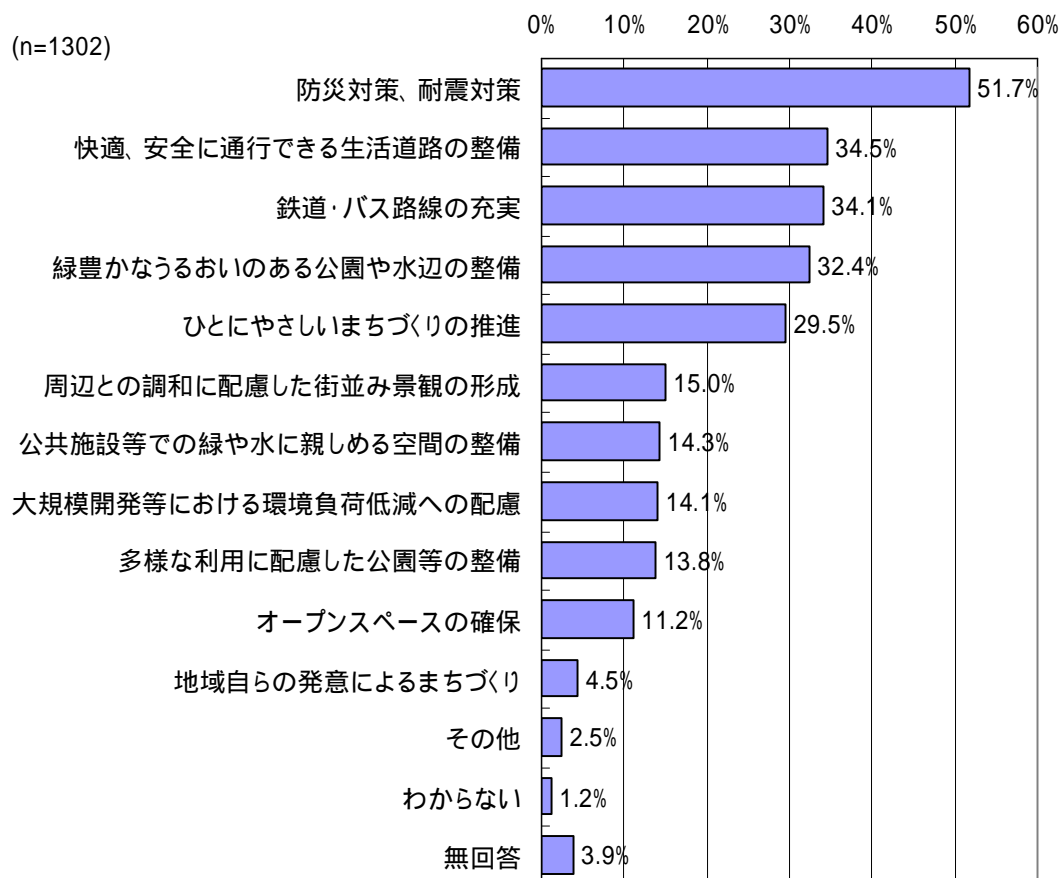
注釈) 優先度：1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

c) 重点的な取り組みが求められている施策

今後区が進める新たなまちづくりにおいて重視すべき点において、「防災対策・耐震対策」(51.7%)の回答率が最も高くなっており、住宅においてもこうした取り組みが求められているといえる。

4. 住宅・住環境

図表V-93 今後区が進める新たなまちづくりについて、重視すべき取り組み
(あてはまるもの3つ以内を選択)



(4) 課題

- ・本区は建設時期が古く旧耐震基準の下で建設された住宅が多いと見込まれることから、住宅の耐震化が急務である。木造住宅をはじめとした持ち家所有者に対する意識啓発や支援を強化して、耐震工事の実施を促すと共に、マンション等の耐震化も進めていくことが必要である。
- ・集合住宅の建設が激増し、特に近年単身用マンションが増加する中で、バランスの取れた地域コミュニティを形成し、良好な住環境を構築していくために、管理組合等の組織によるコミュニティ活動への参加を促すなどの対応が求められる。
- ・集合住宅の建設が進み、膨大な住宅ストックを保有していく中で、長く快適な居住環境を維持できるような維持・管理対策が求められる。

5 . 環境

5 . 環境

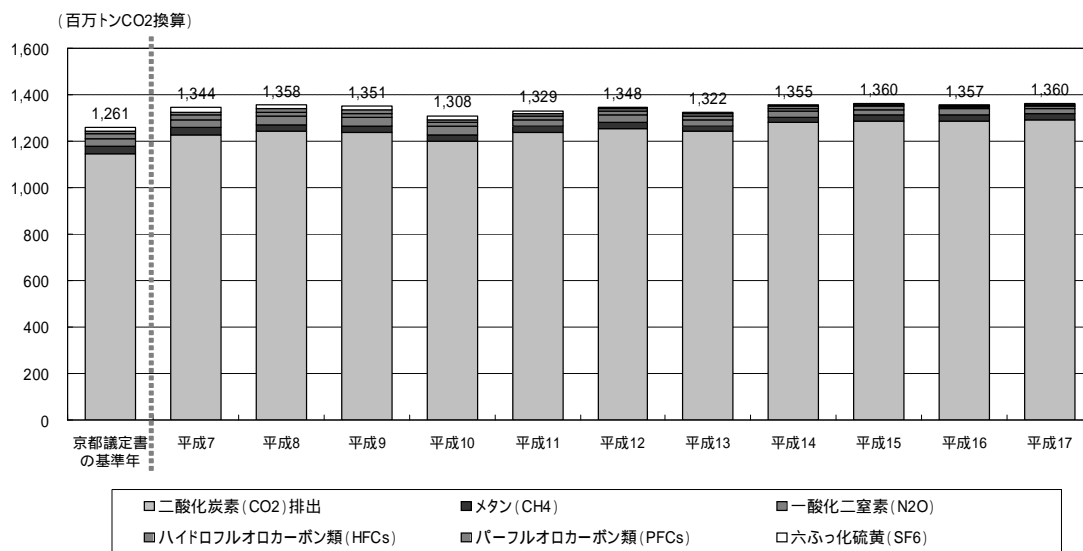
(1) 社会経済潮流

地球温暖化防止に向けた取組の推進

世界規模で進む地球温暖化を防止するため、平成 17 年に温室効果ガスの排出量削減目標を定めた「京都議定書」が発効され、我が国は平成 24 年までに基準年比 6 %削減が義務づけられている。

しかし、平成 17 年度の我が国の温室効果ガス排出量は 13 億 6,000 万 t-CO₂となっており、基準年度の総排出量を 7.8%上回っている。また、二酸化炭素の排出量をみると、産業部門では減少傾向だが、家庭、運輸、業務その他部門で 2 ~ 4 割程度増加している。

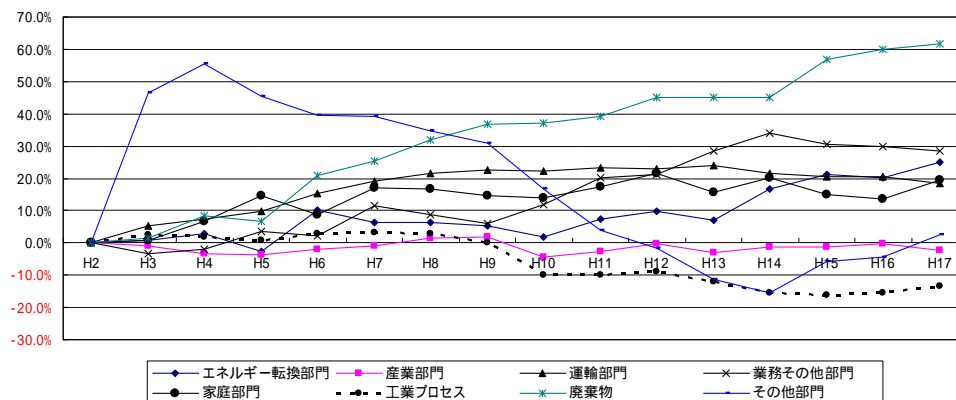
図表V-94 日本の温室効果ガス排出量の推移



注釈) 基準年度: CO₂, CH₄, N₂O:平成 2 年、HFCs, PFCs, SF₆:平成 7 年

資料) 温室効果ガスインベントリオフィス「温室効果ガス排出量・吸収量データベース」(平成 19 年 5 月)より

図表V-95 日本の部門別二酸化炭素直接排出量の増減率



資料) 温室効果ガスインベントリオフィス「温室効果ガス排出量・吸収量データベース」(平成 19 年 5 月)より

現状のままでは、京都議定書の目標達成は困難と見込まれることから、平成 19 年 10 月に「京

5. 環境

都議定書目標達成計画の評価・見直しに向けた基本方針」が示され、住宅・建築物の省エネ性能の向上や交通流対策、対象業種を拡大した自主行動計画の推進などの追加的な対策・施策の導入が検討されている。

循環型社会の形成

循環型社会の構築に向けて、廃棄物等の発生を抑制し（リデュース）、使用済み製品や部品などの適正な再使用（リユース）を促し、回収された資源ごみを原材料として再生利用（リサイクル）を行うことが求められており、広く国民や事業者にこれらの取組を義務づける法制度が一通り整備された。制定後一定期間を経た法制度は、進捗や社会動向を見ながら制度の見直しが行われている。

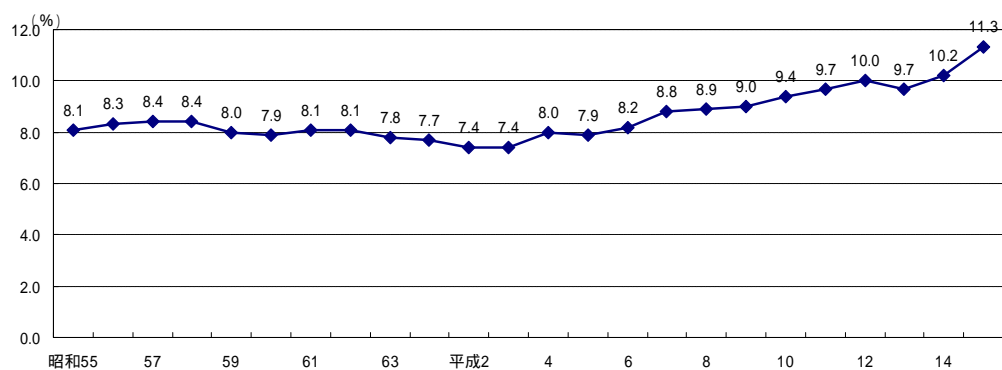
ごみ（一般廃棄物）の総排出量および1人1日あたりの排出量は、昭和60年度以降増加し、平成2年度以降は横ばい傾向にあったが、近年やや減少しており、一方で資源の循環利用率は増加傾向にあり、3Rが着実に進められていることが伺える。

図表V-96 ごみ（一般廃棄物）総排出量及び1人1日あたりのごみ排出量の推移



出典) 「環境白書・循環型社会平成19年版」

図表V-97 わが国の循環利用率の推移



注釈) 循環利用率: 資源利用量 ÷ (総物質投入量 = 天然資源等投入量 + 循環利用量) × 100
資料) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部資料より

5. 環境

(2) 江東区の現状

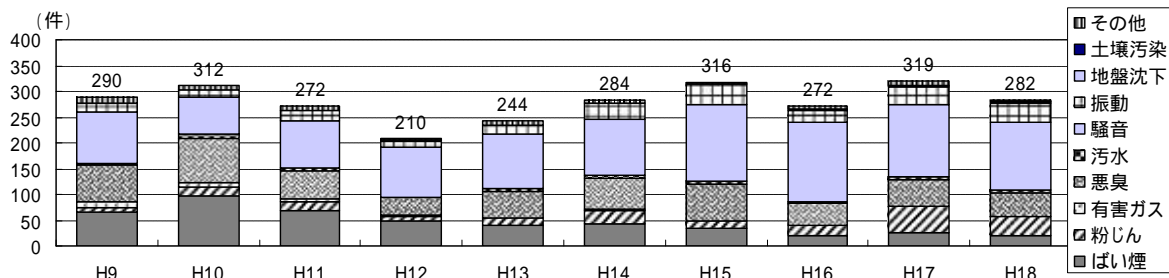
現状

a) 生活環境

a.1. 生活環境に対する苦情

生活環境に関する苦情件数は、平成 18 年度は 282 件となっており、近年は 300 件前後で推移している。内訳をみると、騒音に関する苦情が 132 件と最も多い。

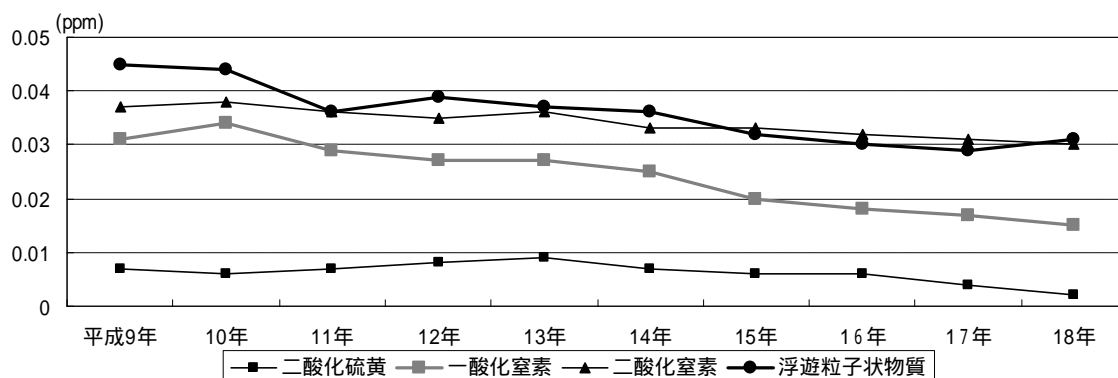
図表V-98 発生源別苦情件数の推移（典型 7 公害およびその他）



a.2. 大気汚染

大気汚染物質の濃度は全般的に減少傾向だが、浮遊粒子状物質のみ平成 18 年にやや増加している。光化学スモッグは年によりばらつきはあるものの、平成 18 年には区東部で 10 回の注意報が出されている。

図表V-99 大気汚染物質濃度の推移（区内平均値）



図表V-100 光化学スモッグ注意報・学校情報発令日数及び被害届出等の状況

		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
注意報	区東部	3	1	5	10	10	4	12	8	10
	東京都	11	5	23	23	19	8	18	22	17
学校情報	区東部	5	9	16	16	17	9	15	14	12
被害届出数	区東部	0	0	0	0	0	1	90	0	0
	東京都	333	0	16	52	410	12	159	247	2

注釈) 区東部：千代田区・中央区・港区・江東区・江戸川区

5. 環境

東京都のディーゼル車排ガス規制の導入等により、浮遊粒子状物質による大気汚染は改善され、環境基準は達成している。しかし、二酸化窒素は、一般環境大気測定局では環境基準に適合しているが、自動車排出ガス測定局（辰巳）では達成していない。また、オキシダントは環境基準を達成していない。

図表V-101 一般環境大気測定局測定結果（平成18年度）

測定局名	二酸化窒素 NO ₂			浮遊粒子状物質 SPM			オキシダントO ₃ (5時~20時)		二酸化硫黄 SO ₂			一酸化炭素 CO			窒素酸化物 NO _x	
	環境基準達成状況	98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	2%除外値 (mg/m ³)	年平均値 (mg/m ³)	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	2%除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	2%除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)
	千代田区神田司町		0.055	0.030		0.063	0.028	x	0.023		0.006	0.002		0.095
区部平均	26/26 (100.0%)	0.027		26/27 (96.3%)	0.030		0/23 (0.0%)	0.027	11/11 (100.0%)	0.003		6/6 (100.0%)	0.5	
都平均	43/43 (100.0%)	0.025		45/46 (97.8%)	0.029		0/40 (0.0%)	0.029	20/20 (100.0%)	0.002		11/11 (100.0%)	0.5	

図表V-102 自動車排ガス測定局測定結果（平成18年度）

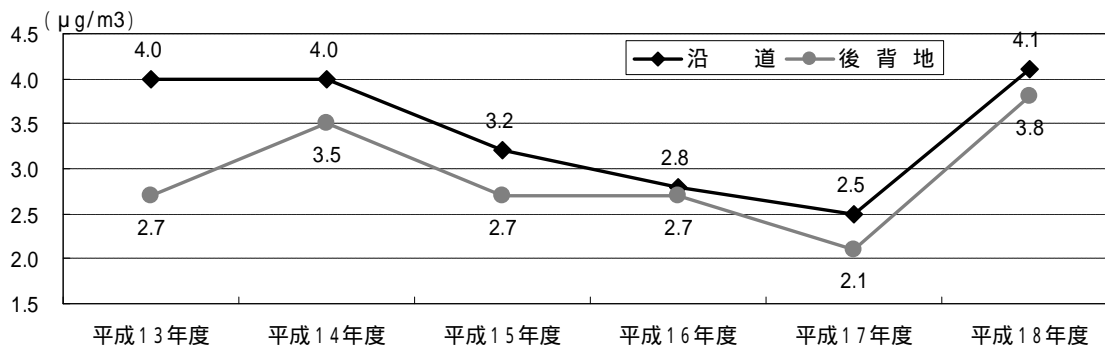
測定局名	類型	二酸化窒素 NO ₂			浮遊粒子状物質 SPM			二酸化硫黄 SO ₂			一酸化炭素 CO			窒素酸化物 NO _x	
		環境基準達成状況	98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	2%除外値 (mg/m ³)	年平均値 (mg/m ³)	環境基準達成状況	2%除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況	2%除外値 (ppm)	年平均値 (ppm)	98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)
		日比谷交差点	交差点局	x	0.065	0.041		0.079	0.035		1.1	0.7
区部平均		12/25 (48.0%)	0.038		25/25 (100.0%)	0.033		4/4 (100.0%)	0.002		14/14 (100.0%)	0.7	
都平均		21/34 (61.8%)	0.036		34/34 (100.0%)	0.033		5/5 (100.0%)	0.002		17/17 (100.0%)	0.7	

出典) 東京都「大気汚染測定結果」

5. 環境

有害化学物質の1つであるベンゼンは、ガソリン車を主要な発生源とする。17年度までは低下していたが、18年度は増加している。

図表V-103 有害物質（ベンゼン）の濃度の推移



注釈) 京葉道路、三ツ目通り、晴海通りの3地点平均値(後背地：沿道から約25mはなれた場所)

a.3. 騒音・振動

騒音・振動は本区の公害苦情件数の半数以上を占めるが、発生源別にみると騒音・振動とも建設作業現場が最も多い。騒音は、次いで飲食店や商店等が多くなっており、住宅地と商業地が混在する中で近隣騒音に対する苦情が多くなっていると考えられる。

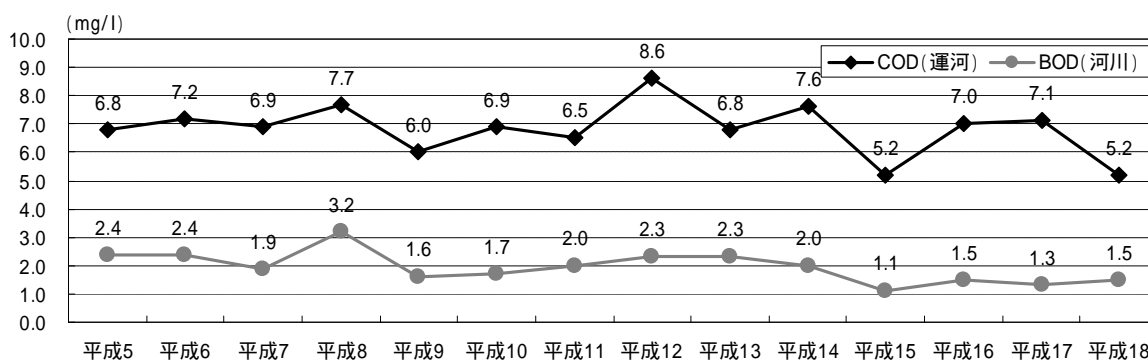
図表V-104 近隣騒音・振動苦情の発生源別内訳(平成18年度)

発生源	騒音	振動	合計
建設作業	67	34	101
一般	37	1	38
指定作業場	6	0	6
合計	110	35	145

a.4. 水質汚濁

本区の河川や運河の水質は、良好な水準で維持されている。BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準は5mg/l以下であるが、継続して達成されている。

図表V-105 河川水質の推移



5 . 環境

また、ダイオキシン類についても、本区の全調査地点において環境基準に適合している。

図表V-106 ダイオキシン類の濃度（平成18年度）

	ダイオキシン類濃度調査結果(コプラナーPCBを含む)	
	水質 (pg - TEQ/l)	底質 (pg - TEQ/g)
区内平均値	0.35	32
環境基準	1以下	150以下

a.5. 悪臭

平成 18 年度に区で受け付けた苦情件数は 43 件で、17 年度に比べ 8 件減少した。悪臭の苦情を現象別にみると、食品の調理の悪臭が 8 件、下水道や汚水の悪臭が 7 件、アスファルト防水工事の悪臭が 4 件、廃棄物等の焼却の悪臭が 3 件などである。また、悪臭の発生源別では、飲食店や住宅等の「一般」が 28 件で最も多く 65%を占め、次いで「工場」が 8 件、「建設工事等」が 6 件となっている。

図表V-107 現象別の悪臭苦情件数（平成18年度）

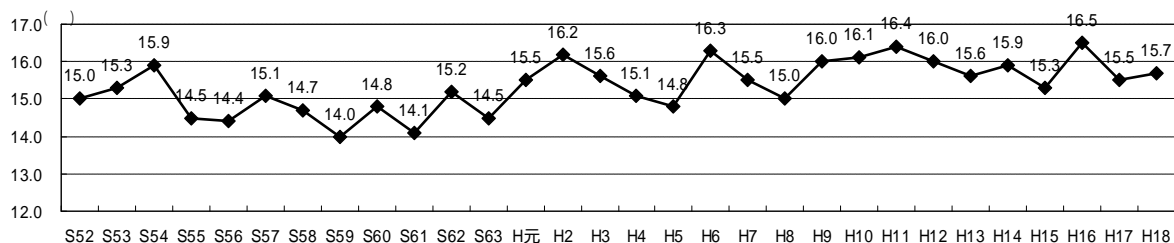
1	廃棄物等の焼却による臭い	3件
2	食品の調理加工に伴う臭い	8件
3	下水道や汚水等による臭い	7件
4	アスファルト防災工事による臭い	4件
5	その他	21件
合計		43件

b) 地球温暖化問題

b.1. 温暖化の現状

本区の気温は徐々に上昇しており、年間平均気温は近年は 16 度前後で推移している。

図表V-108 江東区の年間平均気温の変化



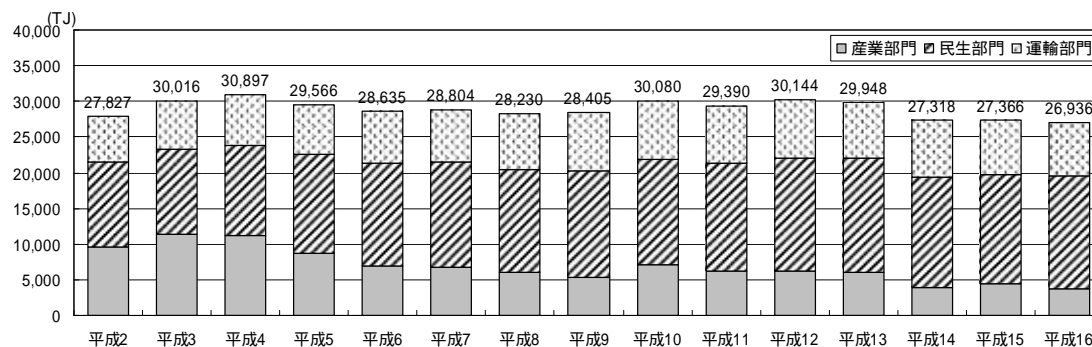
資料) 気象庁ホームページより

5. 環境

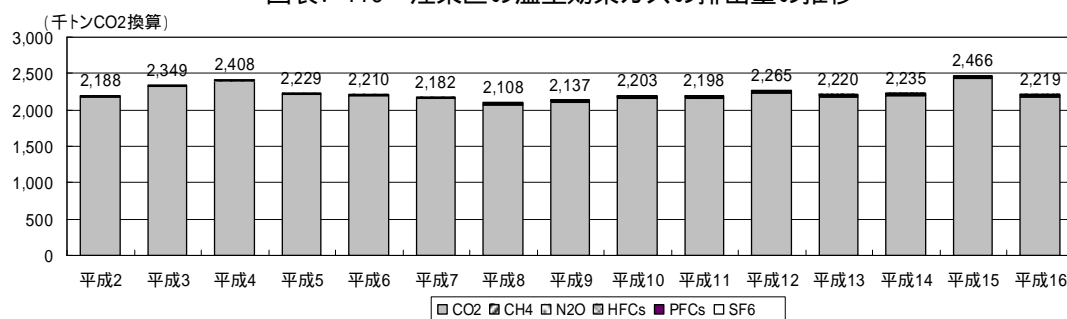
b.2. 温室効果ガスの排出状況

本区のエネルギー消費量は、平成16年は26,936TJとなっており、平成14年以降は約27,000TJを維持している。部門別にみると、一般家庭や事業所を対象とする民生部門による消費量が最も多く、約6割を占めており、徐々に増加している。また、温室効果ガスの排出量は平成15年度にやや増加したものの220万トン（CO₂換算）で推移しており、温室効果ガスの排出削減には至っていない。

図表V-109 江東区のエネルギー消費量の推移



図表V-110 江東区の温室効果ガスの排出量の推移



b.3. 新エネルギー

本区では、以下の施設において風力発電と太陽光発電が導入されている。特に、本区は、海に面し、特に若洲公園は年平均5.7m/sの風速がある。若洲風力発電施設は若洲公園の多目的広場に設置されている。高さ100メートル、羽の直径80メートルと、日本でも有数の巨大な風車であり、環境配慮のシンボルとして活用されている。

図表V-111 自然エネルギー発電の導入実績

		(KWh)		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
風力 発電	若洲風力発電施設	2,863,824	2,467,896	2,435,352
	環境学習情報館	-	-	-
	計	2,863,824	2,467,896	2,435,352
太陽光 発電	防災センター	-	-	3,851
	環境学習情報館	-	-	4,218
	計	0	0	8,069

5 . 環境

c) ごみ・リサイクル

c.1. ごみ

本区のごみ量は、人口増加に対しほぼ横ばいで推移している。

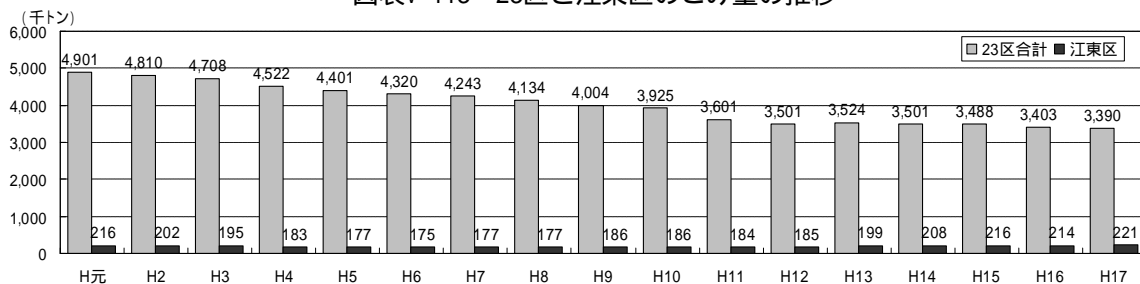
図表V-112 江東区のごみ量の推移

(トン)	区収集ごみ					持込ごみ ^(注)	合 計
	可燃ごみ	不燃ごみ	管路ごみ	粗大ごみ	小 計		
平成元年度	108,985	38,482		4,093	151,560	64,127	215,687
5 年度	106,097	37,400		3,014	146,511	30,874	177,385
10 年度	96,579	27,387	1,429	2,886	128,281	56,729	185,010
12 年度	81,603	24,638	1,802	2,956	110,999	74,424	185,423
14 年度	81,299	24,275	1,786	2,394	109,754	97,928	207,682
15 年度	81,773	23,944	1,742	2,665	110,124	105,762	215,886
16 年度	79,653	25,428	1,687	2,775	109,543	104,173	213,716
17 年度	80,376	24,275	1,915	2,569	109,135	111,757	220,892
18 年度	79,579	24,542	1,794	2,629	108,544	1,530	110,074

備考) 持込ごみ：江東区内の清掃事務所での受付量。区内の発生量と必ずしも一致しない。

注) 18 年度持込ごみ量は、臨時持込ごみ量のみ掲載。

図表V-113 23区と江東区のごみ量の推移



注釈) 資源ごみの収集の実施が開始された平成 4 年 9 月以前は、びん・缶収集を含む

資料) 江東区資料および東京二十三区清掃協議会資料より

本区及び本区地先内に設置されている廃棄物処理関連施設は下表の通りである。新江東清掃工場は平成 10 年 9 月に竣工した 1,800 トン/日処理が可能な大規模焼却施設である。

また、23 区の最終処分場はすべて、本区地先に立地している。最終処分量は近年は 80 万トン前後で推移している。

図表V-114 江東区及び江東区地先の焼却処理施設・中間処理施設 (平成19年12月現在)

施設名	竣工年月	規模
有明清掃工場	平成 7.12	200t × 2 炉
新江東清掃工場	平成 10.9	600t × 3 炉
中防不燃ごみ処理センター第 1 プラント	昭和 61.12	33t / h × 2 基
中防不燃ごみ処理センター第 2 プラント	平成 8.10	48t / h × 2 基
中防廃溶融施設	平成 18.12	100t / 日 × 4 炉
粗大ごみ破碎処理施設	昭和 54.6	27t / h × 2 基
破碎ごみ処理施設	平成 4.7	180t / 日 × 1 炉

資料) 東京二十三区清掃一部事務組合「ごみれば 23 2008」より

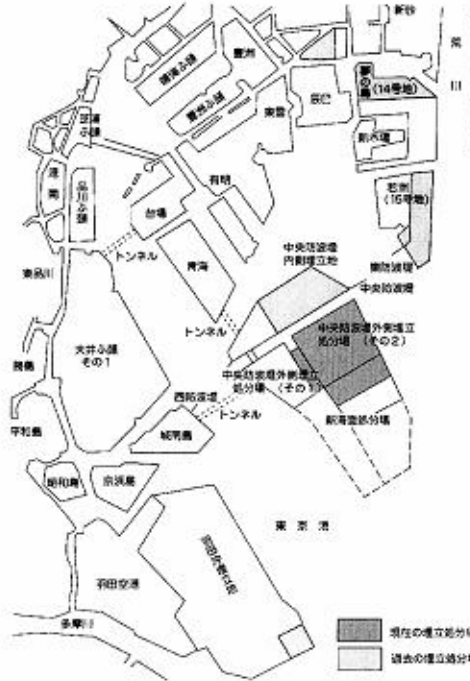
5 . 環境

図表V-115 最終処分場（平成19年4月1日現在）

中央防波堤外側埋立処分場	全体容量:47,580,000 m ³	埋立開始:昭和 52.10
新海面処分場	全体容量:97,440,000 m ³ (一般廃棄物は 45,770,000 m ³)	埋立開始:平成 8. 8

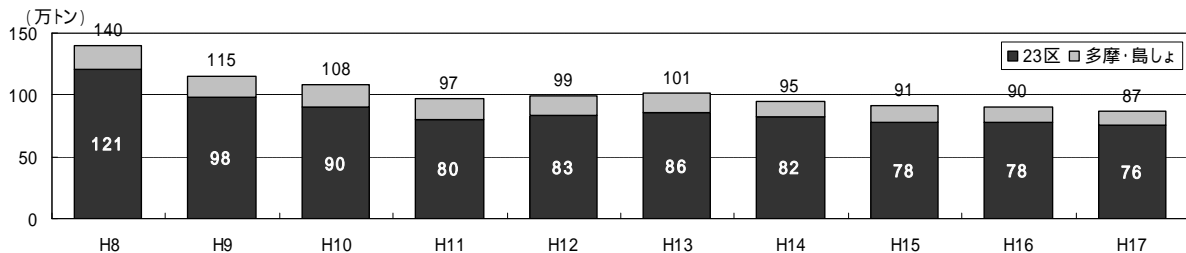
資料) 東京都「一般廃棄物処理施設一覧」より

図表V-116 東京都の最終処分場



出典) 東京都「東京の環境 2007」

図表V-117 23区および東京都の一般廃棄物の最終処分量の推移



資料) 東京都「東京の環境 2007」より

c.2. 3 R <リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）>

本区では集積所において、びん・缶・ペットボトル・古紙（新聞・雑誌・ダンボール）の資源回収を行っている。また、拠点回収として、コンビニエンスストア等でのペットボトルの店頭回収、区施設での乾電池回収等を行っている。

資源回収量は以下のように推移しており、平成 18 年度の回収量は 32,186 トンとなっており、徐々に増加している。

5 . 環境

図表V-118 江東区の資源回収量の推移

	分別回収(集積所回収)						拠点回収			集団回収	資源回収量 合計	
	びん	缶	ペットボトル	新聞	雑誌	ダンボール	合計	ペットボトル 店頭回収	乾電池			合計
平成5年度	322	215					537		4	4	10,258	10,799
10年度	1,690	1,239	310				3,239		6	6	11,927	15,172
12年度	2,730	1,381	650	2,434	2,408	1,790	11,393	113	8	121	14,372	25,886
14年度	3,266	1,563	1,100	2,331	2,385	2,066	12,711	129	13	142	14,113	26,966
15年度	3,191	1,358	1,245	2,243	2,006	2,014	12,056	135	12	147	14,692	26,895
16年度	3,333	1,283	1,341	2,714	2,013	2,074	12,758	158	12	170	15,842	28,770
17年度	3,487	1,225	1,531	3,623	2,253	2,150	14,269	161	11	172	16,664	31,105
18年度	3,576	1,257	1,565	3,625	2,299	2,206	14,528	145	12	157	17,502	32,186

単位) トン

注釈) 端数処理の関係で、「資源回収量合計」値と「集積所回収」、「拠点回収」、「集団回収」の各合計及びその合計値は一致しない場合がある。

また、廃棄物の排出削減に向けて、本区ではごみ減量アドバイザーを派遣した環境学習や、家具などの大型生活用品で、粗大ごみとして収集したものの中から使用可能な品物を修繕・研磨し、販売するイベントとして「いかせる粗大ごみ作戦」を実施し、区民への意識啓発や活動支援に取り組んでいる。

図表V-119 ごみ減量アドバイザーによる環境学習実績(平成19年)

学校数	クラス数	参加人数
23	54	1,580

図表V-120 いかせる粗大ごみ作戦実績(平成19年)

実施場所	実施年月日	出展点数
えこっくる江東	平成19年6月9日	22
木場公園区民まつり会場	平成19年10月21日	24

関連個別計画

江東区環境基本計画改定版(平成16年3月)

- * 「水に学び、水を活かし、水と親しむ都市(まち)・江東区」を望ましい環境像とし、取り組むべき新たな課題として「ヒートアイランド対策」、「自然エネルギーの活用」、「環境学習充実のための施設整備」の3つの施策を取り上げている。

江東区環境行動計画(平成18年3月)

- * 区民・事業者・行政がパートナーシップを形成し、各主体の役割分担により、協働して適切な環境改善と創造に取り組む具体的な行動計画を定めている。

江東区一般廃棄物処理基本計画(平成19年3月)

- * 江東区における、ごみの減量や一般廃棄物の適正処理を推進するための施策を、長期的・総合的視点から体系的に明らかにしている。

江東区分別収集計画(平成19年6月)

- * 容器包装リサイクル法に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めている。

5 . 環境

(3) 区民の意識・意向（「江東区民意識意向調査（平成20年3月）」より）

a) 現在の状況・以前との比較

環境に関する区民の評価では、現状においては、「公害等環境汚染のない安全な生活環境」で「良い」が4.7%、「悪い」が19.2%、「ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着」で「良い」が12.3%、「悪い」が12.0%、「環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制」で「良い」が3.2%、「悪い」が10.5%で、悪いとする評価が高くなっている。

一方、以前との比較においては、「公害等環境汚染のない安全な生活環境」で「良くなっている」が10.0%、「悪くなっている」が9.4%、「ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着」で「良くなっている」が20.9%、「悪くなっている」が6.0%、「環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制」で「良くなっている」が5.7%、「悪くなっている」が4.7%で、「環境」に関する状況は改善されているとする評価が高くなっている。

図表V-121 現在の状況 回答率一覧<環境関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良い (%)	ふつう (%)	悪い (%)	無回答 (%)
公害等環境汚染のない安全な生活環境	4.7	58.4	19.2	17.7
ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着	12.3	59.6	12.0	16.1
環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制	3.2	66.3	10.5	20.0

図表V-122 以前との比較（4～5年前、それ以降に江東区に住まわれた方は転入当時と比べて）
回答率一覧<環境関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった (%)	無回答 (%)
公害等環境汚染のない安全な生活環境	10.0	58.2	9.4	22.4
ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着	20.9	51.8	6.0	21.3
環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制	5.7	65.3	4.7	24.3

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「公害等環境汚染のない安全な生活環境」が5.0%、「ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着」が4.1%、「環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制」が0.8%で、「まちづくり・環境分野の平均優先度」7.1%を下回っている。

5 . 環境

図表V-123 優先度結果一覧<まちづくり・環境分野> (N=1,302) (ゴシック体は、環境関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度(%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	4.2
道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境	12.2
交通事故の危険にあわないような取組	9.6
災害に強い安全なまちづくりへの取組	16.8
災害時の救助・救援・支援体制の状況	12.6
水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況	4.3
臨海部の新しいまちの整備状況	1.3
生活スタイルに応じて住み続けられる住環境	6.2
犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境	17.0
公害等環境汚染のない安全な生活環境	5.0
ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着	4.1
環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制	0.8
海・川・緑地等の自然保護・保全の取組	2.3
清潔で調和ある都市景観の美しさ	3.6
まちづくり・環境分野の平均優先度	7.1

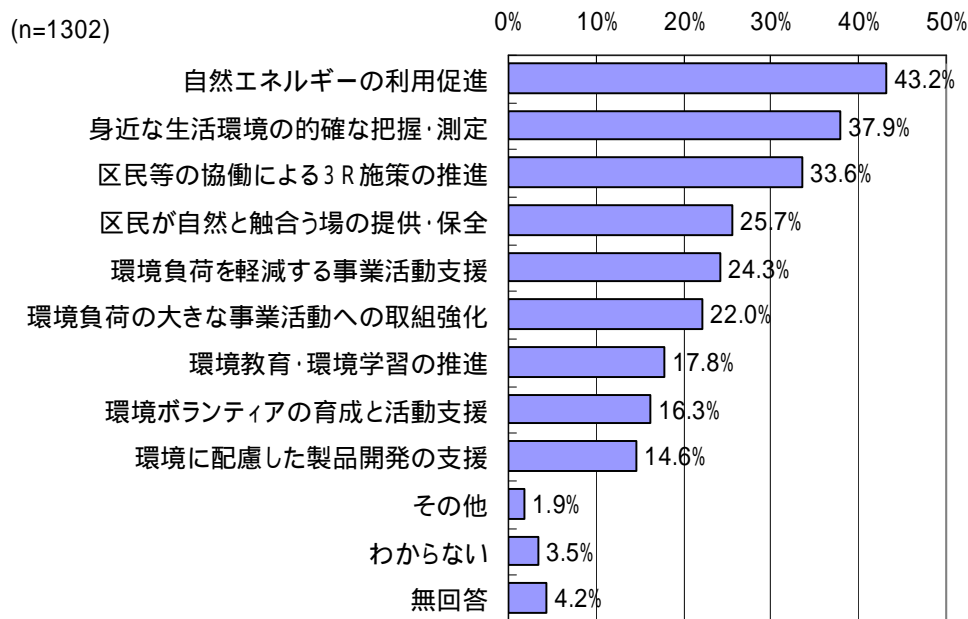
注釈) 優先度：1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

c) 重点的な取り組みが求められている施策

今後区が進める環境保全・資源の有効活用において重視すべき点において、「自然エネルギーの利用促進」(43.2%)、「身近な生活環境の的確な把握・測定」(37.9%)、「区民等の協働による3R施策の推進」(33.6%)の回答率が高くなっている。

5 . 環境

図表V-124 環境保全やごみの減量を進めていく上で重視すべき取り組み（あてはまるもの3つ以内を選択）



(4) 課題

- ・大気汚染や水質汚濁等は改善の方向にあるが、公害に対する苦情件数に大きな変化はみられない。騒音・振動問題や悪臭等の問題に代表される、相隣の区民や事業者を発生源とする生活環境問題は一律的な対応は難しく、行政の仲介による当事者間での課題解決が求められる側面が多い。区民の生活環境の改善に向けて、区民と行政が連携して取り組む体制づくりが求められる。
- ・地球温暖化を防止に向けては、温室効果ガスの排出者である区民一人ひとりがエネルギー消費の削減に取り組むことが不可欠である。本区は特に、民生部門のエネルギー消費量が多く、近年増加の傾向にある。区民の地球温暖化問題に対する意識を高め、エネルギー消費の削減や自然エネルギーの利用促進、環境に配慮した行動を促していくことが求められる。
- ・循環型社会の実現に向けて、区民・事業者・行政が適切な役割分担の下で自ら積極的に行動しつつ、互いに協働していくことが求められる。

6. みどりと水辺

6. みどりと水辺

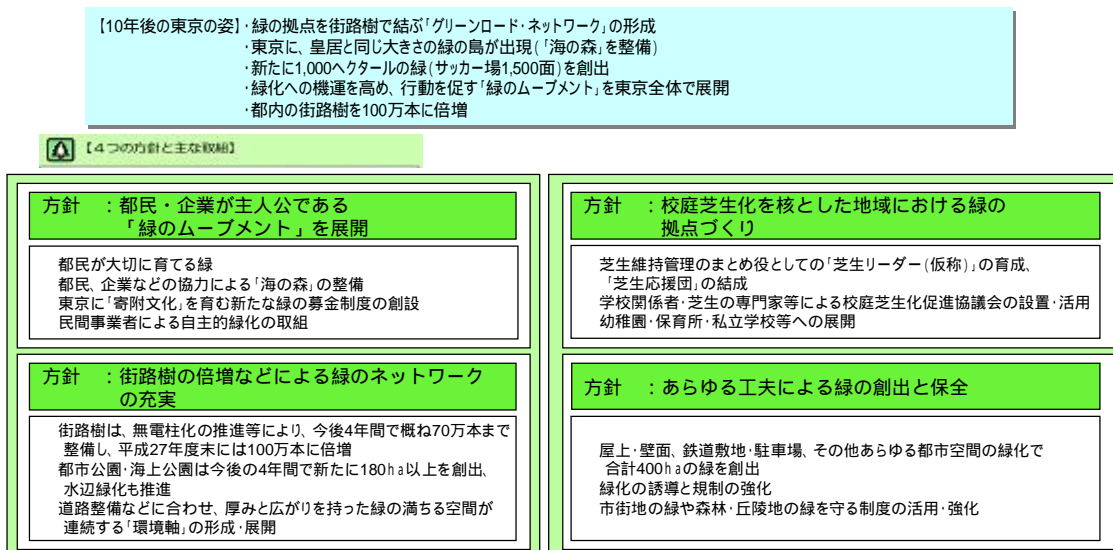
(1) 社会経済潮流

緑の保全

東京都では、平成19年6月に「緑の東京10年プロジェクト」を掲げて、都民の主体的な行動を促すしくみづくり、誘導や規制などの多用な手法の展開、募金等の民間資金や基金を活用した財源確保を進め、官民が協働で緑の創出や保全を促進していく方針を打ち出している。

東京港中央防波堤内側に整備予定の「海の森構想」は、都市再生プロジェクト第三次決定において、先導的事例として位置づけられている。

図表V-125 「緑の東京10年プロジェクト」の10年後の東京の姿および主な取組



資料) 「緑の東京10年プロジェクト」より

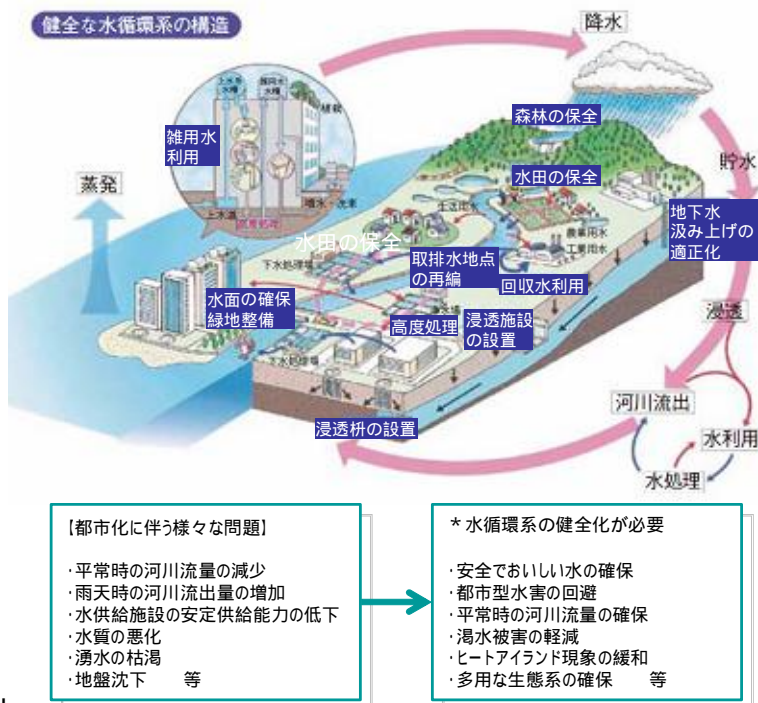
健全な水循環系の構築

都市化の進展により、河川等の平常時の流量減少や水質悪化、湧水の減少等の問題が顕在化している。また、護岸整備等により水辺地の環境が損なわれ、豊かな生態系や人と水のふれあいの場が失われてきた。

このような中で、流域を中心とした健全な水循環系の構築に向けた基本的な考え方が、河川審議会答申（平成10年）、中央環境審議会意見具申（平成11年）等で示され、第三次環境基本計画（平成18年4月）にて今後重点的に取り組むべき戦略プログラムの1つとして位置づけられた。

資料) 国土交通省「日本の水資源」（平成19年版）より

図表V-126 健全な水循環系構築のイメージ



6. みどりと水辺

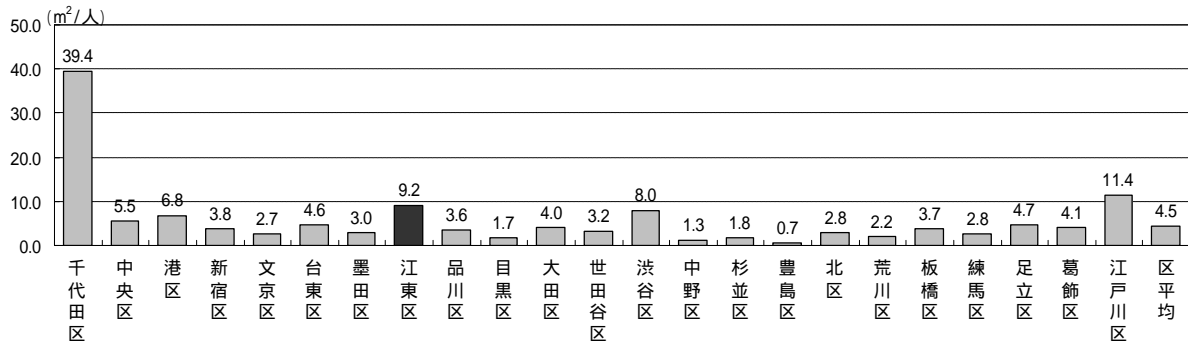
(2) 江東区の現状

現状

a) 公園・児童遊園

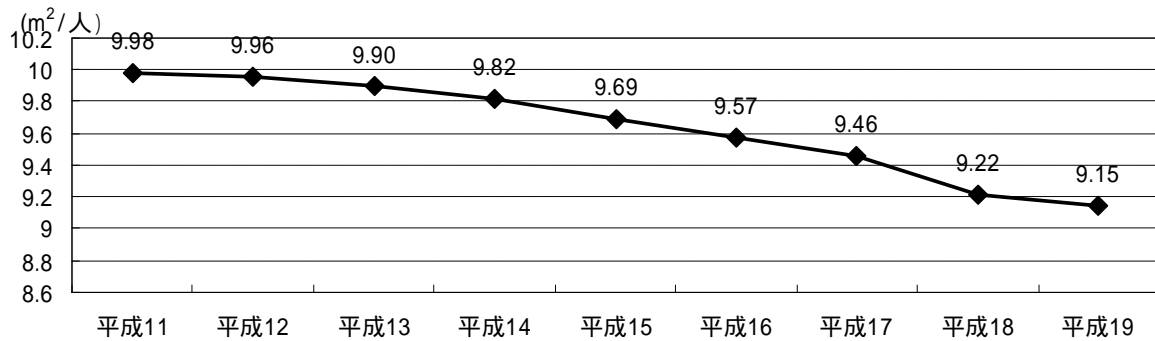
本区は区民1人あたりの公園面積は9.2m²/人となっており、23区平均の2倍強である。23区と比較すると、皇居を区内に抱える千代田区、江戸川区に次いで高い割合となっている。ただし、人口の増加に伴い、区民1人あたりの公園面積は近年減少傾向にある。

図表V-127 1人あたりの公園面積割合（平成19年度）



資料) 財団法人特別区協議会資料より

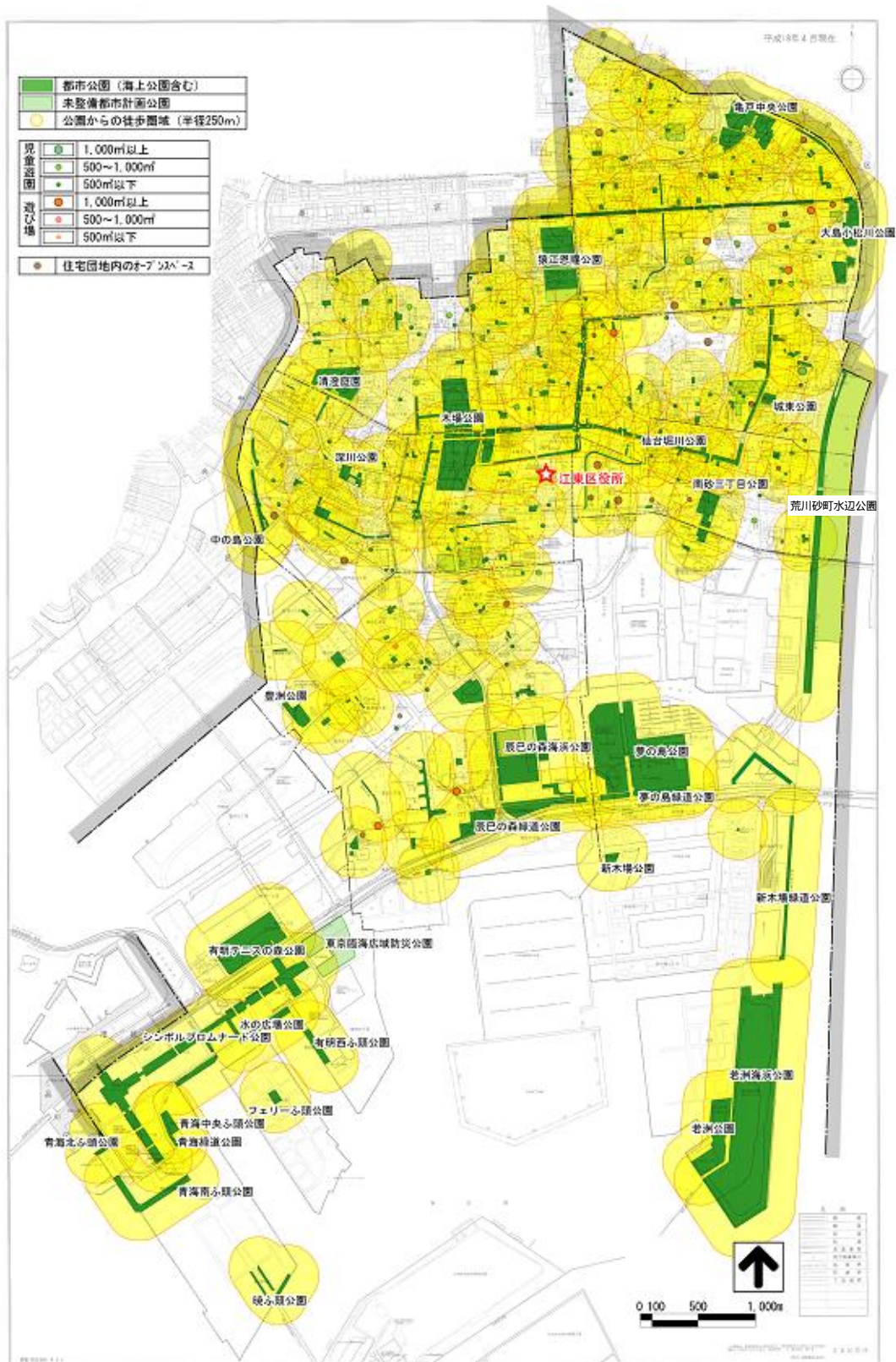
図表V-128 江東区の1人あたりの公園面積の推移（公園・児童遊園を含む）



6 . みどりと水辺

平成 19 年度の区立の公園数は 157 か所、児童遊園は 90 か所である。公園からの徒歩圏域を 250m とすると、区内の大部分の地域が徒歩圏内に公園または児童遊園を有している。

図表V-129 江東区の身近な公園の整備状況 平成18年4月現在



6. みどりと水辺

b) 水辺の活用

b.1. 河川・運河

本区が管理する河川は 18 河川、総延長が約 32km である。この他、区の東西を国が管理する荒川、東京都管理の隅田川が位置している。

図表V-130 江東区内の河川の一覧（平成19年7月1日現在）

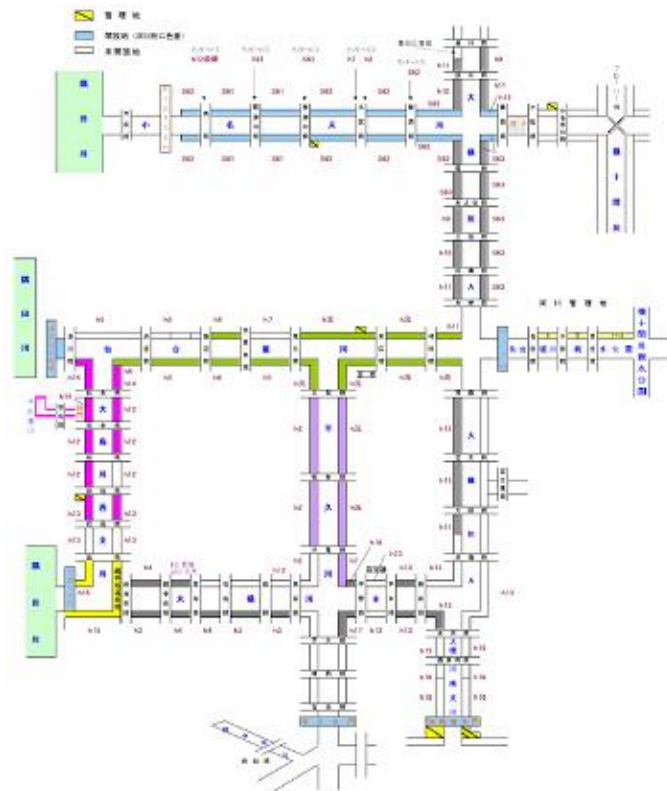
一級河川		二級河川		普通河川	
名称	延長(m)	名称	延長(m)	名称	延長(m)
旧中川	2,780	越中島川	805	中の堀川	240
北十間川	1,600			仙台堀川	3,700
小名木川	4,640			福富川支川	184
竪川	2,885			福富川	370
横十間川	4,600				
大横川	4,000				
大横川支川	108				
大横川南支川	420				
仙台堀川	1,840				
平久川	1,130				
大島川東支川	780				
大島川西支川	820				
古石場川	900			総延長	31,802

b.2. 水辺空間

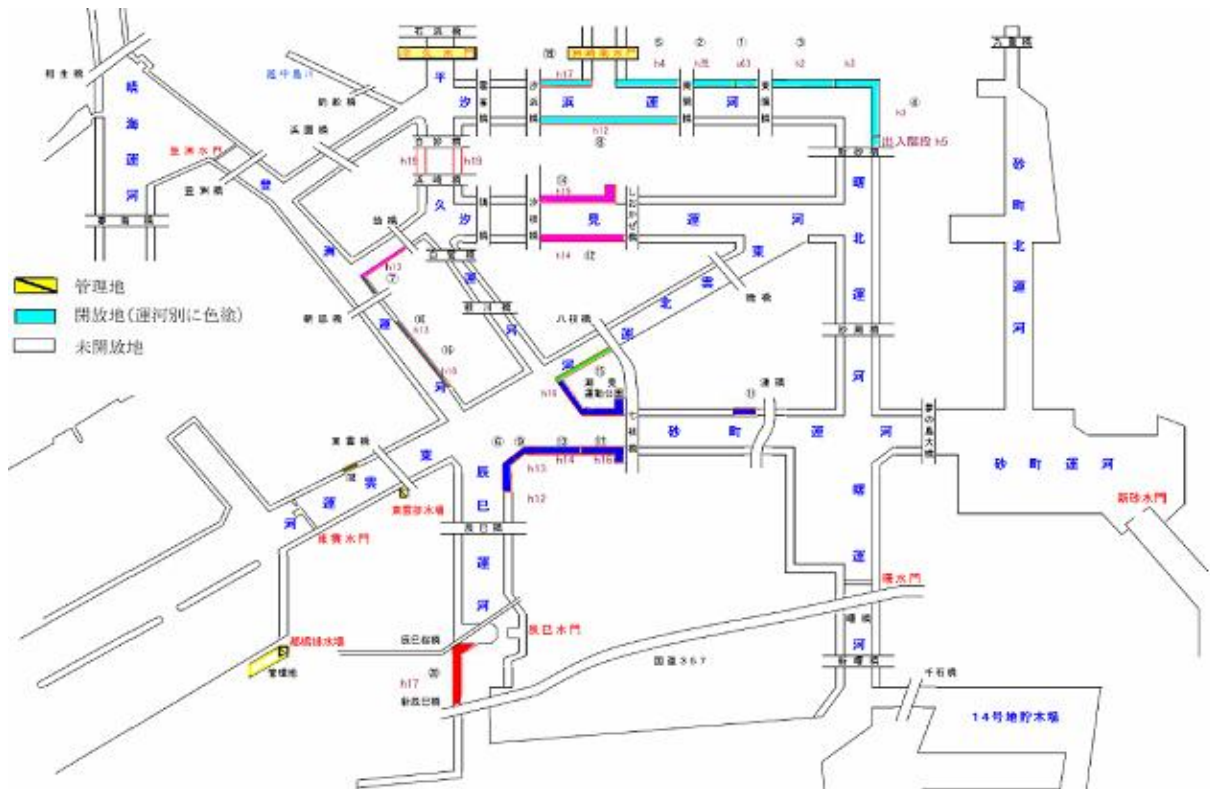
図表V-131 水辺の散歩道整備現況図（未解放地含む）（平成19年4月1日現在）

本区では、河川や運河の水辺空間を区民にとって親しみやすい空間として活用するため、水辺の散歩道や潮風の散歩道等の整備を進めている。

潮風の散歩道は 20 か所が整備され、総延長は 4,754m に達する。



図表V-132 潮風の散歩道整備現況図（未解放地含む）（平成19年4月1日現在）



河川や運河、臨海部等の水辺に、親水公園が整備されている。ほとんどの親水公園は、川や運河を埋め立てており、その特徴や歴史的経緯を活かした水路や池などが整備されている。

また、幼児や低学年児童を対象とした親水施設として、水深が10～20cm程度のじゃぶじゃぶ池を5か所設置している。

図表V-133 親水公園の整備状況

公園数	総延長	面積合計
7か所	12.85km	33.14ha

図表V-134 じゃぶじゃぶ池の整備状況

整備数
5か所

さらに、隅田川や荒川では、緩傾斜型の堤防を整備し、治水の安全性を高めると共に、区民が水辺で憩えるよう親水性に配慮した護岸の整備が進められている。

平成17年10月には荒川ロック・ゲートが完成し、荒川と隅田川が旧中川・小名木川を通じて結ばれた。

6. みどりと水辺

c) 緑化推進

c.1. 緑被率

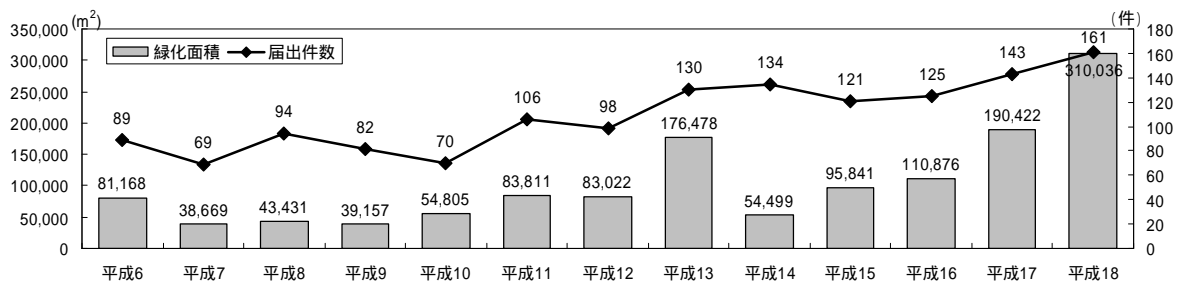
地区別に緑被率をみると、都市公園等を有する南部は、比較的緑被率は高いが、森下駅周辺などの北部では緑被率が3%未満の地区もみられる。

図表V-135 地区別の緑被率（平成17年9月現在）

地区区分	出張所区分	町丁目面積 (ha)	樹木 (%)	草地 (%)	屋上緑化 (樹木) (%)	屋上緑化 (草地) (%)	緑被率 (%)
小松橋・白河	白河	370	9.83	1.38	0.02	0.01	11.24
	白河	205	9.02	0.66	0.02	0.00	9.71
	小松橋	165	10.83	2.28	0.01	0.01	13.14
富岡・東陽	東陽	410	10.17	2.81	0.05	0.01	13.05
	富岡	218	9.24	2.13	0.06	0.00	11.43
	東陽	192	11.23	3.59	0.04	0.02	14.88
豊洲		690	8.84	5.08	0.01	0.00	13.93
亀戸・大島	大島	479	8.62	3.23	0.01	0.02	11.87
	亀戸	252	8.35	3.19	0.01	0.03	11.58
	大島	227	8.91	3.27	0.01	0.00	12.20
砂町	砂町	484	10.02	2.32	0.01	0.04	12.39
	砂町	269	9.90	2.20	0.01	0.05	12.17
	南砂	215	10.16	2.46	0.01	0.04	12.67
臨海		650	7.28	8.62	0.00	0.01	15.91
新木場・若洲		865	11.86	16.46	0.03	0.20	28.55
合計		3,948	9.59	7.01	0.02	0.05	16.68

本区では、250m²以上の敷地で建築行為等を行う場合は、事前に緑化に関する計画書を区長に提出して、認定を受けなければならない。届出件数および緑化面積は増加しており、平成18年度は161件、約31haが緑化されている。

図表V-136 緑化指導実績



また、特に緑被率の低い地域では、町会や自治会が重点的に緑化を行う協定書を交わし、一街区又は一町会の範囲の区域を緑化モデル地区として指定している。現在、北砂二丁目地区が指定されている。

6. みどりと水辺

c.2. 街路樹

区内の街路樹は8,718本植栽されており、主な樹種は、すずかけのき1,180本、まてばしい1,061本、いちょう829本となっている。

c.3. 自然体験

自然体験が可能な施設として、ピオトープや区民農園、田んぼの学校、コミュニティガーデン等の多様な施設が設置されている。ピオトープは区内に39か所設置され、総面積は2.6haに及ぶ。また、区民農園は現在2か所が整備されているが、区画が限定されており、募集区画360区画に対して、倍率は4～9倍となっている。

図表V-137 江東区内のピオトープ・自然池

設置数	面積合計
39か所	26,359m ²

図表V-138 区民農園の開設・利用状況の推移

	年度	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
辰巳区民農園(S53開設)	区画数	167	167	167	167	167	167	167	167	167
	申込数	871	1,117	975	961	1,271	873	873	801	801
	倍率	5.0	6.7	5.8	5.7	7.6	5.2	5.2	4.8	4.4
城東区民農園(H16開設)	区画数						193	193	193	193
	申込数						2,205	1,652	1,776	1,737
	倍率						11.4	8.6	9.2	9

d) 水上交通

本区では水上バスを昭和60年に、地方自治体初の直営事業として行ってきたが、現在は廃止されている。

本区および周辺地域で民間事業者による水上交通の概要は以下の通りである。隅田川や臨海部の主要観光地を結ぶ遊覧船が定期的に運航されている。

また、江東区では現在7艘の和船を所有しており、6艘が横十間川親水公園ポート場に設置されている。この和船は「和船操船」の伝統技術保存を目的として、「和船友の会」の活動に使用されており、一般区民も無料で和船に乗船することができる。

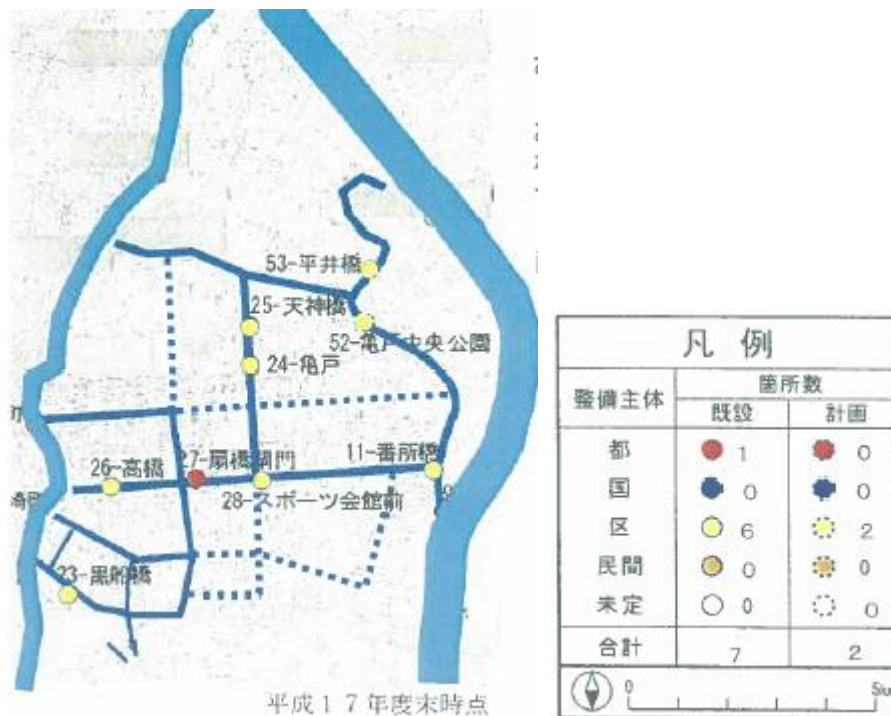
図表V-139 主な水上交通

東京都観光汽船	隅田川ライン:浅草 浜離宮 日の出棧橋 浅草 浅草お台場ライン:浅草 お台場 豊洲 浅草 お台場ライン:日の出棧橋 晴海 お台場 ビックサイト・パレットタウン:日の出棧橋 東京ビックサイト パレットタウン 等
東京水辺ライン	両国・お台場クルーズ:両国 越中島 聖路加 浜離宮 お台場 桜橋 両国 TOKYOベイ葛西・両国:両国 越中島 聖路加 浜離宮 お台場 ビックサイト 葛西臨海(土日祝)いちにち ゆらり旅 等
和船友の会	櫓こぎ木造船 水曜日 無料 往復1.5km (期間により日曜日運航)

6. みどりと水辺

地震などの災害時に、河川舟運が住民の避難や応急物資の輸送等の機能を円滑に果たすための拠点として、本区では、防災船着場が7箇所整備されている。

図表V-140 防災船着場の一覧（平成17年度）



注釈) 平井橋：江戸川区、亀戸中央公園：未完成
出典) 東京都河川部資料

関連個別計画

江東区みどりと自然の基本計画（H19.7）

* 樹木や草など緑と、緑に覆われた土地や広場に水辺地を加えたものを「みどり」と表現し、今後 20 年間の区における「みどりと自然のまちづくり」を進めていくためのガイドラインである。

(3) 区民の意識・意向（「江東区民意識意向調査（平成 20 年 3 月）」より）

a) 現在の状況・以前との比較

みどりと水辺に関する区民の評価では、現状においては、「水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況」で「良い」が 27.4%、「悪い」が 7.8%、「海・川・緑地等の自然保護・保全の取組」で「良い」が 13.8%、「悪い」が 9.8%で、良いとする評価が高くなっている。

一方、以前との比較においては、「水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況」で「良くなっている」が 30.0%、「悪くなっている」が 3.9%、「海・川・緑地等の自然保護・保全の取組」で「良くなっている」が 18.0%、「悪くなっている」が 4.5%で、「みどりと水辺」に関する状況は改善されているとする評価が高くなっている。

6. みどりと水辺

図表V-141 現在の状況 回答率一覧<みどりと水辺関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良い (%)	ふつう (%)	悪い (%)	無回答 (%)
水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況	27.4	48.3	7.8	16.5
海・川・緑地等の自然保護・保全の取組	13.8	59.5	9.8	16.9

図表V-142 以前との比較 (4～5年前、それ以降に江東区に住まれた方は転入当時と比べて) 回答率一覧<みどりと水辺関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった (%)	無回答 (%)
水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況	30.0	44.2	3.9	21.9
海・川・緑地等の自然保護・保全の取組	18.0	55.1	4.5	22.3

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況」が4.3%、「海・川・緑地等の自然保護・保全の取組」が2.3%で、「まちづくり・環境分野の平均優先度」7.1%を下回っている。

図表V-143 優先度結果一覧<まちづくり・環境分野> (N=1,302) (ゴシック体は、みどりと水辺関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度 (%)
商業・居住・ビジネス機能等が調和した都市環境	4.2
道路・バス等の整備による円滑な交通ネットワーク環境	12.2
交通事故の危険にあわないような取組	9.6
災害に強い安全なまちづくりへの取組	16.8
災害時の救助・救援・支援体制の状況	12.6
水辺と緑に囲まれた生活空間の整備状況	4.3
臨海部の新しいまちの整備状況	1.3
生活スタイルに応じて住み続けられる住環境	6.2
犯罪の少ない安全で安心して暮らせる住環境	17.0
公害等環境汚染のない安全な生活環境	5.0
ごみの排出抑制やリサイクルなど環境に配慮した生活・行動の定着	4.1
環境配慮行動の浸透に向けた区民や事業者への支援体制	0.8
海・川・緑地等の自然保護・保全の取組	2.3
清潔で調和ある都市景観の美しさ	3.6
まちづくり・環境分野の平均優先度	7.1

注釈) 優先度：1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

(4) 課題

- ・集合住宅が増加する中で、庭付き戸建て住宅は少ない。区民農園への応募が増加していることから、身近な場所で緑に親しむことができる機会が求められている。今後は、農園を始めとして、大人が緑に親しむことができる空間の整備促進が求められる。
- ・河川や運河沿いの水辺空間の親水化を進めているが、より快適な住環境を構築していくために、水辺と水辺、水辺と緑地の連続性を考慮したまちづくりを行っていくことが求められている。
- ・人口の増加に伴い、一人当たりの公園面積が減少するなかで、地域レベルの住環境の向上を図ることが大切であり、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の視点や誘致距離や機能性から見た公園の充足度を勘察し、バランスの取れた公園配置について検討していくことが求められている。
- ・土地利用の高い本区では、公園など新たな公共施設整備による緑地の確保は困難な状況にある。一方、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境保全に資する新たな緑地の確保が必要である。そのためには新たな建築物に対する緑化指導のほか、水辺と道路の更なる緑化や接道部の緑化、公園の広場や校庭の芝生化、公共施設や民間建築物の屋上緑化や壁面緑化など新たな工夫で緑豊かで美しい街を形成していくことが求められている。
- ・本区は海と縦横に走る河川、運河を持つ水環境の豊かな都市である。その水の道を利用し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する海からの風の道を確保することが大切である。また、水辺は多くの生き物たちの移動経路になっている。水辺と周りの緑を連携させることによって、エコロジカルネットワークを形成し、身近な自然とのふれあいを通して、みんなで自然をはぐくむ意識と知識を養うことが求められている。
- ・緑豊かで質の高い環境を維持していくには、行政だけではなく、こどもからお年寄りまでのさまざまな区民が水と緑に対する思いを実現する機会が必要である。区民が実感できるみどりのサポートシステムの充実やみどりを守り育てるリーダーの育成など、身近にふれあうみどりを、区民といっしょになって世話をし、はぐくんでいくことが求められている。